

(第一類 第十一号)

衆第一議院 遠信委員会 議錄 第十一号

(一一〇)

平成五年六月三日(木曜日)
午前九時開議

出席委員

平成五年六月三日

委員の異動

辞任

今枝 敬雄君

佐藤 守良君

岡島 正之君

久野統一郎君

補欠選任

久野統一郎君

山本 拓君

東 順治君

同日

委員長 龍井 久興君
理事 川崎 二郎君
理事 坂井 隆憲君
理事 松浦 昭君
理事 大木 正吾君
理事 赤城 德彦君
理事 岡島 正之君
小林 興起君
虎島 和夫君
深谷 隆司君
森 英介君
阿部 末喜男君
田中 昭一君
武部 文君
鳥居 一雄君
菅野 悅子君
出席國務大臣

植竹 繁雄君
久野統一郎君
久野統一郎君
山本 祝稔君
田並 吉岡 賢治君
吉岡 順治君
中井 治君
出席政府委員

○亀井委員長 これより会議を開きます。
電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案、郵便切手類販売所等に関する法律の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。
これより質疑に入ります。

○森(英)委員 おはようございます。自由民主党の森英介でございます。

私はきょう、二法案提出されておりますが、電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案について、的を絞りまして質問させていただきたいと思います。

最初、一般的なお話をされますが、電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案について、的を絞りまして質問させていただきたいと思います。

郵便切手類販売所等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三五号)(參議院送付)

野についても、やはり社会資本といいますか、社会の共通基盤という意味での整備をしていく必要性が、他の道路や鉄道等々と同じようにあるということを常々思つておるわけであります。最近になりましていろいろな用語辞典などを拝見いたしました。

ますと、やはり社会資本の具体的な内容として情報通信というものをほとんど辞典が挙げてくれるようになつております。そういう意味では世の中の認識というのもだんだんと得られつつあるのではないかと思つておるところであります。

ただ、そうはいいましても、現実の問題になりますと、たまたま森先生がおつしやいましたように、情報通信について社会のインフラストラクチャーとして整備をすると、ということについては、まだまだ少しおくれている面があるのではないかという感じを私ども持つておるわけであります。

ますと、たまたま森先生がおつしやいましたように、情報通信について社会のインフラストラクチャーとして整備をすると、ということについては、まだまだ少しおくれている面があるのではないかというふうに申し上げざるを得ないのが実情でございます。

一つ、二つ例をお尋ねでございますのでお答えをさせていただきますと、私どもの受け持つておる事業などと比べた場合に、率直に申し上げまして国への支援措置というのが少しおくれているといふふうに申し上げざるを得ないのが実情でございます。

六月三日

身体障害者への移動電話の貸与に関する請願

(石橋大吉君紹介)(第一六四二号)

(若田順介君紹介)(第一六四三号)

(遠藤登君紹介)(第一六四五号)

(田口健二君紹介)(第一六四五号)

(沢藤礼次郎君紹介)(第一六八六一号)

(小里貞利君紹介)(第一二〇四九号)

(奥田敬和君紹介)(第一二〇五〇号)

(住博司君紹介)(第一三〇五一号)

(田邊利男君紹介)(第一二〇五二号)

(保利耕輔君紹介)(第一二〇五三号)

(前田武志君紹介)(第一二〇五四号)

(宮里松正君紹介)(第一三〇五五号)

は厚生委員会に付託替えされた。

本日の会議に付した案件

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三四号)(參議院送付)

申し上げましたような支援措置が講じられるということになつております。

ガス事業についてもおおむね同様であります。新設されたガス事業の用に供する特定の償却資産について、やはり固定資産税についての課税の特例が認められるということになつております。

鉄道事業についてもやはり、新たに営業路線を開設するために敷設した鉄道等につきまして、そのような支援措置が講じられるということになります。

そのように見てまいりますと、鉄道とかガス、電力に比較いたしまして国の支援という体制がまだこの電気通信事業については少しおくれているということは、率直に言つて認めざるを得ないとこりであります。毎年毎年予算編成の段階で私どもとしては、関係のところに対しても、国の支援措置が少しでも拡充されるようになりますが、今後ともなお一層格段の努力をする必要があるかと考えております。

○森(英)委員 今の局長のお話ですと、やはりまだ支援措置が十分と言えないような現況といふうに改めて思つわけありますけれども、鉄道事業あるいは電気事業にまさるとも劣らない位置づけにすべく、小泉大臣を先頭に、郵政省にもぜひ引き続き御努力をお願いしたいと思います。

また続ぎまして、電気通信基盤充実臨時措置法の一部改正法案をこのたび提出することになった社会的背景はどういうものでしようが、この点についてお尋ねいたします。

○白井政府委員 改めて申し上げるまでもないかと思いますが、電気通信をめぐる技術の開発といふのは大変著しいものがござります。そしてそうした技術を利用しての社会活動でありますとか経済活動というのも大変活発になつてきておりまして、今日おきましては、経済活動だけをつてみましても、電気通信を利用しないような経済活動

動というのはむしろあり得ないと申し上げても差し支えないような状況になつてゐると思います。私どもの大変身近な銀行でありますとか郵便局でのような支援措置が講じられるということになります。

そのように見てまいりますと、鉄道とかガス、電力に比較いたしまして国の支援という体制がまだこの電気通信事業については少しおくれているということは、率直に言つて認めざるを得ないとこりであります。毎年毎年予算編成の段階で私どもとしては、関係のところに対しても、国の支援措置が少しでも拡充されるようになりますが、今後ともなお一層格段の努力をする必要があるかと考えております。

それだけに、そのような社会の諸活動が電気通信に寄りかかると申しますか、依存をしてきておる度合いが非常に高くなつてきておるわけでありまして、そのような状況のもとで、何かのきっかけで電気通信に障害が起きますと、依存の度合が高いだけに及ぼす悪影響というのもまた非常に大きなものになるということが懸念されるわけでございます。

そのようなことから、そうした障害を防止するための施策というのをこれからどんどん講じておかなければいけないということが今回の法律案を出させていただきますと、平成三年三月に、これは関西の方であります。下水道工事の際に通つて通信ケーブルが切断されてしまいまして、二十七万加入の電話が数時間にわたつて不通になつたというようなケースがあつたようです。

それからこれは先生方大変御案内のとおりであります。やはり平成三年の雲仙・普賢岳の噴火の際のいろいろな障害ということも再三新聞に報道されておりましたが、この場合は、火砕流が起きたときには地域内の二百回線以上の電話が不通になつたということのようであります。

それから、やはりこの年の九月に大変大きな台風、台風十九号というのが参りまして日本全土を駆けめぐつたわけであります。このときも、特に九州地方でありますとか中国地方の被害が大きかったようあります。通信用ケーブルが切断される、あるいは電力線に被害が起きまして停電が発生するということもあつたりして、このときは三十万加入ぐらいの電話がかなりの長い時間不通になつたというような事態を思い起こすわけでございます。

○森(英)委員 趣旨はまとによく理解できただけでございますけれども、電気通信網に障害が発生した場合に影響が非常に大きいということでありますが、最近の例で、電気通信網にどのような法律案を提案させていただいた次第でございまます。法律案を提案させていただいた次第でございました。

○森(英)委員 その趣旨は、電気通信事業者の方にそうした障害を未然に防いだりするための対策を講じる一助にしていただきたいというようなことから今回おきましては、既にあります電気通信基盤充実臨時措置法の中の事業としてこの信頼性向上施設整備事業を一つ加えたいという形で法律案の提案をさせていただいております。

つまり、現在の電気通信基盤充実臨時措置法におきましては、既にあります電気通信基盤充実臨時措置法の中の事業としてこの信頼性向上施設整備事業を一つ加えたいという形で法律案の提案をさせていただいております。

そこで、今回御提案申し上げております法律案におきましては、既にあります電気通信基盤充実臨時措置法の中の事業としてこの信頼性向上施設整備事業を一つ加えたいという形で法律案の提案をさせていただいております。

おきましては、高度通信施設整備事業、これは新しい改正案での呼び名であります。現在の法律では施設整備事業と申しております。施設整備事業と人材育成をいたします事業との二つの事業を行つということで現在の法律ができ上がつておりますが、その二つに加えまして、ただいま申し上げました信頼性向上施設整備事業というものを三本目の柱として加えたいというものであります。

具体的には、通信の疎通を確保するということ

が最近でも起つてゐるということであります。が、今回の法改正により支援しようとしている信頼性向上施設整備事業とは、具体的にはどういうような事業なのかということをお尋ねいたしました。

○白井政府委員 たまたま、つい一週間、十日ばかりのことです。これまで、地方のある新聞の切り抜きを見ておりましたら、大きな見出しだ。「うつかり切斷困ります」というような見出しの記事が載つてありました。何かと思いましたら、工事などでうつかり電話線を切つてしまつて

いう事故が大変多いということでありまして、この新聞記事によると、北海道の場合でありますけれども、昨年度の場合は、たまたま申し上げました。それで、記事の内容は、たまたま申し上げましたように、いろいろな工事をするときにうつかり電話線をひっかけてしまつてこれを切つてしまつて、これがどうなことだというふうなことがあります。

ところで、具体的に国民生活に大きな影響があるような事故として、一つ二つ思い出すまま挙げさせていただきますと、平成三年三月に、これは関西の方であります。下水道工事の際に通つて通信ケーブルが切断されてしまいまして、二十七万加入の電話が数時間にわたつて不通になつたというようなケースがあつたようです。

そこまで、具体的に国民生活に大きな影響があるような事故として、一つ二つ思い出すまま挙げさせていただきますと、平成三年三月に、これは関西の方であります。下水道工事の際に通つて通信ケーブルが切断されてしまいまして、二十七万加入の電話が数時間にわたつて不通になつたというようなケースがあつたようです。

それからこれは先生方大変御案内のとおりであります。やはり平成三年の雲仙・普賢岳の噴火の際のいろいろな障害ということも再三新聞に報道されておりましたが、この場合は、火砕流が起きたときには地域内の二百回線以上の電話が不通になつたということのようであります。

それから、やはりこの年の九月に大変大きな台風、台風十九号というのが参りまして日本全土を駆けめぐつたわけであります。このときも、特に九州地方でありますとか中国地方の被害が大きかったようあります。通信用ケーブルが切断される、あるいは電力線に被害が起きまして停電が発生するということもあつたりして、このときは三十万加入ぐらいの電話がかなりの長い時間不通になつたというような事態を思い起こすわけでございます。

されております通信線を地下のしつかりした洞道と言われるようなトンネルに、できるだけ重要な場所においてはそうした洞道に通信線を格納するというようなことを進めたいということでありますとか、万が一ある通信線が切断をされたとか遮断をされたときに、直ちに機械的に迂回ルートをすぐ確保いたしまして通信の疎通を確保するというような措置をとるために、回線切り替え装置などを整備する事業といふことを念頭に置きましたて、信頼性向上施設整備事業といふものを三本目の柱として加えさせていただきたいということが今回の御提案申し上げた内容となつております。

○森(英)委員 事業の内容についてはよくわかつたわけでありますけれども、これはやや基本的な問題ですが、電気通信網の信頼性の向上を国が支援するということにしているわけでありますけれども、国がこのような支援を行うべきとする理由について、どのようにお考えになつています

○白井政府委員 先ほど来申し上げております

が、信頼性向上施設整備事業は、電気通信事業者の方が電気通信サービスを提供するためには設備を設置いたしますが、信頼性向上施設整備事業は、電気通信網に万が一障害が起きたときに、影響が大変大きいので、そういう障害を防止するとか、障害が発生いたしましたときに直ちに復旧をするとか、そういうことをねらいとしている事業であります。もともとこうした障害を除去するための施設を整備するというのは通信事業者の方にやついていたくといふことが本来の建前であると思つております。

ただ、そうは申しましても、例えば洞道一つをとりまして、一キロメートルの洞道を設置するのに約十五億円ぐらいかかるということが言われておりまして、膨大な経費がかかるわけであります。しかし、その十五億円の投資をいたしたといたしましても、それが直ちに収益といふ形ではね返つてくるといふことは期待しにくいわけであつまして、そういう意味で、事業者の方もついつい

いこうした信頼性を確保するための施設の整備なども取扱うことがあります。しかし、その信頼性の向上を図ることはどうしても國としても必ずいというような立場から、できるだけ通信事業者が信頼性確保のための施設の整備に前向きに取り組んでいただけるよういわば政策誘導をしたいといふような気持ちから、國が支援措置を講ずることにしたいといふ提案になつてゐるわけ

ます。

最後に大臣にお伺いいたします。

安全性あるいは信頼性の向上は、冒頭申し上げましたように、インフラ整備として考えて抜本的な施策を講ずるべきであるというふうに思いました。そういう考え方からいたしますと、今回の施策

はやや限定期的な支援のようと思われるわけでござります。

○森(英)委員 まことに結構なことであると思ひます。

最後に大臣にお伺いいたします。

安全性あるいは信頼性の向上は、冒頭申し上げましたように、インフラ整備として考えて抜本的な施策を講ずるべきであるというふうに思いました。そういう考え方からいたしますと、今回の施策

はやや限定期的な支援のようと思われるわけでござります。

○小泉国務大臣 今局長が言われたとおりなんですが、確かに今回の電気通信事業者の信頼性向上のための施設整備というのは、税制上とか財政上

限られたものになると思います。しかし将来を考えますと、この情報通信基盤の整備というの

は国民生活にとつても大変重要なものでありますし、また、民間の事業者がどこまでできるのか、そして国としてもどういう形で支援できるか、幅広い各界の意見を聞きながら、少しでも情報通信基盤の充実に協力していくべきだといふこと

が歴史を愛していただくといふことは、国際的な交流の時代に非常にいいことではないかと

思います。この点について、今後どういうふうに展開されていくのか、大臣のお考えをお聞かせいた

だきたいと思います。

○白井政府委員 私の方から少し事務的なことをお答えをさせていただきたいと思いますが、

まずお答えをさせていただきたいと思ひます。確かに、今回國がこの支援措置として講じさせて

いただきたいという御提案の内容というものは、信頼性向上施設整備事業という極めて限られた特別

の目的を持つたものに対する支援という内容になります。

○森(英)委員 ただいま大臣からも大変前向きのお話を伺いました、心強く思つた次第であります。

まずお答えをさせていただきたいと思ひます。いざれにしても、大変、高度情報化社会とい

う、こういう時代背景に基づきまして、情報通信ネットワークの整備拡充並びにその信頼性の確保

というのは我が国にとって本当に大きなテーマであります。しかしながら、冒頭申し上げました

ように、社会資本として通信関係のいわゆるインフラストラクチャーの整備をしていくといふこと

でこの法案を提出した次第であります。

○上野(寿)政府委員 お答えいたします。

今先生がおっしゃいましたように、我が国の郵便切手、デザイン面あるいは印刷技術面でも世界

のトップレベルにあります。諸外国からも非常に高い評価を得ておるわけでございますけれども、現在海外の需要家にとりましては、我が国の

切手を入手する方法といたしましては、東京中央郵便局の窓口に通信販売の申し込みをしていただ

くということが唯一の手段となつております。

○小林(興)委員 その程度といいますか、今言い

ました中央郵便局ですか、そこに窓口が一つあるだけだといふようなことで、現在相当売れている

のでしようか、日本の切手は。

○上野(寿)政府委員 実績をここ二、三年とつて

みますと、通信販売で東京中央で販売しております年間の額は約一億前後でございます。

○小林(興)委員 そういたしますと、まずその通

信販売そのものを何かもつと拡充強化、つまり今どこの国からも買えるようになつてあるかどうか、そこもよくわかりませんけれども、何かこの

通信販売を改善をして我が国の切手がもつと海外

に出るというようなことは考えておられるのですか。

○上野(寿)政府委員 現在行われております通信販売につきましては、正直言いまして、申し込みの通信費は個人の負担でございますとか、申し込んでからの購入期間までがかなり手間を要するといったようなこともござりますので、私ども海外にいろいろP.R.、周知をやつてはおりますぐれども、現在の通信販売そのものではなかなか需要の拡大が図りにくい、こんなふうに承知いたしております。

○小林(興)委員 逆に言いますと、海外のそういう切手を我々日本人が、國民が買いたいというようなこともありますかとと思うのですけれども、そしてまた、よその國も売りたいと思っておられるかもしれませんけれども、外國のいろいろな、まあ主要國、先進国といいますか、そういう國々でも結構ですが、そういう國はどんなふうにして自分たちの切手を外國の方に売る、ないしは求めさせるようなことをしているのでしょうか。

○上野(寿)政府委員 諸外国におきまして、自分の國の切手等の販売につきましては、私ども今回法律の改正をお願いしておりますけれども、それと同じように、諸外国の実態を調べてみますと、委託方式によりまして海外で販売をしているという実態がございまして、現在調べました実績は、アメリカ、イギリス等四十三カ国がそういった海外における委託方式による販売を行つております。なお、我が國においてどれくらいなされているかという点につきましては、三十四カ国くらいが日本において代理店方式でやつていると承知いたしております。

○小林(興)委員 そういう諸外国の例もこれあり、我が國においても委託方式というような形で海外において切手を販売してみようということになつたのかと思います。そういたしますと、實際やつているわけですから諸外国にはいろいろと例があるのだと思うのですが、今回、三十四カ国があ

日本に来て売つていると言ふのですけれども、三

編に売つていくつもりなんでしょうか。

○上野(寿)政府委員 一挙にふやすということとおれます。東京中央郵便局の通信販売の実績のうちかなり売り上げが伸びるのではないかと思われることを今回対象にいたしたいと私ども思っております。

ちなみにその実績を申し上げますと、アメリ

カ、ドイツ、スイス、イギリス、この四カ国で通

信販売額の約八割が売れていたといふうな実態

にござりますので、今回はまずその上位四カ国を

思つております。

○小林(興)委員 今、米国、ドイツ、スイス、イギリスですか、四カ国の名前が挙がりましたが、最初のこととござりますからとありますから、四カ国と

思つております。

○小林(興)委員 せんが、もう少し、例えばアジアの国を入れると

か、何かそういう形で、できるだけ早くもっと多

くの国に少し日本の切手が出ていくような、そ

ういうことをぜひ考えていただきたいと思いま

す。

しかし、とりあえずは初めてだと、四

カ国で始めるんだと、これが主要國だと言

うだし方ないと、これが主要國だと言

これの八割を占めているわけですから、委託方式を始めますと大半が委託方式に移行するのではないか、こんなふうに考えております。

そうしますと、委託方式に変わった場合に、そ

れでは海外においてどれくらい需要が伸びるかと

いうことでござりますけれども、私ども、通信販売の業者の方々等からヒアリングで調査をやつております。こういったことをもとにいたしまして

四カ国における海外販売の試算をやつてみます

と、今までの通信販売に対して約六割伸びるで

はないか。これは未来永劫六割伸びていくという

ことはございませんが、少なくとも開始した直後は六割くらい伸びしていくのではないかというふうな調査結果でござりますので、そういうこと

を考慮いたしまして平成五年度の販売額を見積もりますと約六千万円の海外における実績が出でく

るのはいか、こんなふうに思つております。

ただし、平成五年度は、もちろん今から法律を成

立させていただいだ後ということになりますの

で、約半年間の実績見込みとすることになります

す。

○小林(興)委員 せっかくやるからには売り上げ

も伸ばしていただきたい。ということは、それだけ日本のすばらしい切手を外國の方、特に切手を愛する方がいらっしゃるでしようから、そういう方に大いに手に入れていただき、そして日本に對して親近感を持っていたらとか、すばらしさを感じていただくとか、そんなことが起きていけばいいなど願つてゐるわけでござります。

その委託、今言われましたアメリカは大変広い国でござりますけれども、アメリカなどだったら各州ごとに売るとか、何か何カ所かに分けて売る

といふうなことを考えておられるのですか。

○上野(寿)政府委員 今回初めてやる試みでもござりますので、始めた直後の実態をつかむという意味もございまして、私ども、今回は各國一業者を指定して販売に努めてまいりたい、こんなふうに思つております。

○小林(興)委員 そういういたしますと、業者とい

のは相手は民間になるのでしょうか。

○上野(寿)政府委員 私ども、どういった人に委託を任せるかということを考えております。

も、もちろん國が直接やるわけではございません

ので、民間の既に海外販売をやつておられるよう

な業者の方を中心として選定していくのがいい

ではないか、こんなふうに思つております。

○小林(興)委員 それでは、やりながら様子を見

てまたというものもあるのでございませんが、で

きるだけ一ヵ国一業者等に限定しないで、業者の

数ももう少しふやして、一生懸命競争させながら

努力させていつもらいたいというふうに要望を

申しあげておきたいと思います。

○上野(寿)政府委員 海外販売の全体の見込み額も出されたわけであ

ります。恐縮ですが、では少し細かいことを開か

せていただきたいと思うのです。こういう海外で

切手を販売するときに、もちろん日本の切手は何

円と日本の金額が書いてあるのでしょうかけれど

も、例えば六十二円の切手であればアメリカなど

でそれを幾らで売るのでしょうか。

○上野(寿)政府委員 海外において販売する価格でござりますけれども、これは定価に相当する価格ということにいたしておりまして、定価相当額

の切手を販売するときに、もちろんそれはその国における為替レートで換

算をしたものになるということでござります。

○上野(寿)政府委員 逆に、日本で今切手を買おうと

思つて郵便局などに行きますと、もちろんたくさん切手がありますが、記念切手のようなきれいな

ものについては最近出たものしか置いていないよ

うな気がするわけであります。昔発行された切手、そういうのはいい切手があるわけですが、昔

の切手を買おうと思うときに、それは今日本の郵

便局で買えるのか、いわゆる切手屋さんで売つて

いるのかわかりませんけれども、逆に向こうで売

るときはことし発行したものを持っていくのか、

それとも、在庫はどうなつてあるかわかりません

けれども、今までの日本の有名な切手というのがあるのでしょうか。

○小林(興)委員 そういうふうな切手がある

れば昔のいい切手をみんな並べて売るのでしょうか。

○上野(寿)政府委員 基本的には、発売したもの購入していただけて、それを海外で売っていたんだというふうに思つております。(小林(興)委員「これから」と呼ぶ) そうでございます。ただ、実績をずっと積み上げてまいりますと、当然古い切手も、古いといいますか、発売直後のものがすぐ売れるということではございませんで、一度売り出されたものが一定の期間は継続して売られるということになりまして、直後のものだけではない過去の切手も店頭で売られるというふうにはなつてまいりません。

○小林(興)委員 向こうで売る金額についてはわかりました。今、日本のお金を換算して向こうで売るというだけのようでございますから、そんなに高い価格で売るわけではないのだだうと思うわけであります。

それで、業者の選定も難しいのでしょうか。選定された業者にはどのくらいの手数料というのが行くのでしょうか。

○上野(寿)政府委員 販売の手数料でございますけれども、販売にかかる郵便切手等の海外への輸送費、それから周知宣伝費等の所要経費、こういったものを考えまして、買い受け額の一五%を支払うということにいたしております。

○小林(興)委員 そうしますと、残りはいわゆる郵政省といいますか、日本国の収益になるのですか。

○上野(寿)政府委員 そうでございます。

○小林(興)委員 ちなみに、現在国内で売られております日本の切手の総収入から見ますと、今までの日本における切手の総売上額が約五千億円でございまして、先ほど申し上げましたように、海外で売れる額がその中で年間約一億ということになります。

なりますので、率は非常に小さいものになつてまいるかと思います。

○小林(興)委員 そういたしますと、損をするわけではないということでしようけれども、事業収入という意味では、金額一億、大きいようでもあるんですけども、日本全体の切手の総額から見ますけれども、日本全体の切手を書くときは、やはり売り出されたけれども、非常に小さいわけでありまして、考えてみると、收入をうんと上げるということよりは、どうぞと文化的な意味だと、国際文化交流など、教育的意義だと、きっとそういうことにあるのではないかと思われるわけであります。

す。

そもそも切手文化というのは、結局それを張ります手紙の文化ということにも密接に関係がある

のだろうと思うのですけれども、海外での切手と

いうことを離れて、日本でもしばらく切手を出して、そしてまたそれを国内で流通するということになりますと、それは買うだけではなくて、それを張つて手紙を出すということにつながつてい

くわけでありましょうから、そういう今後の国内における切手発行の政策あるいは手紙文化の問題

非常に教養深い小泉大臣から、ひとつ切手論、文化論を少しお聞かせいたければと思います。

○小泉国務大臣 文化論というほどのことじゃありませんけれども、私も子供のころは切手収集趣味があつたのです。しかし、大人になつて割合手

割というのは、これからどのような科学技術、情報通信が発達する社会においても、触れ合いといふことがありますか、人間交流の手段として大変重要なものである、役割が半減するどころか、減るどころか、将来といえども大変重要なものになつていく

というふうに私は考えております。

○小林(興)委員 大臣、ありがとうございます。

大臣を補佐しておられる上野郵務局長にこれに

関連してお伺いしたいわけありますけれども、すばらしい記念切手を張つて、いい切手を張つて外国の友人の方に、大臣としても我々もそうであります

なる。そうなりますと、不思議なもので、集める楽しさが半減してしまうのですね。そういうこと

から、最近ではもう切手を集めることほどのこ

とはありませんが、子供のころ、スタンプの押されたきれいな切手を切り抜いて、洗面器とかお茶

わんに入れて、のりがはがれるのを待つた。手ではがすと汚れてしまうという子供のころのことを今振り返つてみると、こういう切手を趣味にしている方も今たくさんいるのではないか。

同時に、親しい人に手紙を書くときは、やはり自分でできるだけきれいな切手を張つてあげたいという気持ちを持つものですね。特に外国人との交流の場合はできるだけ、日本のものと言つてはなんですか、日本独特のきれいな切手をたくさん張つて、額の大きい切手一枚よりも、きれいな切手をたくさん張つて外国人にあげる。そういうことから考えますと、手紙文化、切手というのは、同じ日本国民のみならず、外国との交流にも大きな役割を果たしているんじゃないいか。

おかげでありますから、そういう今後の国内における切手発行の政策あるいは手紙文化の問題

非常に教養深い小泉大臣から、ひとつ切手論、文

化論を少しお聞かせいたければと思います。

○小泉国務大臣 文化論というほどのことじゃ

ありませんけれども、私も子供のころは切手収集趣

味があつたのです。しかし、大人になつて割合手

割というのは、これからどのような科学技術、情

報通信が発達する社会においても、触れ合いといふことがありますか、人間交流の手段として大変重要なものである、役割が半減するどころか、減るどころか、将来といえども大変重要なものになつていく

というふうに私は考えております。

○小林(興)委員 大臣、ありがとうございます。

大臣を補佐しておられる上野郵務局長にこれに

関連してお伺いしたいわけありますけれども、すばらしい記念切手を張つて、いい切手を張つて外国の

友人の方に、大臣としても我々もそうであります

なる。そうなりますと、不思議なもので、集める

楽しさが半減してしまうのですね。そういうこと

から、最近ではもう切手を集めることほどのことはありませんが、子供のころ、スタンプの押されたきれいな切手というのいつでもどんどん出

ます。我々が一番親しい機関として郵便局といふものが御承知のとおり存在をしている。それが全

国に今二万四千ぐらゐあるのですが、そういう郵

便局のネットワークというのは、日本の発展に

とつてまた地域社会の振興にとって、ここまで地

域に密着させて、また数多くつくつて、しかもす

ばらしい活動をしているというものはないわけで

ありますから、今後ともこの国民的な財産であり

ます二万四千局の郵便局というものを国としても大事にしていきながら、そしてまた大いに動いてもらう、頑張つてもらうといふことが大事ではないかなと思つておるわけあります。

国家的に郵便局がこのすばらしいネットワークを使って頑張つておる、これは漠然と国民の皆さんはわかっていると思うのですけれども、何か地域社会に特別に頑張つておるといふような、最近ふるさと切手とかそんな言葉も出てきておるようではありますが、地域振興という面で郵便局を見たときに、今どんなようなことが行われているのでしょうか。

○上野(寿)政府委員 今先生の方から、郵便局のネットワークが国民の共有の財産として非常に地域に貢献しているのではないか、その辺の具体的なものがどうだという御質問でござりますけれども、現在私たちが郵便局のネットワークを活用いたしまして取り組んでおる内容といたしましては、ふるさと小包の扱いといったようなものがございます。これは、御承知だと思いますけれども、一村一品運動というふうな中で地域の地場産業の掘り起こしが盛んになされておりますが、その特産品といったようなものを郵便局ネットワークを通じて全国にお届けするというお手伝いをやつておるものでございまして、ふるさと小包が最近各地域において非常に喜ばれていますというふうな実態がござります。

それから、地域のPRあるいは観光の振興といふふうな観点になろうかと思いますけれども、代表的な風物などを題材といたしましたふるさと切手あるいはふるさと絵はがきの発行、こういった点についても地域で協力をいたしております。

それから、ふるさと小包の情報版といふふな形になろうかと思いますけれども、ふるさと情報提供サービスといったようなものも取り組んでおられます。

そのほか、地域の中で、過疎地域あたりにおきましては、役場あたりに行くのが非常に時間がかかるというふうなこともあるわけでござりますけ

れども、住民票の写しをファクシミリによつて請求できる、そういう扱いといふものも取り組んでおるところでござります。

それから、これはことしの一月から始めたパ

ロット実験でございますけれども、地域の情報を

全国に発信するお手伝いをしようということか

ら、活き活き情報交流サービスといったようなも

のも開始いたしております。

そういうた地域振興に郵便局のネットワークが

貢献をしているというふうに思つておりますけれども、今後も私ども、国土の均衡のある発展のためについことから、地域のニーズを的確に把握いたしまして、そのニーズに合ったサービスの開発あるいは実施に努めてまいりたい、こんなふうに思います。

○小林(興)委員 今上野局長から決意も伺いましたが、今後も私ども、国土の均衡のある発展のために

いたしまして、そのニーズに合ったサービスの開

発あるいは実施に努めてまいりたい、こんなふうに思います。

○白井政府委員 電気通信基盤充実臨時措置法と申しますのは平成二年六月一日から施行をさせていただいた法律でございます。この法律は、一口に申し上げますと、電気通信による情報の流通の円滑化のための基盤の充実を図るということを目的につくられた法律でございます。そして、具体的にそのような目的を達成するために、この法律ができた当初は二つの事業を支援するという内容

のものになつておりますが、その二つの事業の一つが施設整備事業といふものであります。もう一つは人材研修事業といふものでございました。

施設整備事業と申しますのは、言つてみれば高

度通信施設の整備を行うといふものであります

て、次の世代の通信施設の整備を図るといふよう

なものであります。具体的には、同期ディジタル伝送装置を整備いたしますとか、あるいは光

ファイバーケーブルを整備するといふような、高

度通信施設の整備を行なうといふ事業を施設整備事

業と呼んでおりました。

人材研修事業は、情報通信といふのがますます

全国各地でいろいろな形で利用されるようになつてまいりまして、人手が不足する、通信関係の知

識を持つた人が非常に足らなくなつてきておる

いふような現実を踏まえまして、それぞれの地域

でそのような仕事に携わる方が研修できるような

施設をつくる、そういう事業を支援するとい

時間が参りましたので、以上、御要望、お願ひを申し上げまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○大木委員長 次に、大木正吾君。

○大木委員 私は、基盤法関係について御質問い合わせいたします。

実は初めて基盤法ができましたときに通信委員会に所属しておりましたのですから、少し重複といいますか、前の論議のときと重なるかもしれません、基盤法自身の中身といいますか骨組みといいましょうか、そういうものを簡単にひとつ教えていただけますか。

○白井政府委員 電気通信基盤充実臨時措置法と申しますのは平成二年六月一日から施行をさせていただいた法律でございます。この法律は、一口に申し上げますと、電気通信による情報の流通の円滑化のための基盤の充実を図るということを目的につくられた法律でございます。そして、具体的にそのような目的を達成するために、この法律ができた当初は二つの事業を支援するといふ内容

の、要するに、通信があつちこつちにつながつてあります。そのため、その出先でもって、自治体等で仕事をする方々の研修じゃないかと思うのですが、まさ

かNTTの人を研修しているわけではないでしょ

う。その辺のことちよつとはつきりしてください。

○白井政府委員 当時この法案を御審議いただいたときにはいろいろ御説明をさせていた

ことがあります。そのため、現実の問題として、狭い意味での

通信だけではなくて、例えばCATVみたいなものにつきましたは、地方の市町村などの公共団体

あるいは農業協同組合などがいろいろ施設の設置

を進めるということをしておるわけでありま

すけれども、そういうことについての知識を持つた人が非常に少ないといふような現実がありま

すけれども、そういうことについての知識を持つた人が非常に少ないといふような現実がありま

すけれども、そういうことを考えておるわけでありま

うのがこの法律の目的であったわけでございま

す。

繰り返しになりますが、このような二つの事業を行なうことについて、国として、税制上あるいは

お金の融資などにつきまして、幾つかの支援措置を講ずるということを法律の内容としておつたわ

けでございます。

○大木委員 局長に伺いますけれども、結局、物

的な基盤整備の方は、NTT自身は仕事として相

当程度やつてゐるわけでしょう。同時に、人的

人材研修事業ですか、これは現在幾つぐらいでき

ているのですか。恐らくこれはNTTとかKDDの関係でなしに、自治体とかそういうところ

の、要するに、通信があつちこつちにつながつて

あります。そのため、その出先でもって、自治体等で仕事

する方々の研修じゃないかと思うのですが、まさ

かNTTの人を研修しているわけではないでしょ

う。その辺のことちよつとはつきりしてください。

○白井政府委員 当時この法案を御審議いただ

いておりましたときにはいろいろ御説明をさせていた

きましたが、現実の問題として、狭い意味での

通信だけではなくて、例えCATVみたいなものにつきましたは、地方の市町村などの公共団体

あるいは農業協同組合などがいろいろ施設の設置

を進めるということをしておるわけでありま

すけれども、そういうことを考えておるわけでありま

の方は間もなく実際の研修の仕事が始められようかというようなところに来ていると承知をいたしております。

○大木委員 主として施設の整備と人材育成関係のお仕事のようですが、今回、信頼性向上問題について特につけ加えるという理由については、何

か特段の問題があつたのですか。

○白井政府委員 先ほど申し上げましたように、現行の電気通信基盤充実臨時措置法は二つの事業を柱にしてでき上がっている法律でございますけれども、その目的は、冒頭お答え申し上げました

ように、電気通信による情報の流通の円滑化のための基盤の充実を図るということを目的にした法律でありますので、今回御提案を申し上げております信頼性向上施設整備事業というのも当然電気通信の情報の流通の円滑化のための基盤の充実を目的とする内容のものであるということと、今まで二つの事業を柱にしておりましたものを今回一つ加えさせていただいて、三方柱でこの法律の中身にさせていただくというような御提案を申し上げておるわけでございます。

ところで、信頼性向上施設整備事業と申しますのは、現在あります二つの事業とは若干中身が異なっておりますが、電気通信の信頼性、特に自然災害でありますとかあるいは人為的な工事のミスなどによりまして、電気通信の回線などに障害が起きるということが万が一ありますと被害が大きなものになることが懸念されますので、そうした災害の未然の防止とか、あるいは万が一災害とか事故等が起きた場合に速やかに復旧をさせ、悪影響を最小限にとどめる、あるいは悪影響を一切出さないようにするというようなことのための施設の整備をすることが、ぜひこれからのことを考えると必要だというようなことで、たゞいま御提案申し上げておりますような事業を今回この法律の中にもう一つの柱として加えさせていただいたいというのが御提案の内容でございます。

○大木委員 私は、世田谷の電話局火災のときに家が近いものですから真っ先に飛び込んだので

す。あのときも大きな銀行等が一部回線がだめになりましたて大変なことがあつたのですけれども、何か特段の問題があつたのですか。

ることはわかるのですけれども、NTT等はこういったことについては、今までには国補助はなかったかもしませんが、自前では相当費用を出してやつておったわけでしょう。その辺の関係についてはどうですか。

○白井政府委員 ただいま大木先生お話をございましたように電気通信事業者と申しましても事業上はNTTの比重が圧倒的に大きいわけですが、ます信頼性向上施設整備事業を申しますが、例えば洞道と言われますような、通信線を格納いたしますトンネルのようなものの整備ももちろんずっと着々と進めてきていただいている

ますし、回線切りかえ装置というような、別ルートにすぐ回線をつなぎかえるというような装置の整備につきましても、NTTとしてやってきていただいております。

そこで、私どもとしては、これからも当然NTTとしてはこのようなことをもっと今以上にピッチを上げて整備を図つていただき必要があるわけ

でございますけれども、こうしたいわば通信とい

う極めて公共性の高い仕事について、しかもそれ

が結果的には国民にできるだけ不利益を及ぼさないようになりますといふこととのための施設の整備であ

りますして、しかも直接利益を上げるということに

はつながりにくいものでありますので、私どもの

考え方としては、NTTももちろんそうでありま

すし、ほかの通信事業者の方が行つ場合でもそ

うようにするといふことのための施設の整備であ

りますして、しかも直接利益を上げるということに

はつながりにくいものでありますので、私どもの

考え方としては、NTTももちろんそうでありま

すし、ほかの通信事業者の方が行つ場合でもそ

うようにするといふことのための施設の整備であ

りますして、しかも直接利益を上げるということに

はつながりにくいものでありますので、私どもの

考え方としては、NTTももちろんそうでありま

すし、ほかの通信事業者の方が行つ場合でもそ

うようにするといふことのための施設の整備であ

りますして、しかも直接利益を上げるということに

ちになつていただくということを期待するというような意味合ひもあるわけでございます。

○大木委員 対象事業の中身のこともちよつと聞きます。

これはちょっと写真をいただいたものを持ってお

りますが、例えば洞道等の場合、電話局の交換機械の中にありますて、その下に、地下にずっと

二階ぐらいに入つて洞道がシールド工法でもつてできまして、その中は実は複雑で大変なわ

けですね。世田谷のときにも、大明という大手の請負業者がやつた工事だったのですが、警察と

大分やり合いになったことがあるのです。立ち会つてあげたのですが、結果的にはやはりこういったものは、通信がだんだん回線をたくさん使

用しまして高度になればなるほど、こういつたも

のの安全は必要ですから。

そこで伺いたいのですが、対象業者、同時に對象物件といいますか対象の事業、今お話を若干ありますけれども、それについてもう一遍お話を聞いていただいております。

そこで、私どもとしては、これからも当然NTT

整備を進めたいと思つておりますのは、一つは、

ただいまお話をございました洞道でございます。

それから回線切りかえ装置というのも、実は私

どちら回線切りかえ装置といふのも、実は私は

ただいまお話をございました洞道でございます。

それから回線切りかえ装置といふのも、実は私は

ただいまお話をございました洞道でございます。

それから回線切りかえ装置といふのも、実は私は

ただいまお話をございました洞道でございます。

それから回線切りかえ装置といふのも、実は私は

ただいまお話をございました洞道でございます。

それから回線切りかえ装置といふのも、実は私は

ただいまお話をございました洞道でございます。

○大木委員 予備電源とか今のお話の遮隔装置等をやることはよくわかりますが、結局、これについてのいわば支援措置といったものは、主として税制絡みの関係でいくわけですね。税制絡みの問題につきましては、国税の中の問題と地方税とあります。が、國の方も大変税制が苦しいわけですか

が、そういうような整備もやりたい。それから、統合通信網の監理システムというよ

うな言われ方をしておりますのは、非常に多くの

通信施設を一ヵ所で遠隔地から統合的に監視をし

ておりますが、万が一どこかに事故が起きたとい

うときに、直ちにそれを発見して、例えば別の迂

回ルートをすぐに選択をさせるとかといふよう

な施設についても、こうした整備が図られることが必要ではないかということを思つて、四つの例を挙げさせていただいておるわけでございます。

○大木委員 予備電源とか今のお話の遮隔装置等をやることはよくわかりますが、結局、これにつ

いてのいわば支援措置といったものは、主として税制絡みの関係でいくわけですね。税制絡みの問

題につきましては、国税の中の問題と地方税とあ

りますが、國の方も大変税制が苦しいわけですか

ら大変だと思うし、同時に地方自治体も大変です

けれども、しかし、こういった情報化時代におい

て、結局、情報通信が先行投資していくことによ

りまして國の経済も発展するし、同時に地方経済も発展するわけですから、そういう両々相まつ

けれども、極めて重要なものであるようであります

して、こうした施設についてはぜひ進めたいと思つております。それから、停電のときの非常用

の発電装置というものについても整備の必要性は

大変高いよう聞いております。

ちょっと余談になりますが、二、三年前だった

かと思ひますけれども、アメリカのニューヨーク

で大きな電話会社の電話が七、八時間にわたって

通じないというようなことがございました。これ

は、その電話会社のやはり発電の装置に故障が

あったということが原因だったと聞いておりますけれども、私どもが非常用の発電装置として整備

を期待しておりますのは、一般的の電源が何かの事

故等で停電になつて切斷をいたしましたときに、

業者の方がそういう施設の整備に力を入れる気持

援をすることによって、なお一層事

応今回の法律案で御提案を申し上げております信

頼性向上施設整備事業についての税制上の優遇措

直ちに非常用の電源が稼働いたしまして通信の疎

通を確保するということを期待しているわけです

が、そういうような整備もやりたい。

置の内容としては、国税、地方税それぞれ考えさせていただいておりますが、国税としては、法人税につきまして、いわゆる特別償却などを税制の優遇措置として具体的に考えております。それから、地方税につきましては固定資産税であります。が、これにつきましても、課税標準を少し少なくするということでの支援措置を考えております。

もう少し具体的に申し上げますと、まず洞道であります。これはシールド式の洞道と申しますが、これはシールド式の洞道と申しますが、洞道で、先生御案内のように、トンネルを掘るというようなきちっとしたいわば洞道についてあります。が、平成五年度、平成六年度に取得するものについて、特別償却として初年度二〇%の特別償却率を適用したいということを考えております。それから、回線切りかえ装置についても税制上の優遇措置をとることを考えておりまして、これは回線切りかえ装置の中でも非常に機能の高いわゆる電子式の回線切りかえ装置についてあります。が、これについても初年度二〇%の特別償却といふことを考えております。したがいまして、金額的に見ますと、平成五年度の減税効果というの全体で十五億円くらいではないかと見ております。

それから、地方税であります固定資産税についてであります。課税標準が向こう五年間にわたりまして三分の一に軽減をされる予定であります。そこで、五年度分だけについての減税効果を見てみますと、全体で一億円くらいの減税効果ということになるのではないかと見ております。

○大木委員 ちょっと局長、関係があるので伺いたいのですが、電線の地中化問題に対する減税額はどうなりますか。

○白井政府委員 電線類の地中化につきましては、法人税についての特別償却、あるいは固定資産税についての課税標準を下げるというような措置をとらせていただいておりまして、減税額で申し上げますと、平成五年度、今年度の予定額で、特別償却による減税効果で約四億円、それから固

定資産税の減税効果として四千万円くらいになりますかと見込んでおります。

○大木委員 まだ細かいことはたくさん聞きたいためにあります。が、話を若干急ぎまして、こういった措置、大変関係の対象事業者はありがたい問題だと思うのです。ただ、先ほどの森さんの質問にもありましたけれども、例えば電気、ガス等との比較によりますと、やはり始めにいたいことはありがたいことなんでございますが、むしろ電気やガスの場合には、もうそういったものにはかかるべきだという気持ちを持つておられる方には、こういった問題につきまして郵政省としても、いわば國の方でも新社会資本とかいろいろなことを言つておられるわけですから、こういったものをもっと恒久的にするというお気持ちはないのですか。

○白井政府委員 先ほど実は固定資産税の関係に付きましたが、同じような公益事業と電気通信事業との比較を若干申し上げさせていただいたわけですが、これについても初年度二〇%の特別償却といふことを考えておりまして、これは固定資産税でありますから、このようにも申上げたような形で少し考慮した形でスタートしたものですから、今日なかなかほかの公益事業並みの扱いをしてもらうということができない状態で今まで来ておりますが、あきらめないで毎年毎年努力をしてまいりたいというふうに思っております。

○大木委員 大臣にお伺いしたいと思います。今の問題なんですか、國の方では去年の秋口から盛んに新社会資本計画なんというのがあるといつていよいよな内容に確かになっておりまして、固定資産税について特例措置を設けよう。このためには、地方税法の規定がどうな規定を入れておくことが必要なわけでありまます。つまり、固定資産税について特例措置を設けるということのためには、地方税法の規定がどうな規定を入れておくことが必要なわけでありまして、財源をめぐつて財政法四条ですか、建設公債問題でもつて六十年の寿命でなければ金を出さぬなんという話もありまして大変ややこしいのですが、ただ、私自身はずっと見ておりました。やはり高度情報化社会といふことを目指す場合には、まだこの名前も郵政省を中心と始めたらしいのですが、やはりNTTの言い方も違うし、郵政省も違うし、國も違いますし、そういうのがこっちも困るのだけれども、いずれにしましても情報化によって——フィリピンの政策はラジオでもつてひっくり返った政権ですが、同時にやはりテレビの画像なんというのがどんどん動いていきますと、いわば中東戦争のときに大分日本で戦争をしている気分も見物ができたという

こともありますけれども、電気通信事業の場合はそうではなくて、その都度というか、毎年毎年ただいま申し上げたようなことをいろいろ関係の向きと折衝をして減税措置を、特例措置をとつていただくということをやつておるわけでございます。

しかし、これは本当から申し上げますと、電気通信の公共性というのはほかの公益事業、つまり電力事業でありますとかガス事業、鉄道事業にもまさるとも劣らない公益性を持つておるということを私どもは大変強く感じておるところであります。が、気持ちははぜひほかの公益事業と同じように扱いにすべきだという気持ちを持っておりますけれども、どうも昭和六十年にNTTが株式会社としてスタートいたしましたときに、先ほども申し上げたような形で少し考慮した形でスタートしたものですから、今日なかなかほかの公益事業並みの扱いをしてもらうということができない状態で今まで来ておりますが、あきらめないで毎年毎年努力をしてまいりたいというふうに思っております。

○小泉国務大臣 いろいろ新社会資本とかあるいは新世代通信網とか言葉は違っておりますが、公共事業として大変重要なものであるという認識からそういう問題が出てきなんじゃないか。特に今までの公共事業、決まったものじゃなくて、公共事業として大変重要なものであるという認識から、こういう問題には情報通信基盤というのも、公共事業に比べてまさるとも劣らない公共的なものであるという認識から、予算上の配分にしても、今までの枠にとらわれていただこういう情報通信基盤の整備は立ち直れてしまふではないか、そういう危機感から何とか整備を進めていきたいということからこういう問題が持ち上がってきたのだと思います。

○大木委員 他の電気やガス、鉄道と同じように景気対策とかいうものもあると思いますが、それ以上に、将来を展望しますとこの情報通信基盤の整備というものは国民生活に大変密接なつながりを持つて重要なものですから、その支援策をやはり税制上においても財政上においてもとつていい必要があります。そういうふうに私は考えております。

で、郵政省が出しました「日本電信電話株式会社に対する附則二条に基づく措置の状況」、こういふものが出ておりまして、私も斜めにちょっと、余り詳しく読んでおりませんが、拝見してみたのですが、平成四年末にかけて、ことしは五年になりますが、やはり幾つかの前進といいますか、前向きに動いてきている問題があります。

一つはやはり移動体通信の問題等が分離され、今まで地方の段階に若干整備が入っていますが、同時にやはり非常に目立つ問題としましては、要員の合理化問題ですね。これが局長、大分動きてきておりまして、平成八年までに三万人減らすという話が大分大きなニュースになつたことございまして、私はこの質問をするに当たりまして実は当局に問い合わせをしてみたら、やはり移動体の関係などもあつたのでしようが、あるいは新しい建築会社の関係かもしませんが、現在の要員が平成五年の三月三十一日で二十一万四千五百人ですね。ですから相当大規模に、会社の分離問題も影響しているかも知れませんけれども、二十万人体制といふものは案外早くに、あと一年か一年半ぐらいの間に来る、こういう感じですね。

そうしますと、二十万でまだ人が多いじゃないかという問題やら、あるいは経理状態が余り芳しくないとか、そういう問題がボイントとしてあります。しかし、二十万人体制といふのは案外早いのかかもしれないかのじやないかというふうに感じますか。今の二つのことだけ指摘しました。それ以外にもございますけれども、どういふうに感じますか。

○白井政府委員 率直に申し上げまして、なかなか評価というようなことは大変難しい問題でござりますが、先生も大変御案内のことではございませんが、先生も大変重要な意味では非常に結構なことでもあります。

だきますと、実はNTTの財務の状況が、昨年の秋に発表されました中間決算のころからどうも余り調子がよくなないというような傾向がはつきりしてまいりまして、既にそのころから、これはNTTだけの問題ではない、現下の経済情勢がなせる背景にいたしまして、いろいろな企業がかなり大幅な合理化策を発表されたということは新聞報道などで私ども承知しているわけでありますけれども、例えば大きな電気通信関係のメーカーの方が多いわゆるレイオフというようなことをやるといふようなことが発表されたり、あるいは一万人、二万人に近い人員の削減をするというようなことを発表される企業が出てくるとか、あるいはいわゆる公益事業のようなところで見ますと日本航空などが、中間決算の段階で経常赤字で五百億円ぐらいいの赤字になるのではないかということでかなり大幅な合理化計画を発表したとか、そういうよう

なことが随分重なつておりますと、NTTはパブルは別に関係ないと思うのですが、とにかく不景気の影響を受けたことは間違ひありませんね。

三十一日付の人数ですね。それから、確かにおりますと、バブルの影響を受けた、バブルに食い込んだ会社ほどひどいのですが、NTTは

例えば、二十一万四千五百人、これは本年三月三十一日付の人数ですね。それから、確かにおりますと、NTTの方は大体電灯を半分しゃるとおり、バブルの影響を受けた、バブルに

食い込んだ会社ほどひどいのですが、NTTはパブルは別に関係ないと思うのですが、とにかく不景気の影響を受けたことは間違ひありませんね。

そういった中で、経常決算が、中間決算ですか、結局経常利益二千四百八十八億円、同時に当期利益が一千六百二十五億円ですか、どちらも大分下がっていますね。これは間違ひないことなんですが……。

結局、この原因ということを考えた場合に、これは大臣にも少し聞いていただきたい問題があるのですが、実はNCCとNTTとの関係なんですね。けれども、ちょうど新大阪あたりから荷物を、鉄道貨物かなんかでもって新幹線で引っ張りまして

汐留に来て、いわば大きな荷物のあれが解体される。要するに、積んだ荷物を汐留まで持つてくる仕事はNCCの仕事ですね、半分以上が、通信に絡んで申し上げますれば、しかし、汐留に来た荷物を都内に配達する仕事は、これは全部NTTの仕事であります。NTTは、それに対して、今人員の九〇%を大都市中心の市内関係にぶつけてお

ります。そして、その反動としまして、千葉県の場合など例をとりますと、銚子から千葉、相当な距離

までの距離になりますと、一般的な場合にはどういふことをになりますと、一般的な場合にほどございませんが、確かにこの財務が悪化をしてしまったけれども、確かに民営化以降、毎年毎年要員の削減等合理化に取り組んできた、経費の削減

○小泉国務大臣 今NTTの合理化の努力、承りましたけれども、確かに民営化以降、毎年毎年要員の削減等合理化に取り組んできたといふことは、

郵政省も、同時に大臣もお認めいただいた方がいいんじやないか、こういう感じがしますので、ちょっと私勝手にしゃべりましたけれども、そろ

いつた現状について申し上げさせていただきました。所見があつたら伺います。

○小泉国務大臣 今NTTの合理化の努力、承りましたけれども、確かに民営化以降、毎年毎年要員の削減等合理化に取り組んできたといふことは、

等、そして料金がこう値下がりしてきたといふことの努力というのは私は評価され得るべきものだと思います。今後、その合理化努力がどこまで

大きいか、またそれがどのような経費の削減をもたらすか、これは大変重要な問題でありますので、

お互いの競争の中での合理化努力等を見守りつつ、これから事業に対応してどういう対応が必要か、特に、経費面から料金の値上げとか値下げとか、非常に企業の存立にとって死活の問題がかかるべき対応をしていきたい、そう思っております。

○大木委員 それでは最後に、時間が余りありますせんけれども、さつきちょっと触れましたけれども、高度情報化社会これに対しまする今の国内の議論の状況、こういったものを少し取れんする必要がある、こういう感じもいたしますので申し上げておきたいのですが、これはさつき大臣も局長もおつしやつたのですが、NTTの場合には高度情報化社会という一般的な言葉を使っておりまして、最近何か新しい計画の中では、日本語の平易な言葉を頭文字をとりまして、VIAンドPですか、何かそういうものをつくっているようですけれども、それとは別にしまして、やはり困りますのは、結局、新社会資本、自民党の方でも、今大蔵部会長を中心にして数部会が集まりまして、何かこれは財政問題に絡むのでしょうか、ただ、やはり共通の認識にしておきたいことは、さつきのことの繰り返しになりますけれども、やはりあらゆる産業の先端を行くんだという問題ですね。同時に、その基盤整備はおくれてはならぬという問題ですね。同時に、人間の生活から始まって文化、そして国防あるいは政治まで全部、外交まで影響するという問題ですね。

こういった問題を通じながら、小泉大臣なんか頭がいいのですから、用語の統一なんかやはり郵政大臣が中心的な立場でもつてやるべき仕事なんですから、そういうふた用語の発想なんかについても大臣の頭のクールなところで考えてほしい、こういう感じもいたします。

国内の景気対策でもつて走り回る官庁なんといふ話もありましたけれども、私はやはり、景気対策の一環であることは間違いないけれども、根本的な問題は、もっと技術問題として、情報化社会的ものについての問題として、現時点ではや

はり国民全体が共通認識をして、おくれてはならないという気持ちを持つて、そして一緒になって走っていく、こういった認識がどうしても要ると思いません。ですから、そういうことの一環としてこの法律を考えていますし、同時にこういつたことについて、ぜひ大臣にもお願いしておきたいと考えています。

同時に、私がもう一つ申し上げておきたいことは、技術力の問題ですね。

NTTには、物すごい大きな立派な世界でも有数な研究施設が横須賀を中心にしましてございまして、そこには、きのうちょっと頭で計算してみたのですが、NTTに二十一万四千五百人いると同時に、実は工事会社がNTTの周辺にあります。これが大体労働組合をつくっている部分が約三万人、未組織七万人。恐らく、局長、新電電の方ですか、何かそういうものを作っていますけれども、やはりおつしやつたのでも、局長おつしやつたのですが、NTTの場合には高度情報化社会といふ一般的な言葉を使つておりますので、最近何か新しい計画の中では、日本語の平易な言葉を頭文字をとりまして、VIAンドPですか、何かそういうものをつくっているようですけれども、それとは別にしまして、やはり困りますのは、結局、新社会資本、自民党の方でも、今大蔵部会長を中心にして数部会が集まりまして、何かこれは財政問題に絡むのでしょうか、ただ、やはり共通の認識にしておきたいことは、さつきのことの繰り返しになりますけれども、やはりあらゆる産業の先端を行くんだという問題ですね。同時に、その基盤整備はおくれてはならぬという問題ですね。同時に、人間の生活から始まって文化、そして国防あるいは政治まで全部、外交まで影響するという問題ですね。

だから私は、よく話題にもありますが、きょうは一般論で申し上げておきます、余り嫌なことを言いたくありませんから、それは何かといいますと、第三セクター等をつくって、そしてテスクワークの人は何人かできました、現場でもつて洞窟等の中に入つて工事をするとか、あるいは交換機なんかの接続をするとか、そういう仕事をするには、相当の訓練を受けながらやる必要がありますが、きょうの問題を申し上げておきますが、きょうの問題に対する大きな流れをぜひ大臣につくってもらいたいことが一つ。一つ目に、技術、研究力、そういうもののについて、研究機関の問題等について大事にしてもらいたいことが一つ。第三に、資金の問題について、余りお互いに何か権利意識とかいったものを持ち合いながらやることはやめてもらいたい。この三つのことについて、局長と大臣の両方からお答えをいただきたいと思います。

せましてこの仕事をやり抜くには大事な問題だ、

○白井政府委員 まず、将来の社会基盤と申しま

すが、社会のインフラストラクチャーとして情報通信の基盤の整備をすることは、私の個人的な見解でも、我が国将来にとつても大変重要なことだという気持ちを持つております。それで、そういうものの整備をどうやって進めていくかということについての研究機関、これはNTTとかそういうものも関係しますけれども、むしろあれだけないですか、結局、学校の関係とか官庁の関係、病院の関係、そういうものに対する大蔵省との折衝における、要するに建設国債の関係資金の予算の取り組みですね、そういうものを中心としながら八月の予算期に向けてやっているのだろうと思うのです、ちょっと電話で話をしてみましたけれどもね。

ですから問題は、この資金をどこから持つてくれるかという問題。露骨に言いますと、結局、受益者負担ということも一つは言えますし、二つ目には建設国債。自民党政調会長が三十年国債という話を持っていますね、これは頭数に今入れていませんが、やはりさつきもお話をありましたね。それでも、市外の光ファイバーなんかの場合、工事要員成することはいいのですけれども、本当にプロといいますが、専門の工事の人をつくるには、たしか光ファイバーの資格を取るには三年かかるんじゃないですか、現場でもつて訓練を受けながらやらないで。そういうたることもありますから、この工事要員というのは相当貴重な人間ですよ。

だから私は、よく話題にもありますが、きょうは一般論で申し上げておきます、余り嫌なことを言いたくありませんから、それは何かといいますと、第三セクター等をつくって、そしてテスクワークの人は何人かできました、現場でもつて洞窟等の中に入つて工事をするとか、あるいは交換機なんかの接続をするとか、そういう仕事をするには、相当の訓練期間が要りますね。そういうふた用語の統一なんかについての問題に対する大きな流れをぜひ大臣につくってもらいたいことが一つ。一つ目に、技術、研究力、そういうもののについて、研究機関の問題等について大事にしてもらいたいことが一つ。第三に、資金の問題について、余りお互いに何か権利意識とかいったものを持ち合いながらやることはやめてもらいたい。この三つのことについて、局長と大臣の両方からお答えをいただきたいと思います。

国内の景気対策でもつて走り回る官庁なんといふ話もありましたけれども、私はやはり、景気対策の一環であることは間違いないけれども、根本的な問題は、もっと技術問題として、情報化社会的ものについての問題として、現時点ではや

社会基盤を整備するため公的資金を投するのと同じように、私たちの情報通信の分野にももつともつと公的な資金を投入すべきだというような考えを非常に強く持っています。いずれにしても、このような問題につきましては、郵政省としても審議会の方に諮問を申し上げて、これから一年くらいの間に詰めた勉強をしていこうというようなことにいたしておりますので、それやこれを含めて、郵政省としてもしっかりした考えを持つてこれから政策を進めていく必要があるかというふうに考えております。

○小泉国務大臣 これから的情報通信基盤の整備、どういう名称にするか、それはともかくとして、重要な社会資本としては変わりはない、この整備に本格的に取り組む時代になつてゐるのじやないか、そういうふうに私は考えております。

しかも、技術の面から考へましても、今、国も大事ですけれども、民間企業もそれぞれ大変な投資をして、いい技術の開発に全力を挙げている。また、技術者にても人材育成についても、日本がこれほど发展したのは、各民間企業が大変な人材育成に取り組んでいる、これも大きく評価されてしまうべきものだと私は思います。

今後、財政的支援につきまして、民間企業がここまで自分の力で整備できるのか、そういう点も見きわめながら、官民がそれぞれ役割分担とか考えながら、連携しつつ、お互にこれから情報を社会を担う大変重要な社会資本であるという共通認識を持つて、相協力して整備を進めていきたい、そういうふうに考えております。

○大木委員 終わります。

○龜井委員長 武部文君。

○武部(文)委員 私は、郵便切手類の販売に関する法律について、非常に短い時間ですから、質問はまとめてやりますので、まとめてお答えいただきたいと思います。

先ほど大臣の発言の中に切手収集のことばございました。

いました。私もその一人であります、ほとんど人が何がしかの収集をやつた経験を持っておるのだろうと思ひます。今でもそのことを思い出しますが、そういうものを通して、切手は小さな外交官だというような言葉もござりますけれども、郵政省の持つ仕事の中でこれも一つの大変立派な仕事を思つておるわけです。

それで、この因案のことについていろいろ注文があります。いや、ちょっとかた過ぎるとか、よくわからぬとか、いろいろなことを言う人がおりますが、それはそれなりに郵政省では基準もあるわけですし、いろいろ専門の方がおやりになつておるわけで、から、そういうようなことを十分心にしてひとつ立派なものをつくつていただく、一々注文をつける必要はないということに私は思つておりますので、ひとつ自信を持ってこれから外国に立派な切手をどんどん送り出すということを続けていただきたいものだ、このようにも思つのです。

そこで、今回、通信販売から委託方式をとるに際して三十数カ国の中四つを選ばれた。それは販売の額が多いからということのようあります

が、そうすると五番目は、非常に差があつて、四番まで一応やつておいてあとは実績を見ながら、こういうことになるのかなと思つておりますけれども、アメリカ、イギリス、スイス、ドイツ、こ^うういうふうになつたのですが、五番目はどこであるのか、それとも非常に低いのか、その点どうな
どですか。

○上野(寿)政府委員 先生がおっしゃいましたように、私ども現在、切手を海外に売ります場合は東京中央郵便局の通信販売という形でやっておりまして、その実績を見ますと、アメリカ、ドイツ、スイス、英國、この四ヵ国が通信販売の額の全体の八割を占めております。

四番目と五番目といふことでございますが、五番目は香港でございまして、具体的な数字を申し上げますと、実は英國と香港の差は余りございません。英國が平成三年度で四・一%の販売実績で

ございますが、香港は三・五%というふうなことになります。ただ、そういう意味ではどこで区切るかといふ点についての余り明確な基準というものはございませんが、私ども一応大きい方から八割くらいというところで今回おられたのが四ヵ国になつたわけでござります。

○武部(文)委員 そうすると、今のは国を対象のようですが、五番目は香港だということになれば、香港とか台湾とか、そういう地域も対象にしてこれからもおやりになるのですか。

○上野(寿)政府委員 今先生からおつしやいましたように、実施地域といたしましては国に準ずる地域、香港といったようなところも対象に一応考慮しております。

○武部(文)委員 手数料一五%，後でもちょっと話が出来ますが、二五%にした根拠、それから二五%は、これから変更する場合はどういう法律で変更するのか、それはどうですか。

○上野(寿)政府委員 手数料を二五%といたしました考え方でござりますけれども、郵便切手等の海外販売者が、販売業務を遂行するのに必要とするたままで経費を賄い得るものというものが基本的な考え方でござります。

もう少し具体的に申し上げますと、販売に係る人件費その他、海外販売に係る切手の輸送料、それから業務運賃費、周知宣伝費等、そういうものが貰えるだけの適正な率、これを私ども二五%というふうに算出したものでござります。なお、諸外国の実情も私ども把握をいたしましたが、大体外郵政厅におきましても一五%から四〇%といつたような実態になつておられるようでございます。

それから、この手数料を変更する手続でござりますけれども、今後必要に応じまして、国内の販売者に支払う委託手数料と同様に、海外販売の実態の動向を調査いたしまして、実態に合致した適正な手数料としてまいりたい、こんなふうに思つております。

○武部(文)委員 わかりました。わかりました

が、手数料二五%，国内の手数料は一〇%です。そうすると、余り初めから疑つてはいけません。それでは、これは重いものでもなければ大したものではないということもなれば、そういうことがあります。しかし想定されるわけでござりますので、そこを考へますと、先ほど二五%と申上げましたけれども、現在のそういう手数料の水準では今のようなことをやるには余り得にはなれないのではないかというふうに思つております。しかし想定されるわけでござりますので、私どももいたしまして、それを具体的に防止する方法をいたしまして、まず一番最初に対応したいと思いますのは、業者を選定するに当たりまして、海外郵政厅の海外販売代理店として信頼のある活動をしている者、そういう人たちを郵政省の業務を委託するにふさわしい者だというふうに思つておるわけでござりますけれども、まずそういう意味で信用を有する者をこの対象として選びたいというふうに思います。

それから次に、契約におきまして、海外販売者から海外の事業所における販売額等の資料の提出を求めるわけでござりますけれども、まずそう思つておるかどうかというようなことも確認をしてまいりたいと思います。

それから、万一路指摘のような不適正な行為を行つたというふうなことがわかりました場合に、当該海外販売者との契約を当然これは解除してまいりたい、こんなふうなことを予防措置として考えております。

○武部(文)委員 そんなことがないにこしたことはありませんが、五番目の香港は、近いし、起こり得る可能性はないとは言えないと思うのです。そういう点については十分お考えいただきたいたい、こう思います。切手の問題は、これで結構ですよ。私は賛成ですから、これ以上のことは申し上げるつもりはございません。

実は、一昨日、新聞に報道されました郵便事業の現状とそれから今後の対策について、大変たくさんの方の記事が出ておりましたので、これに関連をして質問をさせていただきます。

郵便料金の値上げは、十二年間一種、二種ともやつております。平成四年度決算が間もなく明らかになると思いますが、これの見通し、それから五年度の状況、簡単でいいですから、大体の傾向をどのように郵政省は見ておるのか、これをひとつ最初にお聞きしたいと思います。

○上野(寿)政府委員 まず平成四年度でございますけれども、先生今お話しになりましたように、決算の取りまとめ中でございまして、そういう意味では確定的なことを申し上げられる段階ではございませんけれども、非常に厳しい状況でござります。

その内訳といたしまして、損益ということでござりますので、一つの要素として収益、それからもう一つの要素といたしまして費用、これがあるわけですが、さいますけれども、まず収益につきましては、最近の景気低迷の影響を受けまして、この郵便事業収益の大宗を占めます郵便業務収入の伸びが停滞をいたしております。私ども営業活動に懸命に努めてまいりましたところでございますけれども、速報値で申し上げますと、前年度に比べまして一・三%の増加にとどまつております。金額は一兆七千四百九十一億円でございます。一方、費

用でございますがれども、私ども、そういった厳しい収入状況を見込んでおりましたので経費の節減に努めてきたところでございます。そういうた
点については現在取りまとめ中でございます。
平成五年度でございますけれども、五年度の見通しにつきましては、まだスタートした直後でございますが、そういう意味で予算から申し上げます。
当初予算につきましては、収益は一兆五百二十億円、一方、費用でございますが一兆一千五百四十二億円ということです。単年度一千二十億円の赤字というものを計上いたしております。

これについて、やはり収益の大宗を占めます郵便業務収入でございますけれども、先ほど平成四年度の速報値を申し上げましたが、一・三%どまりといふことですけれども、平成五年度に入りまして四月、五月がもう過ぎたわけでございますけれども、その辺を見てみると、やはり五年度にございましても景気の低迷によりまして依然として厳しい状況が続いているというような状況でござります。したがいまして、私どもといたしましては、営業施策の推進によりまして增收を図る、また経費の節減、こういった点についてもさらに一層努めてまいりたい、こんなふうに思つております。

○武部(文)委員 今の説明で四年度と五年度の傾向はわかりましたが、そういたしますと、平成五年度中に累積欠損金が政令で定める5%を超えることは確実に起きるなどということを私は感じますが、郵政省としてどう考えておりますか。

○上野(寿)政府委員 先ほど平成四年度については決算の取りまとめ中でございましたが、この数字は予算におきます赤字でござりますけれども、これは四百三十億円でございます。それから平成五年度につきましては、单年度で一千二十億円の赤字というふうなことを前提にいたしまして、そういう意味で非常に頑張つたけれども、一つの限界に来たなどというこ

で平成五年度末が累積でどうなるかということでございますが、累積欠損金を、これはあくまでも予算ベースでございますけれども、九百三十九億円ということを計上いたしております。

そこで、この平成五年度に収益の5%を上回るかどうかということでございます。ところが、平成四年度の損益の状況がどうかという点につきましては、これは四百三十億円、先ほどの予算に比べまして四百三十億円、先ほどの予算に比べまして四百三十億円を超えるという段階ではないといふふうな厳しい情勢でございます。

一方、もちろん経費節減に努めておりますので、費用の方が入りませんと損益をはつきりここで申し上げるという段階ではないわけでござりますけれども、どうも赤字といたしましては予算上の四百三十億円を超えるというふうな見通しでございます。

ただ、現在私どもは增收対策あるいは効率化に積極的に取り組んで経費の節減を図つてはいるところがございまして、平成五年度中に累積欠損金が5%を超えるかどうかといふ点につきましては、あくまでも平成四年度の決算、それから今後の推移を見守るということになろうかと思います。

○武部(文)委員 非常に慎重な答弁をしておられますが、もう現実には間もなくあらわれてくるわけですが、さいますけれども、これまでの実績でござりますので、この決算を見ながら、なおかつこの五年度はどういうふうに推移していくか見きわめて検討していく必要があります。少なからず郵便法二十七条の四と二十七条の五に基づいて、そういう規定があるわけですから、こういう段階に来ておる。

この現実を大臣としてはどういうふうに受けとめられておるか、これをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○小泉国務大臣 御指摘のとおり、確かに収支状況は厳しいものがあると思います。こういう状況のもとでできるだけ値上げを避けるような努力を今しているところでありまして、収入をどうやって確保するか、同時に経費の削減にどのように取り組むか、これに省を擧げて努力中であります。

○武部(文)委員 そこで、一昨日郵政省が発表された来年度のいわゆる新規採用その他の対策について申し上げてみたいと思います。

何かこれを見ますと、「来年度新規採用三千人削減」という見出しなつておりますが、退職者は平年度大体一人、こういうことが続いているようですが、三千人を特に「郵便事業を軸に大幅削減」という記事が載つておるのでありますと、郵便事業は料金改定後十二年間非常に

私は小包料金のときにも申し上げましたけれども、料金というのは安いにこしたことはない。日本郵便事業の料金というのは世界の各國から見れば優等生です。これはもう具体的にきょうは申上げません、かつて申し上げましたので。そういう面から見ると、安いにこしたことはないけれども、特別会計である郵便事業がこういう段階に来ておる。こういう状況ならば国民の皆さんも料金問題に郵政省は何がしかの手をつけても納得してくれるのではないか。そういう気持ちができます。ここまでよくも頑張つたな、後でまたいろいろ申し上げますが、そういう気がいたします。少なくとも郵便法二十七条の四と二十七条の五に基づいて、そういう規定があるわけですから、こういう段階に来ておる。

この現実を大臣としてはどういうふうに受けとめられておるか、これをちょっとお聞かせいただきます。

○武部(文)委員 まさにこの決算を見ながら、なおかつこの五年度はどういうふうに推移していくか見きわめて検討しているふうに考えております。

○武部(文)委員 そこで、一昨日郵政省が発表された来年度のいわゆる新規採用その他の対策について申し上げてみたいと思います。

何かこれを見ますと、「来年度新規採用三千人削減」という見出しなつておりますが、退職者は平年度大体一人、こういうことが続いているようですが、三千人を特に「郵便事業を軸に大幅削減」という記事が載つておるのでありますと、郵便事業は料金改定後十二年間非常に

○%伸びております。百六十二億通が二百四十四億通にふえた。小包に至つては一億三千万個が四億二千万個、これは三二〇%三倍に伸びたのです。そういう中で定員はこの十年間にどのくらい伸びたか。たったの二千百九人という数字が出ておりますが、一・五%ですね。小包が三二〇%，郵便物は五〇%，それだけ伸びておるのに定員はたったの一・五%，二千百九人、こういう数字が明らかになつておるわけであります。現場の郵便局の諸君が配達しておる姿を皆さんご覧になると思ひます。小包は容量が大きくなりました。重くなりました。一回に持つて出られない。したがつて二度往復するとか、そういうことを現実にやつておるわけです。そして一日の勤務時間に、途中で打ち切つて、残つたものを持つて帰らなければならぬ、こういうような事態が起きて、郵政省が国民に公約した翌日配達制度といふものは現実にもう崩れつつある。これが現実だと私は思つています。これは調べていただければわかることです。みんな努力をしてやつてしまふけれども、これだけ物数があふえた、小包がどんどんふえた、こういう状況だし、交通も渋滞するというようなことから特に都市における郵便配達はそういう事態になつてきた、運配が著しくなつてきたということは事実のようです。そういうことで、退職が補充されないということは、これはどうやらそういうものに拍車をかけることになる。私はそのことを大変心配しておる一人であります。

もつとほかのことを考えてみる必要があるのでは
ないか。今の現場の第一線を見たときには郵政省
の考え方は少し本筋から外れておりはしないか、
このように思うのです。いろいろお考えがあるだ
ろうと思うのですけれども、ぜひ郵便の、特に郵
便の集配の補充というのは、退職者の後補充は絶
対にやってもらわなければ困る。そうでなければ
ば、この物の伸びと定員の伸びと比べてみたとき
には、乖離しておって全然話にならぬのですよ。
そういう点を特に要望しておきたい。この点が第
一点であります。

それから第二点に、営業のことが載つておる。
確かに営業も大事ですから、それによつてふるさ
と小包等は一億三千万個が四億に伸びた、これは
営業の成果だと私は思つておりますし、全国の郵
便局がそれぞれ工夫を凝らして努力した結果だと
思つております。しかし、そう新しくこっちから
物を売つて歩くわけじゃないのですから、そういう
仕事と違つてこれは受け手の方ですから、なか
なかそう簡単に物を売るような営業活動はできな
い。

こういう点を考えると、そのために何か郵政局
の人事あるいは財務だ、そういうところの人を
半年間、一人が一ヶ月だか出かけていくつて、いろ
いろと営業活動についての指導をするといふよう
なことがこの報道に載つておりますが、これも私
は考え方だなという気持つています。なぜなら
ば、郵政局から現場の第一線の郵便局に行かれ
て、土地勘もなければいわゆる人間的なつなが
りもない人が一ヶ月間そこへ行つて果たして何が
できるだろうか。その気持ちもわからぬでもない
けれども、そのことが果たして効果を上げるだろ
うか。こういう点に大変疑問を持つのです。それ
は、現場の諸君は何もやつてないわけじゃない、
いろいろ局長を先頭に努力をしておりますよ。そ
こへ郵政局から人が来られて一ヶ月おつて、土地

見たときに考えました。
ですから、まだ日にちもあることですけれども、ひとつよく検討を加えて、現場の意見も聞いてもらって、そしていかにして現在の郵便特別会計の赤字の中でも少しでも增收ができるかということを双方で検討していただきたいものだな、このように思うのでございます。頭から郵政局の人には、おまえあそこへ行つて、どこどこの局に行つてやれ、一ヵ月間単身赴任でやつてこいと。その気持ちは買いますけれども、それだけの成果上がるかどうかについて私は疑問を持ちますので、ひとつ検討をしていただきたいなどということを提言をしておきたいと思います。
なお、この收支の状況を見まして、一番ふえておるのはやはり集配運送費です。これが二倍。それから賃金が四倍にふえていますね。この二つが一千億を超える赤字になつた要素です。これが一番大きな比重を占めておる。これはなかなか簡単に削減できない内容なんですよ。この集配運送費というのは、これは賃金も相当上がつていますが、この二倍というものをどんどん半分にするとかいうようなことはなかなか困難なことです。賃金だってとてもじゃないが、ほかのところと取り合いつこですから、賃金の高いところへみんな流れていくわけですから、低い賃金のところに、郵便局に来てくれる人はいないのですよ。いろいろ努力されて、団地ママとか、あるいは運送に全部請け負いさせるとか、そんなことをやつておられますがけれども、この賃金を他に比べて低くするなんということは、とてもじゃないが今の段階ではできない、そのように思います。
こういうことを考慮ると、この一千二十億といふものは、努力に努力を重ねても今の段階ではここまで来ただんというふうな理解をする必要がある。何ものんべんだらりとやつておつて赤字がどんどんふえたものじゃないのですから。それは郵務局でも十分御承知だと思いますけれども、その皆さんの気持ちは痛いほどわかるけれども、どうぞひとつこの問題については、私は今三千人の問

地への派遣、このことは再考される必要があるの問題、それから千六百人ばかりの管理部門の方の現じやないだろかな。このことを考えておりますので。別に答弁要りません。いずれまた何かの機会にいろいろ論議をしたいと思います。もう時間がございませんので、論議は、答弁は結構ですから。私はそのように思いますので、御検討をいただきたい。

大臣からも、いずれ決算のでき次第考えるということです。

そこでございましたが、こういう郵政省の、特に郵便事業の長年にわたる経過、さらには外国の料金の値上げの状況と我が国の料金との比較、そういうものを十分検討していただいて、郵便特別会計が健全な経営ができるよう郵政局の格段の御努力を期待してやまないところでございます。

時間が参りましたので、私は最後に一つだけお伺いいたします。

この間ちょっと新聞を見ておりましたところが、現金書留を廃止せよというような意見があるということを聞きまして、新聞に載つておるのです。これはどうしたことかと思いました。

現金書留というのをそれからちょっと調べてみましたが、明治四年に郵便事業が始まつて、その年にこの現金書留が始まつておりますね。東京横浜間で初めてやっておる。あのときから現金といふものを封筒に入れて送つたという、これは私は知りませんでした。そうしたら明治十六年から全国の郵便局で取り扱うようになった。実は私の町の近郊で戦前に、現金書留を持つて通送人が殺人に遭つたのですよ。そういうことがございまして、いまだによく覚えておりますが、調べてみたら、始まって半年後に横浜—東京間で二人殺されておりますね。そういうことがつたりして六連発のピストルを持たせたとか、いろいろなことがあるのですよ。現実にピストルを持って通送人は現金書留を輸送しておつた、こういう事実がありますね。

しかしこれは、現在私の承知しているところで

は年間八千万から九千万通現金書留というものが利用されておる。これは特に山間僻地や離島、そういうところのお年寄りには大喜ばれておるのでありますよ、現金がそのまま着くと。今だんだんふえて五十万円ですか、たしか限度五十万だというふうに聞きましたが、そこまで現金書留というのは金額もふえてきておりますね。それで、郵便局といふもの、郵政省というものが信用されなければこういふものは制度は発達しないのですよ。日本だけじゃない、イギリスもやつておるので、この現金書留制度は。

ですから、この制度を今廃止するなんということは私はおかしいと思うのですが、そんなことを考へているのですか。ちょっと新聞に載つておつたから、最後にお尋ねしたいのです。

○上野(寿)政府委員 今先生がるる現金書留制度の創設以来の沿革等について御指摘いたわゆる現金書留につきましては、依然大きな伸びでございますけれども、最近の利用状況を申し上げますと、平成四年度の現金書留の利用通数は約七千万通でございまして、一般の書留便物の約半数を占めております。そういう意味では、そのような現金書留につきましては、依然大きいお客様のニーズがあるということでございますので、現在それを廃止するというふうなことは考えておりません。

○武部(文)委員 わかりました。

時間が来ましたので、終ります。

○鶴井委員長 田並胤明君。

○田並委員 それでは私も、郵便切手類販売所に関する法律の一部を改正する法律案、これに絞つて質問をいたします。

第一点は、四十年の歴史を持つ従来の通販方式に加えて、新たに今度は委託方式による海外販売を開始をする、その理由と郵政省としてのメ

リット。それから、従来の通販は将来的にはどうするのか。廃止をするのか、それともこのままでずっと続けていくのか。要するに、先ほどのお話をすると、当面はアメリカ、ドイツ、スイス、フランスですか、この四ヵ国で、各国一ヵ所ということで始めて、将来的にはまたさらにそれを拡大をするというような計画もあるようですから、それらとの兼ね合いでどのようにお考えなのか、第一点お聞きをしたい。

それから二つ目は、まとめて聞きますが、今申し上げましたように、当面、郵便切手類等を海外で販売をする国は四ヵ国、このようになつていています。現在、逆に言えば三十四の国が日本で切手類を販売をしている、先ほどの答弁はそうでございましたが、我が國も年次計画でそのような方向に拡大をするのかどうか、これを二つ目として聞きます。

それから三つ目は、海外の販売者にはどういう方法で切手類を売り渡すのか。というのは、信用の問題もあるでしょうから、買い取り方式など者につきましては、これは信用が大変重要でありますから、トラブルの起きないよう十分配慮していると思いますが、その辺の取り扱いをどうするのか、聞かせていただきたいと思います。

○上野(寿)政府委員 まず、今回、海外におきます切手の委託販売を、四十年の通販売の実績があるにもかかわらず新たに開始するという背景、あるいは郵政省としてのメリットという御質問でございますが、最もまだ四ヵ国からスタートいたしますので、そのほかのところは一挙に海外委託方式がとれないというふうなこともありますので、通販売はやはりそのまま残していく必要があるのではないかというふうに思つております。また、諸外国の例を見ましても、この通信販売と海外委託販売というのは並行的になります。一方、海外の需要家の方々にとりましては郵送料がかかるとか、それから、申し込んでから入手するまでの時間がかかるというふうな、そういう意味では御不便をかかる質問がありましたので、重複を避けて幾つかの点について質問をしたいと思います。

○上野(寿)政府委員 まず、郵便事業における情報機械化の現状でございますけれども、先生御承知のように郵便事業は人力依存度の非常に高い事業でございまして、人件費の高騰あるいは労働力の確保の困難性、そういうた要員事情の厳しい状況にございまして、私どもにとりましては機械化、省力化ということが最も重要な課題だといふふうに認識をいたしております。したがいまして、その機械の配備状況でございますけれども、一つは、主な局内作業の郵便番号処理機械の配備でございます。それからもう一つは、郵便窓口事務の機械化を積極的に推進してまいりました。

○上野(寿)政府委員 まず、郵便事業における情報機械化の現状でございますけれども、先生御承知のように郵便事業は人力依存度の非常に高い事業でございまして、人件費の高騰あるいは労働力の確保の困難性、そういうた要員事情の厳しい状況にございまして、私どもにとりましては機械化、省力化ということが最も重要な課題だといふふうに認識をいたしております。したがいまして、その機械の配備状況でございますけれども、一つは、主な局内作業の郵便番号処理機械の配備でございます。それからもう一つは、郵便窓口事務の機械化を積極的に推進してまいりました。

○上野(寿)政府委員 まず、郵便事業における情報機械化の現状でございますけれども、先生御承知のように郵便事業は人力依存度の非常に高い事業でございまして、人件費の高騰あるいは労働力の確保の困難性、そういうた要員事情の厳しい状況にございまして、私どもにとりましては機械化、省力化ということが最も重要な課題だといふふうに認識をいたしております。したがいまして、その機械の配備状況でございますけれども、一つは、主な局内作業の郵便番号処理機械の配備でございます。それからもう一つは、郵便窓口事務の機械化を積極的に推進してまいりました。

○上野(寿)政府委員 まず、郵便事業における情報機械化の現状でございますけれども、先生御承知のように郵便事業は人力依存度の非常に高い事業でございまして、人件費の高騰あるいは労働力の確保の困難性、そういうた要員事情の厳しい状況にございまして、私どもにとりましては機械化、省力化ということが最も重要な課題だといふふうに認識をいたしております。したがいまして、その機械の配備状況でございますけれども、一つは、主な局内作業の郵便番号処理機械の配備でございまして、私どもにとりましては機械化、省力化

につきましては、ポストからの郵便物を取りそろえ押印いたします郵便物自動選別取りそろえ押印機、こういったものを配備してまいりました。それから、郵便番号を読み取りまして区分をする郵便番号自動読取区分機、それから、配達局におきましてあて名を読み取つて区分を行います郵便物にて名自動読取区分機、こういったところを中心にして機械化を推進してまいっております。

それから、もう一点の窓口関係の機械化につきましては、郵便窓口端末機でございますとか郵便切手はがき発売機、こういった、これは単能機でございますけれども、こういったものを配備しております。

それで、この機械化にさらにいわゆる情報化といいましょうか、そういうものを私ども、あわせて推進をしていくこうというふうに思つております。そこで、現在、小包追跡システム、それから書留情報システム、大口引き受け情報システム、国際分野で国際エクスプレスマール追跡システム、こういったものを推進をしてまいっております。

そこで、そういった機械化あるいは情報化の今後でございますけれども、ます機械化につきましては、これらの機械の配備の拡大、それから性能の向上に、当然でございますけれども努める以外に、従来、機械化が困難視されておりました配達郵便局における局内作業の一層の機械化、こういったものに向けて取り組んでまいりたいというふうに思つております。

それから、情報化につきましても、郵便業務の管理システムの構築を始めといたしまして、配達総合情報システムの開発でございますとか、あるいは不在持ち戻り郵便物の保管システムの開発をやつてまいりたい、こういったふうに考えております。

○田並委員 これまでの機械化、情報化に対する積極的な取り組みと、それから今後の方針はわかつたのですが、ついこの間、それぞれの新聞に

新しい郵便番号制度、新郵便番号制度というの

しょか、これを導入するという方向での郵便処理システムの情報機械化に関する調査研究会、郵務局長の私的諮問機関としての調査研究会の報告が二十一日にまとまつたというような記事が出ておりました。

具体的な内容については新聞で知るのみでござりますが、お聞きをしたいのは、この郵便処理システムの情報機械化に関する調査研究会、これを設置した目的と報告内容の概要、これをお知らせ願いたい。

○上野(寿)政府委員 まず、郵便処理システムの情報機械化に関する調査研究会を設置をした目的でございますが、私ども、別の調査研究会において検討をしていましたデータによりますと、今まで少しひつかかるような気がするのですが、この三けたのコードを追加するという部分でございます。この三けたの部分がローマ字、数字の組み合わせによるという部分でござります。もう一つの機械コードという点につきましては、非常に一般化しておりますけれども、バーコードによって機械処理することが処理の方法としては最適ではないか、そういう提言になつております。なお、こいつた機械コードあるいは利用者コードを付して機械化をやりますと、この導入による経済効果といてしましても、従来の手作業だけでやるコストに比べまして約二七%ぐらいは軽減できるといふふうな試算結果の報告になつております。

したがいまして、私どもいたしましては、こういった報告を参考にいたしまして、まだこの報告はあくまでも報告書の段階でございますので、うふうな試算結果の報告になつております。

月から約一年間、専門家、有識者から成る調査研究会として開催をし、検討をしていましたところでござります。この調査研究会は昨年五月から約一年間、専門家、有識者から成る調査研究会として開催をし、それがこのほど報告書として提出をされたということをございます。

そこで、次に報告書の内容でござりますけれども、配達区分から道順組み立てまでの機械化を可

能といたしますためには、現在主として早期の手作業で行われておる配達局におきます局内作業の機械化を避けることができないということから、先ほどの調査研究会を開催し、検討をしていただきたいと思います。

そこで、そこで、新しい郵便番号制の問題で若干意見やら質問をしたいのですが、今度の新郵便番号制でいきますと、従来三けたから五けた、それが今度は五けたから八けたですか、そこまで書くわけですね。そのほかに、例えば私はのうちが四の八の十七、最後の番号は決まっているわけです。そこまで書きますと住所は一切書かなくていい。田並なら田並胤明、これだけ書けば届いていい。

確かにこれは非常に合理的でよろしいのですが、例えば信書の場合、私などはよく手紙を書くときには、先を書く場合、郵便番号がありますが、何々県までは入れませんが、何々市あるいは市町村までは入れます。そこから何々市あるいは

何々町から始まりますが、その場所を思い浮かべながら書くという一つの楽しみがあるのでね、それが手紙文化というのか何かわからぬけれども。要するに、例えば広告印刷物だと広告郵便物、あるいは業務用の郵便物、特定の決まつたお

客さんに郵便を出す場合、会社関係とか業務用の郵便物などの場合は全部数字であとは名前だけ、これの方が非常にいいかもしれないけれども、個人から個人に出す信書などの場合は非常に寂しい感じがするんですね。

機械化されてしまつて、何か非常に心の問題とすればいけない等々のこともあるって、郵便料金を値上げしないで、しかも多くの郵便物をさばくためにはどうしても御協力をいただかなければならぬ。この趣旨はわかりますが、例えば年をとれば年間に、具体的に実際に国民の皆さんのが協力をしてくれなければこれはちつとも進まないわけですので、その辺の配慮もしていただきたいと思いま

す。例えば、これを書かなければまして今度はアルファベットも入れるわけですね。失礼だけれども、アルファベットのわからない人がいるかもしれない、そんなことは強制をするのではなくて、ぜひ御協力を願うということで、ペナルティーなどを科さないようになるべく多くの人に御協力を願うという基本方針で対応すべきだ。このように考えますので、やるべきにはぜひその辺も十分配慮をしてやっていく必要があるだろう、このように思ひますので、考え方を聞かせてください。

○上野(寿)政府委員 先ほど報告書の概要を申し上げましたけれども、報告書によりまして、利用

者コードを記載していただく、その協力を要請する部分については十分考えた普及方策を考える必要があるのではないかという提言になつております。そして、その普及の一つの方策として、利用者の方々の負担を軽減するために住所の記載省略ということが提言の内容に盛り込まれております。

ところが、今先生からお手紙文化といふうな点について配慮をする必要があるのではないかという御指摘をいたいたわけでございますけれども、提言の中におきましても、その省略方法について三つの案を例示をしていただいておりまして、それが強制にわらないうように配慮すべきだというふうに指摘をしていただいているります。

そこで、三案を申し上げますと、町名以下を省略して市町村を残す場合、それから何丁目何番何号といったものあるいは番地の住所表示だけを省略するといったような場合、それから一番極端な場合がすべての住所の記載を省略するといったような場合、こういう三つが例示として提言の中に盛り込まれております。私どももいたしまして、提言の中にも配慮すべきだという意見が盛り込まれておりますけれども、その辺については十分配慮しながら推進していく必要があるのでないかといふうに思っています。

それから、このコード化の中身で、先ほどローマ字と数字の組み合わせで、ローマ字についても考へる必要があるのでないかという御指摘でございましたけれども、報告書の提言そのものの中に

も、やはり老人の方々だとかられることが多いのですけれども、おかけさ

るお年寄りの方々が多いためには必ずしも丸々一日休めなかつ

て、一般的に特段施設の確保状況については問題

ないのかどうか、それをお聞かせを願いたいと思

います。

○上野(寿)政府委員 郵便関係の職員に対しま

す。本年の三月二十一日から郵便関係職員の完全週

休二日制の実施に伴いまして新夜勤という制度が

導入されました。新しい勤務体制が導入をされ

たわけですが、いろいろ最初の段階では少しそく

しやくした面があつたようですが、現在、郵便局

は四週間に平均七回ぐらいあつたわけでございま

すけれども、これが五回以内というふうな回数になつております。そういう意味では、夜間の労働

は非常に厳しいわけでござりますけれども、それが少なくなつたというようなことも、これは職員

にとっては評価をされる内容でござります。

続いて、郵便関係職員の労働時間短縮の問題について幾つかお伺いをさせてもらいます。

○田並委員 ぜひこれは、とにかく夜皆さん寝て

いるところで仕事をするわけですから、そういう

意味でもストレスの問題やいろいろあると思う

んですね。ですから、十分その辺も配慮してもら

うとともに、今局長から話がありましたように、

新夜勤というのは、深夜帯における勤務と勤務の

間、時間があくときがあるんですね。この辺の時

間帯の、いわゆる深夜帯に設けられている勤務と

勤務の間の時間には次の勤務に備えての休養とい

う意味もあるので、この休養をとるための施設と

いうのは十分かどうか。別に現場の方からこう

やつてくれ、ああやつてくれという意見じやなく

たというふうな実態がございましたが、そういう

意味では、職員からそれを暦日一日非番日がとれ

るようにしてほしいという要望があったわけですが

さいますけれども、今回この措置によりましてこれ

が実現できただというのが一つございます。

それから、夜間の業務量これをなだらかにする

といいますか平準化、これをやりまして、深夜

は労働組合の方からも強い关心といいましょう

か、要望が出されたわけでございます。

その部分が、私どももいたしました、一番

廉な料金で利用者の皆さんに郵便を利用していた

ところ

でございまして、できるだけ、私どももいたしま

して

も、

勤務と勤務の時間帯で職員に

とつても十分休養がとれる体制は私どもとしても

十分対応できるというふうな実態でございます。

そういうふうな形で、勤務と勤務の時間帯で職員に

ます、とりあえずはそいつの形で確保されて

いるということです。

か、要望が出されたわけでございます。

その部分が、私どももいたしました、一番

廉な料金で利用者の皆さんに郵便を利用していた

ところ

でございまして、できるだけ、私どももいたしま

して

も、

勤務と勤務の時間帯で職員に

とつても十分休養がとれる体制は私どもとしても

十分対応できるというふうな実態でございます。

そういうふうな形で、勤務と勤務の時間帯で職員に

ます、とりあえずはそいつの形で確保されて

○田並委員 局長の説明でよくわかりました。先ほども言いましたように、新夜勤で、普通の人は寝ていてる時間に仕事をやっておるわけですが、ですから、ぜひこのような環境整備であるとか労働条件の確保については特段の御配慮を要望しておきます。

これはもう質問じやなくて、時間がないですから私の方からお願いだけ申し上げますが、郵便事業の方の週休二日制が実施をされたことに伴いまして郵政三事業の時短の足並みがそろったと思うのです。ついこの間の、二、三日前の労働委員会でも年間千八百労働時間、これの推進が盛られた法案が通りました。郵政省もちら外ではございませんで、ぜひ郵政職員の年間千八百時間に向けて全力を挙げて努力をしていただきたい。聞くところによりますと、もう既に本省なり郵政局の中に千八百時間展望業務改革推進委員会だとか、あるいは労使間においても千八百時間の展望労使委員会、これを設置をして積極的な意見交換を行い、また実施のための検討を開始をする、こういう話を聞いておりますので、ぜひほかの模範になるよう格好で、郵政省もこの千八百時間に向けて早急な取り組みを求めておきたいと思います。

以上で私の時間終わりましたので、終わります。

○鶴井委員長 石田祝稔君。

○石田(祝)委員 まず、法案に質問させていただきます前に、若干お礼かたがた、またお願いをさせていただきたいと思います。

実は私の選挙区の高知県で今回簡保事業団の御好意によりまして、簡保事業団が持っております診療船、これを島の方に回していただける、こういうことで地元でも非常に喜んでおります。委員長、お許しをいただいてちょっと大臣に記事をお見せしたいのですが、よろしいですか。

○鶴井委員長 どうぞ。

○石田(祝)委員 簡保の審議のときにわかつておればもっと言つたのですけれども、残念ながら記事が遅かったものですから。

ここは私も選挙のときに回りまして、たくさんお年寄りの方もいらっしゃいますが、船着き場等も小さくてなかなか、診療のバスというんでしょうか、ああいうものも入れないようなところで、今回初めて回していただけたというところで非常に喜んでおります。できればまた今後もそういうふうな御好意をいただければありがたいな、お礼かたがたます最初にお願いを申し上げておきたいと思います。こういう船があるということを私も勉強不足で全然知りませんでしたけれども、簡保事業団も非常にいいことをやつておるなことを改めて感じました。ますそういうことを述べさせていただきまして、質問に移らせていただきます。

まず、郵便切手の販売の改正案についてお伺いをしたいのです。いろいろと午前中にも御質問あったと思いますので、できるだけ重複を避けたいと思うのですが、定価相当価格の算定方法というのは具体的にどういう形でやられるのかなというふうに思いますが、日本円で定価がついておりまますし、今回みたいに激しい円高のときには、買方からすれば、例えばアメリカの場合、今まで五十セントで買えておつたものが六十七セントになるとか、こういうふうになると思うのですが、この定価相当価格の算定方法をどういうふうにするのか、これは具体的にどうなつておるのですか。

○上野(寿)政府委員 切手の定価相当額でござりますけれども、販売者ごとに郵政大臣の承認を受けました算定方法によって算定するというものであります。そこで、この定価相当額の算定方法でございますけれども、管理費等の諸経費、こういった要素を全く加味することなく、外国為替相場の要素だけを考慮して郵政大臣が承認するということにいたしております。具体的に申し上げますと、まず郵便手等の海外販売者になろうとする者の申込みに当たりまして、定価相当価格の算定方法を郵政大臣に申請していただきます。そして、

郵政大臣が定価相当価格の算定をする方法として是認できるという場合にその方法を承認するということにいたしております。

例えて申し上げますと次のような方法が考えられます。為替相場の前週の終わりから、前の月の平均値、そういうものに基づいて換算するというふうなことでございます。それが先ほど言いましたように郵政大臣に申請していただきまして、それを郵政大臣が承認するといふことでございます。

○石田(祝)委員 これはよくわかりますが、例えれば今回みたいに激しい円高になりますと、やはり海外事業者の方も非常に困るのじゃないかと思います。また円安になつたら向こうももうけるということを改めました。まずそのことを述べさせていただきまして、質問に移らせていただきます。

まず、郵便切手の販売の改正案についてお伺いをしたいのです。いろいろと午前中にも御質問あったと思いますので、できるだけ重複を避けたいと思うのですが、定価相当価格の算定方法というのは具体的にどういう形でやられるのかなというふうに思いますが、日本円で定価がついておりまますし、今回みたいに激しい円高のときには、買方からすれば、例えばアメリカの場合、今まで五十セントで買えておつたものが六十七セントになるとか、こういうふうになると思うのですが、この定価相当価格の算定方法をどういうふうにするのか、これは具体的にどうなつておるのですか。

○上野(寿)政府委員 切手の定価相当額でござりますけれども、販売者ごとに郵政大臣の承認を受けました算定方法によって算定するというものであります。そこで、この定価相当額の算定方法でございま

ふうに思います。したがいまして、そういう意味では、その方法が業者によつて区々になるといい

ますか、違つた方式になろうかと思ひますけれども、しかし業者としては、日本でやる方法と例えればアメリカだとイギリスとか、そのほかの国でやる方法が統一された方法としてとられるといふことでございます。

○石田(祝)委員 それと、私は、今御答弁を聞いておつて思つたのですが、例えばアメリカの方がドルで買う場合、ドル高のときに買っておいてドルが安くなつたときに、こういうレートです。そここのところ、例えばある一定の枠の中で調整をするとか、ターゲットゾーンじゃないのですけれども、上限下限というのをある程度決めるといふようなことを考へられないかな。これはきのう質問通告のときには特に申し上げませんでしたけれども、こういう形でもう円高が激しくなに上がつたり下がつたりするのだろう、やはりそういうふうなことにもなるのじゃないかといふことがあります。

○上野(寿)政府委員 私どもが業者の方を選定する場合に、まず実績のある業者の方から選んで買つておいて高いときに売る、これは日本でこの値段で買つてきたのだとと言われれば、それは買う手に対する信用ということにもかかわつてくる。こういったことを現在考へております。その実績のある業者の方々はもう既に、日本も含めまして諸外国でこういった切手の販売の実績がございまして、そこで用いられている方式が恐らく郵政大臣の申請に当たりましては出てまいりという

ふうに思います。したがいまして、そういう意味では、その方法が業者によつて区々になるといい

ますか、違つた方式になろうかと思ひますけれども、しかし業者としては、日本でやる方法と例えればアメリカだとイギリスとか、そのほかの国でやる方法が統一された方法としてとられるといふことでございます。

○上野(寿)政府委員 私どもが業者の方を選定する場合に、まず実績のある業者の方から選んで買つておいて高いときに売る、これは日本でこの値段で買つてきたのだとと言われれば、それは買う手に対する信用ということにもかかわつてくる。こういったことを現在考へております。その実績のある業者の方々はもう既に、日本も含めまして諸外国でこういった切手の販売の実績がございまして、そこで用いられている方式が恐らく郵政大臣の申請に当たりましては出てまいりという

めるに当たって、そういうこともお考えになられたてこういう算定方法というのを考えておられたのかどうか、その点だけちょっとお伺いします。

○上野(寿)政府委員 あくまでも切手を売り出します場合の換算レートといつものが適正かどうかということを、私どもいたしましては申請に際してチェックしてまいりたいというふうに思っております。したがいまして、それを、一度買われたものがどういつた形になるかということは多少乖離が出てくる局面があるわけでございますけれども、あくまでも私どもとしては、切手を業者の方から買っていただくときのレートということをございますので、その後乖離が出るというふうな点につきましては、同一業者については心配する必要はないのではないかというふうに思っております。

○石田(祝)委員 私、御答弁ちょっと理解できなければ、普通、商品そのものに値段がついておる商品というのではないですね。正札というのをつけて値段をつけて売りますから、この商品がいつ幾らで買ったというのはわからないのですよ。切手というのは御存じのようにそのものに値段がついているわけですね、もう最初から入った形で書かれている。ですから、レートによって高いとき、安いときがあつて、安いときに買って高いときに売りますよ、こういう形になりはしないかな。これは買う方の立場に立つてですよ。同一業者の中での問題ではなくて、あくまで海外販売業者から直接買われる切手の趣味の方、そういう方に、日本の切手は何かいつも値段が変わるな、こういう変な不信感が出はしないのかな、私はそういう心配をしているのです。

この点は、ちょっと御答弁を聞いていて、そういう問題も明確にしておかないと、せつかいいえで、海外でも日本の切手を知つていただこう、買つていただこう、こういう試みが、逆に値段の面から不信になりますが、こう思いますが、けれども、この点はどうでしよう。

○上野(寿)政府委員 先ほど舌足らずな説明を申

し上げましたけれども、同一の切手につきましては、あくまでも発売をしたときに売り出す価格を一定の換算レートで買つていただきわけですね。したがいまして、それを、一度買われたものがどういつた形になるかということは多少乖離が出てくる局面があるわけでございますけれども、あくまでも私どもとしては、切手を業者の方から買っていただくときのレートといつふうな点につきましては、同一業者については心配する必要はないのではないかというふうに思つております。

○石田(祝)委員 なお、この為替レートで換算をするというの

トで換算をしていただくことでござりますので、ここは一つの価格に固定されるというふうに思います。

なお、この為替レートで換算をするというの

は、確かに業者にとりまして、あるいは買つ方に

とりまして、同じ六十二円の切手でありながら、Aという切手についての価格とBという切手

の価格がそのときのレートによって違いますか

上下するということはございますが、これは切手

は定着をしたやり方だというふうに思つておるわ

ら、そういう意味では同じ価格がついておつても

上下するということはござりますが、これは切手

の海外販売についての諸外国がやつておるやり方

を私どもとともに導入をしてやつていいこうといふように思つておりますので、実態としては、これ

は定着をしたやり方だというふうに思つておるわ

でござります。

○石田(祝)委員 なあ、この為替レートで換算をするとい

うふうに思います。

○石田(祝)委員 なあ、この為替レートで換算をするとい

うふうに思います。

通常我々も海外へ行つて、例えばお土産を買います。そのときに、向こうは、フランスなんかは付加価値税がついているわけですから、これだけ税金を払いましたよと全部計算書をもらつて、しかし私はフランス人ではない、ですから、最後に出国するときにその計算書とパスポートとか書類をそろえて税金を返してもらう、こういう形になつてゐると思うのですよ。

ですから、日本の消費税も、これは国内法でから海外の者に適用されない。こういう、海外に最初から売るというふうに想定をされているものに対しで六十二円で売つていいのかな、二円分の消費税はするとどこへ行つてしまふのだろう、こいつとも思つたわけですね。これは、具体的にそこがあたりは全然問題なく、郵政省のポケットに入るのでもない、明確に、的確に処理をされるのだ、こういうことですか。

○上野(寿)政府委員 確かに、切手に六十二円とあるのは四十一円という、消費税が導入されたときに額面が変更になつたわけでござりますけれども、原則を申し上げますと、郵便切手につきましては消費税法上は非課税ということが基本でございます。

○石田(祝)委員 それはちょっと違つて思いますが、いわゆる消費税導入のときに、役務にも、サービスというものにも消費税はかけるのだ、そ

ういうことで、使用するときに一枚で済むようになります。その六十二円に定価相当額としてお買いいただくことになります。

○上野(寿)政府委員 それはちょっと違つて思いますが、いわゆる消費税導入のときに、役務にも、サービスというものにも消費税はかけるのだ、そ

ういうときに、いわゆる役務の対価としての六十円と、その役務の対価にも消費税がかかる、そういうことで、使用するときに一枚で済むようになります。

○石田(祝)委員 それはちょっと違つて思いますが、いわゆる消費税導入のときに、役務にも、サービスというものにも消費税はかけるのだ、そ

ういうときに、いわゆる役務の対価としての六十円と、その役務の対価にも消費税がかかる、そういうことで、使用するときに一枚で済むようになります。

○上野(寿)政府委員 確かに、切手に六十二円とあるのは四十一円という、消費税が導入されたときに額面が変更になつたわけでござりますけれども、原則を申し上げますと、郵便切手につきま

しては消費税法上は非課税ということが基本でござります。

○上野(寿)政府委員 確かに、切手に六十二円とあるのは四十一円とい

ういうことでござりますが、郵便料金そのものは、郵便の役務の提供の対価ということで利用者

から郵政省に支払われる料金でござりますので、これには消費税が当然含まれるということがあります。

一方、郵便切手につきましては、額

面相当額分の郵便の役務の提供を受けられる機能を持つ郵便料金の納付手段、非常に複雑な表現を

いたしましたけれども、あくまでも切手は税金が

あります。いろいろな切手がありますけれども、一番代表的なのが六十二円切手。これは、私の承知しているのは、六十円が郵便を運んでいただく役務に対する値段と、二円が消費税の分だ。ですから、平成元年の消費税が導入されたときに六十円になった、はがきは四十一円になった、そういうふうに思います。

それから、この問題は、本当は大蔵省にもおい

でいただからなければならないと思いますが、消

費税の取り扱いですね。六十二円切手というの

入つてゐるものではなくて、切手そのものではなくて切手を利用されたときに、役務の提供の対価として使われたときに消費税が納付される、そういう考え方でございますので、例えば六十二円の切手をお買いになりますが、それが即使われた場合は消費税を納入したという形にはならない

わけでございます。

この基本的な考え方とは、海外の場合と国内の場合は全く区別がございませんので、切手そのものは、これはあくまでも非課税ということでございまして、端数がついておる切手でございます。

も、これはそのままを、先ほど言いましたように定価相当額としてお買いいただくことになります。

わげでございます。

この基本的な考え方とは、海外の場合と国内の場合は全く区別がございませんので、切手そのものは、これはあくまでも非課税ということでございまして、端数がついておる切手でございます。

も、これはそのままを、先ほど言いましたように定価相当額としてお買いいただくことになります。

わげでございます。

○石田(祝)委員 それはちょっと違つて思いますが、いわゆる消費税導入のときに、役務にも、サービスというものにも消費税はかけるのだ、そ

ういうときに、いわゆる役務の対価としての六十円と、その役務の対価にも消費税がかかる、そういうことで、使用するときに一枚で済むようになります。

○上野(寿)政府委員 確かに、切手に六十二円とあるのは四十一円とい

ういうことでござりますが、郵便料金そのものは、郵便の役務の提供の対価ということで利用者

から郵政省に支払われる料金でござりますので、これには消費税が当然含まれるということがあります。

一方、郵便切手につきましては、額

面相当額分の郵便の役務の提供を受けられる機能を持つ郵便料金の納付手段、非常に複雑な表現を

いたしましたけれども、あくまでも切手は税金が

あります。いろいろな切手がありますけれども、それが六十二円といふふうに思つて困る

ことはないかという話ももちろん出ますけれども、それはまた別の問題でありますので、海外で販売するという前提で立つ改正案でしたら、その消

費税のところの取り扱い、どういう形にするの

か、これは明確にしておく必要があると私は思います。

ですから、現在も実は六十二円で売っているということは、二円分最初に郵政省がもらっているということなんですね。それを切手が張られるまで二円分は預かっていて、そして張られたときに六十円は郵政省がもらう、そして二円分は大蔵省に入る。ですから、使われるまでのタイムラグといふのは、いわゆる郵政省の中でとどまっているわけですね。それが海外へ売るのですから、永久に使われないという前提でこれは売られると思うのです。そうすると、その消費税というのが、本来消費税法が適用されない海外の人が日本の消費税を負担した形になっている。そして、なおかつそれは日本の中で郵政の収入になつて大蔵にも行かない、こういうふうな仕組みになつておるのじやないですか。

○上野(寿)政府委員 消費税の問題でございますけれども、あくまでも消費税法上は切手の販売については非課税ということになつております、これは切手の額面には直接は関係ないということござります。あくまでも便宜といたしまして、確かに郵便の役務の対価として切手を張つていただけですから、そのときに、六十円の役務に對して三%の消費税分を込みで払う場合は六十二円になるということが想定されますので、その便宜のためにあらかじめ六十二円の切手を発行してあるということをございまして、あくまでも切手そのものを買つていただくのは非課税ということござります。

○石田(祝)委員 この問題はちょっと理解が違うようですから、きょう大蔵省に来ていただこうと思つたのですが、明確な御答弁がいただけるといふことだったので来ていただかなかつたのですが、ちょっとそこそこを整理されていました方がいいのじやないでしようか。

ですから、さつき私が言いましたように、なぜ切手にかかるいかと、それは最初から消費税が入つているからなんですよ。消費税の入つているのにまた消費税をかけたら、これは税金に六十円切手を張つて、それプラス二円の消費税分を

張つてもいいわけです。六十円足す二円の切手でいいわけです。それを手間を省くために話し合いで六十二円切手ということで販売をして、そしてそれが使われたときに役務の対価としての消費税が発生をするので、それは使われたときに大蔵省の方に入れてくださいよ、消費税として二円分いだきますよ、こういうふくらみなんですよ。ですから、六十二円がともと最も最初からの役務の対価の値段じゃないんですよ。役務の対価は六十円、その消費税が二円。ですから、最初から消費税が入つているから、売るとときにそれに消費税をかけたら、消費税に消費税をかけるというばかな話になつてしましますから、それはやらないといふ話だけであつて、ですから、これはあくまで国内での税体系の枠の中にいる人の話であると私は思うのです。

ですから、最初から海外だとというふうに国内を想定してないような販売の場合には、この税体系から外れた売り方になるんじゃないですか、こういうふうに私は申し上げております。

○上野(寿)政府委員 同じような回答になるわけがござりますけれども、消費税法の六条に「国内において行われる資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものには、消費税を課さない。」という規定になつておりますので、「次に掲げる役務の提供」というものがございまして、これは、国内、海外全く違わないということでございます。

張つて郵便として出されたものをサービスとして役務を受けるという段階でこれが消費税の対象になる、あくまでも郵便サービスがこの消費税の対象になるということをございますので、切手そのものの販売というのは、原則的には、原則的にと

た、本来だつたら張るときに役務の対価として六十四円足す二円で集める税金をかけるという非常に変な話になるので、また、本來だつたら張るときに役務の対価として六十四円切手を張つて、それプラス二円の消費税分を張つてもいいわけです。六十円足す二円の切手で、これはせひ一回詰めて、明確な形で私いただきますか、これはもう非課税、そういうことでござります。

○石田(祝)委員 ちょっと時間もなくなりますので、これはせひ一回詰めて、明確な形で私いただきますか、これはもう非課税、そういうことでござります。

これは六十二円ではなくて、六十足す二円といふ書き方が正式な書き方だと思います、六十二円と書いているのは、六十足す二と書くのが私は正しい書き方だと思います。これをやつておつたら時間がなくなりますので、これはせひまた明確にお知らせいただきたいと思いますけれども、よろしくございますか。ちょっと答弁では納得しありますが、大臣が何かおっしゃりたいようですが——大臣が何かおっしゃりたいようですが

○小泉国務大臣 なかなかが技術的にはややこしいことだと思うのですが、私も記憶ですけれども、たしか六十円の三%で一円八十銭、四十円の三%で一円二十銭。六十円のものは六十二円にする一円八十銭。四十円のは一円二十銭にしないで一円にする、四十一円だ、そういうので、内税的な考え方でこの切手をやつたと思うのです。ですから、その点、今よく調べさせて、納得いくように後ほど担当者から説明させますので、この場では疑問点としてちょっと残しておいていただければと思います。

○石田(祝)委員 では、続きまして郵便事業一般についてお伺いをしたいと思います。

六月に入りました、各紙に「郵便料金値上げ検討」ということを書かれておりました。そして、その次ぐらいの大きさの活字で「来春採用は三千人削減」、こういうふうなまあ削減というのが正しいのかどうか、これは新規採用を例年より三千人減らすという意味で、今いる人を三千人首を切るということじやないのですが、これを見るに、書き方によつては、書き方といふか、どちらによつては、三千人の方をやめさせるのじやないか、こういうふうに早とちりされる方もいると私思ふのですが、この件で以前にも何人かの委員から御質問あつたと思いますが、郵便事業の損益の問題でお伺いをしたいのです。

最後に、切手に関して提案ですけれども、通信に関する現状報告というのをいただきまして、たくさんきれいな切手を出されております。この中で、せつかく海外に売るわけですから、日本の紹介にもなるようにいい意味で利用したらいいと私は思うのですね。歌舞伎の切手もあります。まことにそのところを整理されていました方がいいのじやないでしようか。

が一兆九千八百八十四億円、単年度欠損が四百三十億、累積で八十一億のまだお金がある。それで、五年度の予定で一兆五百二十二億円の収益で費用が二兆一千五百四十二億円、それで单年度で一千二十億円の赤字が出る。差し引き、累積で九百三十九億円の赤字だ。累積赤字が収益に対しても四五八%になる、こういうふうな数字だと思いませんが、この数字で間違いありませんか。

○上野(寿)政府委員 間違いございません。

○石田(祝)委員 累積赤字が収入予定額の5%を超えると値上げができる、政令で可能だ、一定の条件は省令ですか、料金を定めることができると郵便法二十七条の四、二十七条の五で特例引き上げができる、こういうことになつてていると思うのですが、五年度の予算概算要求のときの収益と費用は幾らだったでしょうか。

○上野(寿)政府委員 五年度の概算要求のときに出した单年度の損益は一千五百四十一億円で、累積の損益は一千四百六十億円という数字で出しております。

○石田(祝)委員 この数字ですと、収益が二兆五百億円の予定で累積が一千四百六十億円の、そういう概算要求を去年の八月の段階にしておるのですね。それがどういうわけか、予算成立額になりますと、収益が二十二億円ふえて費用が四百九十九億円減額ということで、見事四・五八%で五%の中におさまるような数字になつておりますが、これはうがつた見方をすれば、五%におさめるようになりますが、何か操作と言つたらおかしいですけれども、概算要求から何でこんなに五百億も違つたのだろう。これは費用を下げるために努力しましたということでもあると思いまますけれども、こんなに概算要求から実際の予算まで費用が五百億も削られるような、それだけの努力をされたと思うのですけれども、これは見積もりが甘かつたのですから、それとも、それからさらに馬力をかけてやつたということですか。

○上野(寿)政府委員 概算要求で出します数字と政府予算として成立するときの数字の大きさでござりますが、この数字で間違いありませんか。

ざいますけれども、要求はあくまでも要求でござりますが、これはそういう意味では、平成五年度だけが圧縮をされたということではございませんで、今まで何年かずっとそういう形をとつてまいっておりますので、数字が、最近財政規模が大きくなることに伴つて要求の規模もやはり大きくなります。これはそういう意味では、平成五年度だけが圧縮をされたということではございませんで、今まで何年かずっとそういう形をとつて、そこまでの数字で累積欠損金を出しますと九百三十九億円ということがあります。

したがいまして、これがこの五年度の中でどうなるかといいますのは、平成四年度の四百三十億円という单年度の赤字がどうなるかということと、平成五年度の中でどういうふうにこれが推移していくかという、両方の要素を見ませんと申し上げるわけにはまいらないということでござります。

○石田(祝)委員 それはいろいろあると思いますけれども、通常、予算の査定というのは、私も与党ではありませんので詳しくはわかりませんが、いろいろな事業、こういうことをやりますといふことを、事業をカットされて予算が圧縮されるところを、わかりましたといふことは申し上げることになります。

○石田(祝)委員 済みません。委員長の御配慮をいただきまして、若干時間を持ちよだいいたしておりましたが、午前の質問の最後ということでお答えをお聞かせいただいて、午前の質問を終わらうかと思います。

○上野(寿)政府委員 平成三年度に百七十三億円の赤字が出た、これは決算上で確定をいたしております。

それから平成四年度は、これは今まで当委員会で何度もお答えをいたしましたけれども、まだ決算の途中でございますので、单年度の収益がどうなるかということは出てまいりませんので、あくまでも予算上で四百三十億円の赤字ということになります。

それに引き続きまして五年度でございますが、これも当然予算の数字で、一千二十億円というのもございますけれども、これも、あくまでも予算という域を脱しないということでございまして、そこまでの数字で累積欠損金を出しますと九百三十九億円といいます。

したがいまして、これは申しあげなうことですけれども、午後の頭でやらせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○石田(祝)委員 郵便事業一般のことでお聞きます。それも引き続きまして五年度でございますが、これがこの五年度の中でどうなるかといいますのは、平成四年度の四百三十億円という单年度の赤字がどうなるかということと、平成五年度の中でどういうふうにこれが推移していくかという、両方の要素を見ませんと申し上げるわけにはまいらないということでござります。

○鶴井委員長 午後二時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時二十五分休憩

午後二時開議

○鶴井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○石田(祝)委員 午前に引き続きまして質問をさせたいと思います。

○石田(祝)委員 質疑を続行いたします。石田祝稔君。

○小泉国務大臣 郵便事業の中で、時間制職員制度についてお伺いをしたいと思います。

○石田(祝)委員 先ほども申し上げましたように、六月に入つての各紙によりますと、郵便料金値上げということとともに採用予定者の削減ということも出ております。そういうことで、片や採用を抑制するといふやしていこうという、片一方で減らして片一方でふやす、若干矛盾するんじゃないかなという気になります。

○小泉国務大臣 うまでもなく先生方もよく御存じだと思うのですが、どんなに情報社会あるいは科学技術が発達したとしても、どうしても人手のかかる事業でありますし、そしてなおかつ、通信手段として重きをなしていくと思います。そういう意味において、経費の削減を図る、合理化努力、大事であると思います。また、収入増をどうやって図るか、これまで多く先生方もよく御存じだと思うのですが、どうも大事だと思いますが、人と人との交流、制度そのものの信頼性を向上する意味において不斷の努力が必要でありますので、そういう面、国民から

なつております。

それに引き続きまして五年度でございますが、それも引き続きまして五年度でございますが、これがこの五年度の中でどうなるかといいますのは、平成四年度の四百三十億円という单年度の赤字がどうなるかといいますけれども、これは申しあげなうことですけれども、午後の頭でやらせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○石田(祝)委員 郵便事業一般のことでお聞きます。それも引き続きまして五年度でございますが、これがこの五年度の中でどうなるかといいますのは、平成四年度の四百三十億円という单年度の赤字がどうなるかといいますけれども、これは申しあげなうことですけれども、午後の頭でやらせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○加藤(豊)政府委員 時間制職員の趣旨、それから内容についてお尋ねであるわけですが、それとも、今後の労働市場の見通しとしまして、若年労働者の減少だと、労働人口の高齢化だと、女性の社会進出だと挙げられているわけですが、女性の社会進出だと挙げられているわけで

効力の不足の対策といたしまして女性だとか高齢者の活用がポイントであります。こういうふうな勤務形態、高齢者だと女性というふうな働く側のニーズに合わせた形態をつくることが必要ではないかといふうに考えておるわけであります。一方、私ども雇う側につきましてのニーズでございますけれども、郵便局におきましては、一日の仕事の波動としまして、早朝と夕方に業務量のピークがあるわけでありますけれども、こういうふうな特殊性に合わせた安定的な労働力の確保と効率的な配置が必要だといふうに考えておるわけでございます。そこでこの時間制職員、仮称でございますけれども、これはこうした働く側のニーズと私ども雇う側のニーズの両方に合致する新しい勤務形態を企図しておるわけでございましてございます。

自身でございますけれども、私ども主として女性と高齢者を念頭に置いておるわけでありますけれども、一日に四時間という短時間の勤務形態

で、その他の処遇、例えば定期昇給だとボーナスなども退職金があるわけですけれども、こういふうな待遇だとサービスにつきましては、常勤職員に準じた扱いとする制度を創設しようというこ

とで考えておるわけであります。つまり、国家公務員の中で現在は常勤職員と非常勤職員があるわけでありますけれども、その中間的なものをつくりたいといふうに考えておるわけであります。

○石田(祝)委員 このことは人事院とか総務庁ですか、そういうところとも御相談になつてゐると思つておるわけですが、これはできるかどうか、私も可能かなという気もするのですが、これはできれば民間企業に対しても非常に大きなインパクトを与えると私は思ひます。

実は今労働委員会の方でもパートタイム労働者の方の処遇の問題の法律をやつております。これ

は野党案と政府案両方出でているのですけれども、その中で、やはりそのパートタイムの労働者の方々の処遇に関して、時間が短いだけなんだ、時

間に短いだけの均等扱いをしなさいというのが私たちの主張なんですけれども、ある意味ではまるつきり違った法案が政府から出てきているのでござりますけれども、郵便局におきましては、一

日のつとつて、時間の短いだけだという職員の形態が可能になれば、これは公務員の方で道を開く

いていただければ、民間企業でも、いわゆる常勤ではないけれどもパートでもない、要するに今言われているような形のパートではない、ただ勤務時間が短いだけだ、そのほかの条件はまるつきり均等だ、こういう形にも道を開けるのではないか

と思います。

ですから、そういう意味で、この職員制度はできれば非常に大きな出来事じゃないかな、こういふうに私は思いますけれども、これは具体的に

可能ですか。いろいろ詰めておると思うのですけれども、その点だけ、現時点のお答えで結構ですから、お願ひします。

○加藤(豊)政府委員 実現性についてお尋ねであ

るわけでありますけれども、私ども、この時間制職員制度につきまして前年度から取り組んでおる

わけであります。が、本年度の予算におきまして調査研究費、六百万円ほどですけれども、これがつきましたので、この中で現在、採用方法だとか処遇だとか勤務時間等の細目について調査研究をやつしているところでございまして間もなく中間的な取りまとめができると思っておるわけであります。

また、今お話をありましたところの人事院等との折衝でござりますけれども、今の調査研究と並行いたしまして、人事院それから総務庁等関係省庁との間で、時間制職員を国家公務員制度の中でのように位置づけるか、それから、任用だとか

これがはどうなつていていますか。

○白井政府委員 先生御指摘のよう、電気通信基盤充実臨時措置法は、附則の二条に書いてありますように、「法律の施行の日から十年以内に廃止する」ということになつておりますので、まさ

ますが、ここ一、二年の間に特別の何か事件などが起きて、それを契機にして今回の法律案の提案

になりましたが、電気通信に依存する経済活動等の範囲がだんだん広くなつてまいりますと、やはりこの電気通信の中でもお答えをさせていた

だきましたが、電気通信の非常に大きな悪影響を及ぼす危険性が出てきたということで、また

間が短いだけの均等扱いをしなさいというのが私たちは主張なんですけれども、ある意味ではま

る限り違った法案が政府から出てきているので

ござりますけれども、郵便局におきましては、一

日のつとつて、時間の短いだけだという職員の

形態が可能になれば、これは公務員の方で道を開く

いていただければ、民間企業でも、いわゆる常勤

ではないけれどもパートでもない、要するに今言

われているような形のパートではない、ただ勤務

時間が短いだけだ、そのほかの条件はまるつきり

均等だ、こういう形にも道を開けるのではないか

と思います。

ですから、そういう意味で、この職員制度はで

きれば非常に大きな出来事じゃないかな、こうい

うふうに私は思いますけれども、これは具体的に

可能ですか。いろいろ詰めておると思うのです

けれども、その点だけ、現時点のお答えで結構です

から、お願ひします。

○加藤(豊)政府委員 実現性についてお尋ねであ

るわけでありますけれども、私ども、この時間制職員制度につきまして前年度から取り組んでおる

わけであります。が、本年度の予算におきまして調査研究費、六百万円ほどですけれども、これがつ

きましたので、この中で現在、採用方法だとか処遇だとか勤務時間等の細目について調査研究をやつしているところでございまして間もなく中間的な取りまとめができると思っておるわけであります。

また、今お話をありましたところの人事院等と

の折衝でござりますけれども、今の調査研究と並

行いたしまして、人事院それから総務庁等関係省

庁との間で、時間制職員を国家公務員制度の中でのように位置づけるか、それから、任用だとか

これがはどうなつていていますか。

○白井政府委員 先生御指摘のよう、電気通信

基盤充実臨時措置法は、附則の二条に書いてありますように、「法律の施行の日から十年以内に廃止する」ということになつておりますので、まさ

ますが、ここ一、二年の間に特別の何か事件など

が起きて、それを契機にして今回の法律案の提案

になりましたが、なぜ今この時期に出てきたのか。

例えば、私も覚えておりますけれども、世田谷区

の三軒茶屋で火事がありますと、一時期銀行の

キャッシュカードが使えなくなつたり、大分立ち直りまで時間がかかつたよう思つておりますけ

れども、あれは随分前のことのように記憶してお

ります。それが随分前にあつて今なぜこの時期に、ですから実は遅いのではないかという気もす

ります。それが随分前にあつて今なぜこの時期に、ですから実は遅いのではないかという気もす

ります。それが随分前にあつて今なぜこの時期に、

これははどうなつていていますか。

○白井政府委員 率直に申し上げさせていただき

ます。確かに先生おっしゃいましたとおり、あと八年後

と八年しかないのですね。この八年のうちで全部

やる予定なんでしょうか。それとも、八年たつた

ころはどうですか。

○白井政府委員 先生御指摘のよう、電気通信

基盤充実臨時措置法は、附則の二条に書いてありますように、「法律の施行の日から十年以内に廃

止する」ということになつておりますので、まさ

ますが、ここ一、二年の間に特別の何か事件など

が起きて、それを契機にして今回の法律案の提案

になりましたが、なぜ今この時期に出てきたのか。

例えば、私も覚えておりますけれども、世田谷区

の三軒茶屋で火事がありますと、一時期銀行の

キャッシュカードが使えなくなつたり、大分立ち直りまで時間がかかつたよう思つておりますけ

れども、あれは随分前のことのように記憶してお

ります。それが随分前にあつて今なぜこの時期に、

これははどうなつていていますか。

○白井政府委員 率直に申し上げさせていただき

ます。確かに先生おっしゃいましたとおり、あと八年後

と八年しかないのですね。この八年のうちで全部

やる予定なんでしょうか。それとも、八年たつた

ころはどうですか。

○白井政府委員 先生御指摘のよう、電気通信

基盤充実臨時措置法は、附則の二条に書いてありますように、「法律の施行の日から十年以内に廃

止する」ということになつておりますので、まさ

ますが、ここ一、二年の間に特別の何か事件など

が起きて、それを契機にして今回の法律案の提案

になりましたが、なぜ今この時期に出てきたのか。

例えば、私も覚えておりますけれども、世田谷区

の三軒茶屋で火事がありますと、一時期銀行の

キャッシュカードが使えなくなつたり、大分立ち直りまで時間がかかつたよう思つておりますけ

れども、あれは随分前のことのように記憶してお

ります。それが随分前にあつて今なぜこの時期に、

これははどうなつていていますか。

○白井政府委員 率直に申し上げさせていただき

ます。確かに先生おっしゃいましたとおり、あと八年後

さに、この電気通信による情報の流通の円滑化のための基盤の充実だということにおいては、大きな目的で現在ある法律に合致するものですから、この法律の中に一つの事業として加えようという事にさせていただいたわけあります。

したがいまして、信頼性向上施設整備事業のようものが八年で済むと考へておるわけでは正直申し上げてございません。

ただ、こういう法律の中に乗せさせていただきましたので、平成十三年ごろまでの間に、これららやつてまいりますいろいろな事業の成果というのも十分検討いたしまして、その段階でさらにもう少し力を入れてこうした仕事をやっていくということになると、それなりにまた新たな立法措置をとる、あるいはその他の予算措置をとるとかというようなこともやらなければいけないと御理解いただきたいと思います。

○石田(祝)委員 その件でもう少しお伺いしますと、この電気通信基盤充実事業というのは、今回追加したもの以外に、当初からの人材研修事業と高度通信施設整備事業があるわけですね。そして今回、信頼性向上施設整備事業を加えられた。今局長から御答弁いただいたように、この信頼性向上はとても八年ではできると考えていい。そうすると、八年たつたとき、これはもうとも終わつてしまつておりますが、信頼性の重要性がさらに増わつております、情報通信の重要性がさらに増しておりますから、信頼性向上施設整備事業も全部引つ張つていくわけですね、法案が一緒ですし中身に入つておるわけですから。

ですから、当初のつくったときの目的は、こういう目的で十年です、その後に十年で終わらないうな話をいうのもお話ししておられるかと思ひますけれども、私どもの気持ちをいたしまして立法を十年からさらに引っ張つていく、こういう形になりますか。ですから、そうすると、もとと十年でやめましょうということでおつくりつてい

る法案が、後からつけ加えられたものによって法案自体の性格が変わつて、時限立法の本当の意味がなくなる。ある意味でいえば、もうサンセット法で、用が終わつたら法律をなくすのが本当だと思うのですけれども、そういう形で次々に新しい事業を入れていって、その法案の中身を変えて長く延びるのじゃないかな。

ですから、私は、もともとこの十年の時限立法に入れたということも何かちょっと理解できない部分がございますし、今御答弁を聞いていまして、十年で、あと八年でできない、そうなつたら一緒に人材研修事業を引っ張つて時限立法を長く延ばしていくのかな、こういうお考えになつていてのかなという気もするのですけれども、そういうことはないわけですか。

○白井政府委員 そこまで詰めて具体的な取り扱いを決めているということではないわけでありますので、この八年限りでこれをすべてやつておりますので、この八年限りでこれをしてやつてしまふというようなことではないということを御理解いただきたいと思います。

○石田(祝)委員 その件でもう少しお伺いしますと、この電気通信基盤充実事業というのは、今回追加したもの以外に、当初からの人材研修事業と高度通信施設整備事業があるわけですね。そして今回、信頼性向上施設整備事業を加えられた。今局長から御答弁いただいたように、この信頼性向上は國の関与の仕方というものについて、一応は十一年で一回切りとして、そのやり方についてもう一度振り返つてみて、こういうやり方でいいのか、ここまでやればもうこれで終わつたと見ていいのか、あるいは、中身をさらに充実させてこれからも続けてやつしていくのか、そういうやり方についても一応振り返つてみようという気持ちで臨時措置法というような形にさせていただいておりまます。

したがいまして、確かに先生がおつしゃつたようなお話をいうのもお話ししておられるかと思ひますけれども、私どもの気持ちをいたしまして、このもとの法律で、十年たつた時点、つまり平成十三年の時点におきましては、ただいま申し上げたような形で振り返つてみて、もし、なお新

たにもっと力を入れた支援ということが必要であれば、また別の措置を講ずるというようなこともあります。

が

なつておりますが、そこで全部がおしまいというだけではなくて、当委員会で再三、そうしたやり方がいいのかどうかということの御指摘を受けてきておりますので、八年、十年ということには法律上はやつておるということです。

それが、新たに法律のつくりとして、この電気通信基盤充

なつておりますが、そこで全部がおしまいとい

うなことにはしたくないというような気持ちでやつておるということです。

○石田(祝)委員 お気持ちよくわかりますし、おっしゃっていることもわかるのですけれども、そういうのかなという気もするのですけれども、そういうことはないわけですか。

○白井政府委員 そこまで詰めて具体的な取り扱いを決めているということではないわけでありま

す。もともとの基盤充実臨時措置法をつくります

ときも、確かに法律の規定では「十年以内に廃止

する」という条文の書き方になつておりますが、私どもの気持ちをいたしましては、このような支援措置というのは十年限りでもう後は要らないと

いうような意味合いまでは考へていいわけでございまして、このようない形での支援の仕方あるいは国が関与の仕方というものについて、一応は十

年で一回切りとして、そのやり方についてもう一

度振り返つてみて、こういうやり方でいいのか、

ここまでやればもうこれで終わつたと見ていいの

か、あるいは、中身をさらに充実させてこれからも

続けてやつしていくのか、そういうやり方についても一応振り返つてみようという気持ちで臨時措

置法というような形にさせていただいておりま

す。

したがいまして、確かに先生がおつしゃつたよ

うな話と、この法律の問題についてもそうなんですが、政策支援の受け皿そ

のものがこの機関しかないといふことから、実は

さらに新たな支援措置を単独の法律でつくるうと

いうことになりますと、またそういう受け皿をど

うのをできるだけ活用するといふようなことも考

えたりもしたものですから、このようない形にも

なつたわけでござります。

○石田(祝)委員 それで、続いてお聞きをします

が、この中で信頼性を着しく高めるものについて

は援助していく、こういう考え方になつておりますけれども、著しく高めるというのはどういう意

たにもっと力を入れた支援ということが必要であれば、また別の措置を講ずるということがあります。そこで方につきましては、この法律の立て方の問題も含めまして、当委員会で再三、そうしたやり方がいいのかどうかということの御指摘を受けてきていました。

○白井政府委員 受け皿としてこういう施策を展開するというやうな御指摘を受けてきていたわけでございます。私自身が記憶しておる限りの御議論というのは三年ぐらいございました。

それで、そのときお答えはさせていたのですが、結論的に申し上げますと、この御指摘を受け皿になり得るような組織というのが郵政省の場合は一般会計についてはただいまの通信・放送機構しかないとから、これが、新たに法律をつくつてやるべきではないかと思ひますし、もともと違う性格、人材研修とかと自分としては思ひます。そういう考えがあれば、新たに法律をつくつてやるべきではないけれども、そういうものとはちょっと違うと私は思ひますけれども、そういうものにどんどん追加していく法律があるから、じや、それに追加して一緒にやつちやえ、そういうやり方はよくないのじゃないかと自分としては思ひます。そういう考えがあれば、新たに法律をつくつてやるべきではないかと思ひますし、もともと違う性格、人材研修とかと自分としては思ひます。そういうものとはちょっと違うと私は思ひますけれども、そういうものにどんどん追加していく法律が当初の成立のときと違つてしまつて法

る、そういうような気が私は正直いたします。

ですから、この問題は、例えば債務保証の問題

でも、また今回も通信・放送機関の業務の特例を

つけ加える。ですから、私はこの通信委員会に所

属してから幾つかの法案を勉強させていただきま

したけれども、何か通信・放送機関の業務の特例

にどんどん突つ込んでいつて、そこから債務保証

をするのだ、そこからいろいろやらせるのだと何

でもかんでも突つ込んで、あるものを業務の追加

という形で何でもやつていこうというのが多過ぎるのではないか。

ですから、今回もこういう形で時限立法に、八

年後に期限が切れるという法案の中になぜこれを

できるということを入れていますよというのだから、これは一つの理屈ですね。ですから、そういう法律のつくり方、やり方からもうちょっとと考えてやつていただく必要があるのじゃないかというふうな気が私は正直いたします。これはどうですか、今お

答えを何回もいただいているので申しわけないの

味ですか。具体的にどういうイメージを持たれているのでしょうか。

○白井政府委員 信頼性向上施設の定義に関する条文についてのお尋ねでございますが、法律の条文の書き方としてこのような書き方になつておりますが、少し平たく申し上げますと、先ほど来の御議論でいろいろ出ておるところでございますが、電気通信の疎通を確保するということのため非常に役立つような施設を整備するというようになりますが、少し平たく申し上げますと、先ほど来の御議論でいろいろ出ておるところでございますが、電気通信の疎通を確保するということのため

に非常に役立つような施設を整備するというようになりますが、少し平たく申し上げますと、先ほど来の御議論でいろいろ出ておるところでございますが、電気通信の疎通を確保するということのため

府案が決まる段階で実は決めなければならぬといふことがありますまして、これも先ほど申し上げておりますように、いわゆる洞道と回線切りかえ装置というものについては、それぞれ国税、地方税の特例措置の対象にするということが、実は昨年の年末の段階で決まっているものですから、はつきり実は申し上げられます。

それ以外に私どもとしては、統合監理システムでありますとかあるいは非常用の電源装置なども、こうした条文に規定する設備だということでおぜひ支援対象の設備に入れていいたいと思つておりますが、実はこれは法律が通りました後で関係のところと折衝をして細部を詰めるという作業がまだ残つておりますので、この点についてはまだはつきりとすべて決ましたというものでないことはお許しをいただきたいと思いますが、法律を国会の方で通していただきました後、できるだけ早く細かな詰めを関係のところとやつてまいりたいと思っております。

○石田(祝)委員 国税、地方税の方では洞道と回線切りかえ装置がふさわしい、こういう判断を下されているようでありますから、政府が一体だつたらこの二つになりますね。

では、最後に大臣にお伺いをしたいのですが、新社会資本整備の問題等も含めて、次世代の通信第三項の一号、二号で具体的に考えられている施設はありますでしょうか。この税制優遇措置の方で国税と地方税はもう具体的にこれこれ、こういふように決まつているようでありますけれども、こちらの本法の方では具体的にどういうものか、お決めになつていらっしゃいますか。

○白井政府委員 実は税制上の取り扱いにつきましては、政府としては毎年予算編成の時期に、予算編成とあわせまして翌年度、つまりその予算編成の対象になつております年度の税制上の取り扱いについて決めるということをいたしております。これは予算と密接不可分のものであるからそういうやり方をとつておるわけでございます。しかしいまして、税制上の扱いについては予算の政

のはどういうものを指すのかということで、今まで既成の枠組みの公共事業とは違つて、この情報通信基盤というのも公共事業じゃないかという

議論が起つてきました。

そういう中で、民間の事業がどこまで整備できることがありまして、これも先ほど申し上げておりますように、いわゆる洞道と回線切りかえ装置というものについては、それぞれ国税、地方税の特例措置の対象にするということが、実は昨年の年末の段階で決まっているものですから、はつきり実は申し上げられます。

まだ残つておりますので、この点についてはまだはつきりとすべて決ましたというものでないことはお許しをいただきたいと思いますが、法律を国会の方で通していただきました後、できるだけ早く細かな詰めを関係のところとやつてまいりたいと思っております。

○石田(祝)委員 両方協力してというふうなお考えだと思いますが、これは光ファイバーにしても端と末端が結ばれない限り意味がないものになる

と思いますし、ですから中途半端はできないのではないかという気がいたしますし、いろいろな意味で一〇〇%まで仕上げないと本当に価値は半減するのじゃないか、そういう気もいたします。ですから、これはある意味でいえば協力し合つてやつていかないと、若干おくれました、そういうことは済まないとと思うのです。ですから、ぜひこれは協力していただいて、一番いい形で進めていただければいいと私は思います。

○小泉国務大臣 収支状況を見ますとかなり厳しい状況でありますけれども、できるだけ値上げを回避したいという努力はしていくかなければなりません。収入増を図るのも一つの方法でしようし、同時に合理化して経費の削減を図ることも大事だ。

そういう努力をして、この七月には平成四年度の決算が出ますので、その収支等をよく見まして、五年度の推移を見ながら検討していかないといふふうに考えております。

○阿部(未)委員 大臣、非常に慎重な御答弁でござりますけれども、マスコミ等によりますと、か

なり具体的に、あるいは今年中に値上げをするのではないかというようなことも伝えられておりま

すが、実際問題として单年度の赤字がどのくらいになるのか、累積赤字がどのくらいになるのか、その結果どうしなければならないというふうにお

郵便切手の売りさばきの法律関係の方でひとつ質問をさせてもらいたいと思います。

その切手ですが、あれはなぜ四角なのでしょうか。

○上野(寿)政府委員 阿部先生の基本的な御質問

でございますけれども、切手がなぜ四角かといふことを見定めるという点も大事だと思います。

例えば、諸外国の切手などを見ますと、必ずしも四角なので、そこに張るには一番便利なのでそういう

形態になったのかなというふうに私個人として

は思うわけでございます。例えば、諸外国の切手などを見ますと、必ずしも四角ではなくて、丸で

ござりますとか三角がありますので、必ずしも四角でなければならないという必然性はないものか

と思います。

ですから、今、世界的にこの情報通信網が重視

されていますが、日本も世界の動向におくれをとらないようになつかりした対応をしていきたく、そう思つております。

○石田(祝)委員 両方協力してというふうなお考えだと思いますが、これは光ファイバーにしても

ファイバー・ツー・ザ・ホームということで、末端と末端が結ばれない限り意味がないものになる

と思いますし、ですから中途半端はできないで

ないよう四角にしたのだそうですが。

○阿部(未)委員 日本の切手はミシン目が入つておつて裏にのりがついておるのですね。外国の切手は必ずしもそうじゃないのです。なめられるものだから四角にしておけということで、なめられ

ないよう四角にしたのだそうですが。

○小泉国務大臣 収支状況を見ますとかなり厳しい状況でありますけれども、できるだけ値上げを

回避したいという努力はしていくかなければなら

ません。収入増を図るのも一つの方法でしようし、同

時に合理化して経費の削減を図ることも大事だ。

そういう努力をして、この七月には平成四年度の

決算が出ますので、その収支等をよく見まして、

五年度の推移を見ながら検討していかないといふふうに考えております。

○阿部(未)委員 大臣、非常に慎重な御答弁でござりますけれども、マスコミ等によりますと、か

なり具体的に、あるいは今年中に値上げをする

のではないかというようなことも伝えられておりま

すが、実際問題として单年度の赤字がどのくらい

になるのか、累積赤字がどのくらいになるのか、その結果どうしなければならないというふうにお

ります。ありがとうございます。

○鷲井委員長 次に、阿部未喜男君。

〔速記中止〕

○鷲井委員長 速記を起こして。

○阿部(未)委員 大臣、きょうはゆっくりいきま

ります。いつもお見えになつておるのか、お答えいた

考へになつておるのか、これは数字がありますから、事務当局でも結構ですから、ひとつお考へを聞かしてもらいたいと思います。

○上野(寿)政府委員 お答えいたします。

平成三年度に単年度で百七十三億円の赤字になつております。これはもう決算上、確定をいたしております。それから平成四年度になりますと、これは現在決算中でございますので、これは単年度で、もちろん累積もあわせましてまだ出ておりませんが、予算上の数字で申し上げますと、赤字で四百三十億円といふことになつております。平成五年度、これはもちろん予算そのものといふことでございますが、当初予算で申し上げますと、単年度で一千二十億円という赤字を計上して現在スタートして二月たつたという段階でござります。

そこで、この平成四年度の決算でございますけれども、先ほど言いましたように、七月ごろにこの決算を取りまとめるということで現在取りまとめてござりますけれども、この四百三十億円の予算上の数字は、実は収入の面から見ましてかなり赤字が上回るのではないかというふうな状況でございます。

収入の面で申し上げますと、実は対前年度比で一・三%増にとどまつたという状況でござります。予算上は五・一%を上回るという計算をした予算になつておりますので、そういう意味では三%を上回る割合で収入が予算に対しても下回った数字が出てきそうだなどいうような状況でございます。

一方、費用の面でござりますけれども、費用の面につきましては、最近の景気動向が非常に低迷しておる中で収入が落ち込むことがかなり明確に出おりましたので、私どもそれをそのまま見逃すわけにはいかないという事から、費用の節約、節減を努力してまいっておりますので、その辺が決算を縮めた場合にどれぐらいになるかということを、私ども関心を、最大限の注目を払つて今作業をやつておるという段階でございま

す。

しかしながら、いずれにいたしましても四年度の收支は、先ほど言いましたように予算とはかなり違つた、赤字が上回る数字が出るのではない

か、こんなふうに思つております。

なお、そういう状況になりますとこの五年度の推移と絡めて今後がどうなるかという点でござりますけれども、決算それから五年度の今後の推移を十分見守りながら、私どもとしてはこの財政基盤について検討してまいりたい、こんなふうに思つております。

○阿部(未)委員 ここは利用者、国民を代表して議論をしておる場ですから、マスコミ等で、どん

どんもう値上げをするのだ、年内だと言われてお

るのに、委員会の方では、まさに慎重を期して、奥歯に物が挟まつたように、検討していかなければならぬ。これは、努力もしてきておるでしょう

けれども、いろいろなことは理解ができますけれども、十年以上もう郵便料金の改定をやつていなければなりませんけれども、どうも私は、慎重

を期して、とりわけ値上げの問題だからといふことを以上聞きませんけれども、どうも私は、慎重

で隠しておく必要はないのではないか。実情をさらけ出して、こうしてもらいたいのだというこ

とを、これは公共料金ですからはつきりおつしやつた方がいいのではないか。無理をして大き

な赤字が累積して大幅な値上げをせんならぬよう

なことになつたのでは、かえつて角を矯めて牛を殺すことになりかねないので、これは御忠告を申

し上げておきます。

ただ、その場合に一つ僕は注文があるのです。たしか消費税の関係があつて非常に勘定にくくなりましたが、六十二円とか四十一円とか、五

十円の硬貨を出してはがきを一枚買うと九円、一

円が四枚と五円が来るわけですよ。これは消費税

の問題も含めて、この前のときも議論があつたのですが、はがきと封書を突っ込んで勘定してみて、片つ方は三%を上回つても例えば八十円とか

いうように切りをよくする。そのかわりはがきの方は消費税を取らすに一緒に消費税を納める、そういう方法が講じられないかということを議論したことがあります。二円、三円という端数はなるだけつかないような改定を考えてもらいたい

と思うのですが、技術的にはかなり困難があるかもわかりませんけれども、例えば申し上げたよう

に手紙とはがきを突っ込んでの勘定だつてできぬ

と、それから報道関係の場を別に区別して申し上げておるつもりは毛頭ないことを御理解いただきたいと思います。

○阿部(未)委員 郵務局長、それ以上は言いませんが、僕らの耳に入つてくるのは、五%か、五%

で足るのかどうか、あるいは一〇%かとか、いろいろな話が耳に入つてくるのですね。それはあなたのお考へかどうか知りませんけれども、そういう

ことが巷間うわさをされておるのに、せめてこの通信委員会では大体の見通しぐらいはお話しに

なる方がいいのではないかと思ひますけれども、特段通信委員会などに協力してもらう必要はない

か、僕らの耳に入つてくるのは、五%か、五%

で足るのかどうか、あるいは一〇%かとか、いろいろな話が耳に入つてくるのですね。それはあなたのお考へかどうか知りませんけれども、そういう

ことが巷間うわさをされておるのに、せめてこの通信委員会では大体の見通しぐらいはお話しに

なる方がいいのではないかと思ひますけれども、

特段通信委員会などに協力してもらう必要はない

か、僕らの耳に入つてくるのは、五%か、五%

で足るのかどうか、あるいは一〇%かとか、いろ

うな方向で取り組んでまいりたい、こんなふうに思ひます。

○阿部(未)委員 ここは利用者、国民を代表して議論をしておる場ですから、マスコミ等で、どん

どんもう値上げをするのだ、年内だと言われてお

るのに、委員会の方では、まさに慎重を期して、奥歯に物が挟まつたように、検討していかなければならぬ。これは、努力もしてきておるでしょう

けれども、先ほど言いましたように、実情を

理解ができますけれども、十年以上もう郵便料金の改定をやつていなければなりませんけれども、どうも私は、慎重

を期して、とりわけ値上げの問題だからといふことを以上聞きませんけれども、どうも私は、慎重

で隠しておく必要はないのではないか。実情を

さらけ出して、こうしてもらいたいのだというこ

とを、これは公共料金ですからはつきりおつしやつた方がいいのではないか。無理をして大き

な赤字が累積して大幅な値上げをせんならぬよう

なことになつたのでは、かえつて角を矯めて牛を殺すことになりかねないので、これは御忠告を申

し上げておきます。

ただ、その場合に一つ僕は注文があるのです。

たしか消費税の関係があつて非常に勘定にく

くなりましたね、六十二円とか四十一円とか、五

十円の硬貨を出してはがきを一枚買うと九円、一

円が四枚と五円が来るわけですよ。これは消費税

の問題も含めて、この前のときも議論があつたのですが、はがきと封書を突っ込んで勘定してみ

て、片つ方は三%を上回つても例えば八十円とか

いうように切りをよくする。そのかわりはがきの方は消費税を取らすに一緒に消費税を納める、

そういう方法が講じられないかということを議論したことがあります。二円、三円という端数はなるだけつかないような改定を考えてもらいたい

ことはないはずだという気がします。一円、三円

という端数だけは何とか我慢してもらいたいと思ひますが、どうですか。

○上野(寿)政府委員 またおしゃりを受けるかも

わかりませんが、あくまでもこれは料金改定を前

提に云々ということではございませんけれども、

もし次期見直しをやるという場合には、今の先生

の御指摘を十分受けとめまして、計算上も機械の

処理上も、できるだけ利用される方々に便利によ

うな方向で取り組んでまいりたい、こんなふうに思ひます。

○阿部(未)委員 次に大臣、郵便切手ですけれども、郵便切手手といふものは、本来どいう目的で

それ以上聞きませんけれども、どうも私は、慎重

を期して、とりわけ値上げの問題だからといふことを以上聞きませんけれども、どうも私は、慎重

で隠しておく必要はないのではないか。実情を

さらけ出して、こうしてもらいたいのだといふことを、これは公共料金ですからはつきりおつしやつた方がいいのではないか。無理をして大き

な赤字が累積して大幅な値上げをせんならぬよう

なことになつたのでは、かえつて角を矯めて牛を殺すことになりかねないので、これは御忠告を申

し上げておきます。

ただ、その場合に一つ僕は注文があるのです。

たしか消費税の関係があつて非常に勘定にく

くなりましたね、六十二円とか四十一円とか、五

十円の硬貨を出してはがきを一枚買うと九円、一

円が四枚と五円が来るわけですよ。これは消費税

の問題も含めて、この前のときも議論があつたのですが、はがきと封書を突っ込んで勘定してみ

て、片つ方は三%を上回つても例えば八十円とか

いうように切りをよくする。そのかわりはがきの方は消費税を取らすに一緒に消費税を納める、

そういう方法が講じられないかということを議論したことがあります。二円、三円という端数はなるだけつかないような改定を考えてもらいたい

ことはないはずだという気がします。一円、三円

という端数だけは何とか我慢してもらいたいと思ひますが、どうですか。

○上野(寿)政府委員 またおしゃりを受けるかも

わかりませんが、あくまでもこれは料金改定を前

提に云々ということではございませんけれども、

もし次期見直しをやるという場合には、今の先生

の御指摘を十分受けとめまして、計算上も機械の

処理上も、できるだけ利用される方々に便利によ

うな方向で取り組んでまいりたい、こんなふうに思ひます。

○阿部(未)委員 特に今回の外国における売りさ

ばきですが、外国では日本の郵政省が郵便の役務

を提供したくともできないのです。役務の提供を

することはないはずだという気がします。一円、三円

という端数だけは何とか我慢してもらいたいと思ひますが、どうですか。

○上野(寿)政府委員 基本的な考え方としてはそ

うだと思います。

○阿部(未)委員 特に今回の外国における売りさ

ばきですが、外国では日本の郵政省が郵便の役務

を提供したくともできないのです。役務の提供を

することはないはずだという気がします。一円、三円

という端数だけは何とか我慢してもらいたいと思ひますが、どうですか。

○上野(寿)政府委員 基本的な考え方としてはそ

うだと思います。

することを前提として売りさばいておるのが切手であるとするならば、役務の提供を前提としないで売りさばくのは、もはや切手ではない、単なる商品でしかないというふうに考えられる。もちろん私は皆さんが大変苦労して郵便事業の収入を少しでもふやしたいというその御苦労のほどはわかるけれども、郵便切手という性格からいうならば、郵便に対する役務の提供をしないことは、目的になつて売られておるもののが果たして切手なのだろうか、ここに言う切手かどうかという疑問を持つのですが。

○上野(寿)政府委員 確かに先生御指摘のとおり、海外で販売いたします郵便切手はそのほとんどが収集目的から購入されるものだというふうに私どもも思っております。そういう意味では私ども、その収集の目的の需要にこたえるための制度として、今回、海外での販売を委託していくたいと、このことで法律をお願いしておるわけでござりますけれども、ただし、郵便切手につきましても、日本国内であれば、郵政省の提供する郵便の役務の対価としての機能を有する切手になるわけになります。その意味では、たまたま海外で買われるということでございますけれども、海外で買われるか日本国内で買われるかという違いは本質的にはつけがたいものではないかというふうに私どもとしては思うわけでございます。

それから、これはもう先生御承知のことをあえて申し上げるような形になりますけれども、切手の実態といいたしまして、その意匠等を通じまして

発行国の風物あるいは文化等を国内外に周知をする側面を持っておりまして、そういう側面からコレクションの対象になつておるということでござります。このコレクションの対象という側面をやはり郵便切手から外すわけにはまいらないのではないかというふうに思うわけでございます。

○阿部(未)委員 それは私は若干異論があるので

すけれども、もしそういうことだとするならば、外国で売ったものでも日本にて使用せば役務を提

供するんだから切手ですよというならば、特段この

の法律の改正を必要としない、現行の法律のままだつてできるじゃないか、そういうことになりませんか。

○上野(寿)政府委員 郵便切手の販売につきましては、先生も御承知だと思いますが、郵便法の三

十三条一項におきまして、郵便切手は「郵政省及び別に法律の定める販売者において、これを販売する」というふうに規定をされておりますので、

在の郵便切手類販売所等に関する法律に求めるわ

けにはいかないか、現在あるではないかといふことではないかと思いますが、実は、国内の販売の

方法と国外の場合で制度に若干違ひがございま

す。

基本的なものは、委託でござりますので、そこ

は全く先生おっしゃるように同じなんですねけれども、郵便切手等を海外の販売者に売る場合の選定

基準でござりますとか選定の方法、それから委託

期間あるいは販売品目等につきまして、国内とは違った新しい規定を設けようと思っておりますの

で、その意味で、基本的に売りさばき所法で対応できるような内容ではござりますけれども、それだけでは難しいということから、今回改正をお願

いしているところでございます。

今回、海外の場合にはこれを準用していないと

逆に相続人に委託をする道を開いた理由でござ

ますけれども、郵便利用のための切手を購入され

るお客様方に不便をかけないために、六十日の間

は相続人に業務を継続してもらうということでござります。

言つてみますと、販売業務の継続性を担保するための規定だということでございまして、それでは、今回の海外販売の場合はどうかと

いうことでござりますが、先ほども申し上げまし

たけれども、購入のほとんどが収集目的からなさ

れるものというふうに、これは実態的に思うわけ

ではないのではないかということが一つ、それからもう一つ、海外の切手販売者に対しましては積

りさばき所は個人の場合が多いと私は思うのです

よ。向こうも全部法人が売つてくれると思つてお

ば、それじゃ今の売りさばき所の法律でいけぬことはないじゃないかという理屈になる。

まあ手続の関係いろいろあるでしょうから、けしからぬというわけじゃないけれども、どうも私は率直に言つて欣然としないのですよ。一生懸命おやりになることは結構だが、郵便切手というものの性格から考えて、そういうふうにどんどん広げていっていいんだろうかという疑問が残るとい

うことだけは申上げておきます。

その次に入りますけれども、例えば、この改正案の中に援用する条文の中で十条の規定が抜け

ていますね。死亡した場合の委託の継続というの

がありませんね。そうするとこれは、委託をした人がぱっと死んだらどうなるのです。

○上野(寿)政府委員 国内の場合におきましては、確かに、切手類販売者が死亡した場合につきましては十条で、郵政大臣が、死亡の日から六十日以内に限り、相続人から申し出があった場合にはその相続人の一人に当該販売業を委託する道を開いております。

今回、海外の場合にはこれを準用していないと

逆に相続人に委託をする道を開いた理由でござ

ますけれども、郵便利用のための切手を購入され

るお客様方に不便をかけないために、六十日の間

は相続人に業務を継続してもらうということでござります。

言つてみますと、個人の委託者、こう

いう方が多いと思いますけれども、私ども、海外

でやる場合につきましては、既にもう海外での郵

便手の販売の実績のある者を委託をする対象と

して選びたいというふうに思つておりますが、そ

の場合は必ずしも個人ではない場合が想定される

わけございまして、そういう意味では、法人の

場合は必ずしも具体的な個人の死亡云々という

ことは直接かかわりない形で業務が推進されようかというふうにも思います。

○阿部(未)委員 いずれにしても、それでは、日

本の場合はそうであつても、外国人の人に直接委託

をした場合は、向こうも必ず法人であるという保

証はどこにもないから、とりわけ外国の個々の売

う意味で、あくまでもこれは切手ですよとい張れ

るならこれは間違いで、日本の委託者を通じて外国に行くか、直接行くかは別にして、最後の外国の売りさばきは個人が行う場合がかなり多いだろ。その人が死んだら、おまえ、売るることはならぬぞ、そういうふうになりますか。やはり暫定的に、手持ちがあるわけでしょう。買いに来る人もおるのでですよ。しかし、法制上で言うならば、もし個人で外国で切手を売りさばいておる人が死んだならば、この切手の売りさばきはとまるということになります。

○上野(寿)政府委員 海外の末端の売りさばきの売りさばき所の取り扱いがどうなるかという点でございますけれども、先ほどもちょっとと言いましたように、信用あるいは資力等々からいたしましたて、向こうでもできるだけ法人にやってもらう方向で作業を進めてまいりたいというふうに私どもは思っておりますし、たまたま個人になる可能性が絶対ないかと言われますと、まだそこまで具体的な仕事だから、基礎料金というようなものをつくりなさい。これが今千三百円になつてはなりません。それで、このとき五百円だったと記憶しておりますけれども、切手を置いておくだけで、売れないとしても五百円、その上に売れたものについて歩合をつけていこう、こういうふうに変わった経緯があるのですけれども、今日の情勢から考えますと、それは大変な負担なんですよ。やはり切手を置いておけば留守にするわけにはいかないとか、いろいろな負担があります。

○阿部(末)委員 それから次に、手数料ですが、大体二五%ぐらいを予定しておる、こういうふうに言わせておるようですが、二五%の手数料が高い安いか、私はそれは申しません。しかし、今、国内で切手や印紙を売りさばいておる、いわゆる売りさばき所と我々が呼んでおるところの手数料の収入から比べてみると、これは国内でやつておる方々は非常に氣の毒だという気がします。時間がありませんから数字を申し上げますが、郵政省の調べによると、大体国内の売りさばき所の一ヶ月平均の買い受け額になりますが、これは売りさばいた額になるわけですね、補充するわけですから、買い受け額は、平成五年度で百三十八万円であるとなつておるけれども、こ

れは印紙が全部入っていますから、売れるところは一つの売りさばき所で印紙が一ヶ月百万も一百万も売れるのですよ。それを込みにして勘定する個人で切手を売りさばいておる人が死んでも、個人で切手を売りさばいておる人が死んしたことになります。

だから、私は何年か前に、切手を置いておく、保管をしておいて管理をする、それだけだつて大変な仕事だから、基礎料金というようなものをつくりなさい。これが今千三百円になつてはなりません。それで、このとき五百円だったと記憶しておりますけれども、切手を置いておくだけで、売れないとしても五百円、その上に売れたものについて歩合をつけていこう、こういうふうに変わった経緯があるのですけれども、今日の情勢から考えますと、それは大変な負担なんですよ。やはり切手を置いておけば留守にするわけにはいかないとか、切手を海外に郵送する費用でございますとか、国内との連絡の費用でございますとか、国内の場合とは違った要素がその中に含まれておるという部分がござります。

○上野(寿)政府委員 このたびの海外のこの販売者に対する手数料に比べて国内の販売者に対する手数料が余りにも低いのではないかという気がしますが、これはどうでしょうか。

売ぬは別にして。それだけだつて大変なことなんじゃない。しかし基礎的な料金だけはもう少し大幅に引き上げて協力をしてもらわ方がいいのではなかる。

郵政省から見れば、それは切手が売れただけにしこつちでもうかるのだから、二五%もあなた、もともと印刷代だけあれば足るんだから、大もうけをするんでしようから、本当に郵政事業に協力をしておる、一ヶ月わずか一千円足らずしか売り上げないようなところは手数料を二〇%上げよう

と三〇%上げようとそれは問題にならないのです。それを委託しておる、義務を負わせておる、そのことにに対する基礎料金を改定すべきではないけれども、確かにいろいろ御要望等がございますので、私ども、適切な手数料にするように、人件費等の動向を考慮いたしまして、おむね三年を機に改定をしながら適切な手数料を算出をしてまいったところでございまして、最近では、昨年、平成四年一月でございますけれども、二〇%といふ比較的大幅な値上げをやつたというふうなことがございます。

○阿部(末)委員 ようわかつてないね。基本料金は三千三百円なんですよ。入つておる入つてないは別にして、基本料は三千三百円なんですよ。だから

基本料は百万売るところも千円しか売ぬところも一緒なんですよ。その基本料をもつと引き上げたらどうですかと僕は言つておるんですよ。そういう人が切手の保管箱を持つて、人が行つたら売らでしよう。その人に委託したということは、そうなきやならぬという義務を課しておるんですよ。

○上野(寿)政府委員 ちよつと趣旨が理解されてない

ようですが、手数料を少々引き上げたって田舎の小高い切手売りさばき所は大したことにはならないのです、それは。だから私が言つるのは、そこに切手を置いて売りさばいてもらうということを頼んでおる、いわゆる委託をしておる以上は、それに対してもう少し基礎料金を引き上げてやるべきだと。

○阿部(末)委員 ちよつと趣旨が理解されてないようですが、手数料を少々引き上げたって田舎の小高い切手売りさばき所は大したことにはならないのです、それは。だから私が言つるのは、そこに切手を置いて売りさばいてもらうということを頼んでおる、いわゆる委託をしておる以上は、それに対してもう少し基礎料金を引き上げてやるべきだと。

○上野(寿)政府委員 金額が三千三百円というお話をございますけれども、これが高いか安いかといふやせといういろいろ問題があるかもわかりませんが、基礎料金だけはやはりもう少し引き上げるべきだ。それは、今日、人のお店に切手箱を置かせて、これを番をしておつて売れという、それだけだつて大変なことなんですよ、売れる

引き上げたという意味では、その部分も大幅に改定をしたという経緯でございます。

○阿部(未)委員

一円を二倍にしたつて二円になら

かならないんですよ。わかりますか、一円を二倍に

にしたつて二円にしかならない。五百円が二倍に

になつたから大幅だといつたつて、千円にしかなら

ないんですよ。今日の社会常識からいつて、委託

をして保管箱を持つてもらつて、いつでも売れる

体制をとつておきなさいよということにしては安

過ぎる。片方に二五%も出せるものならば、こつ

ちは、手数料を上げろとは言わない、せめて基礎

料金はもう少し大幅に引き上げてあげるべきでは

ないか。これは検討してください。もう時間がな

いから。

大臣、最後にひとつ郵政省全体の姿勢について

言つたかった。

実はふれあい郵便というのがあるのです。これ

は、寝たきり老人なんかがたくさんおつて、だれ

も連絡する人がいない、そこで考え出したのが、

自治体と約束をして、自治体がはがきを出すわけ

行く。当然これは行かにやならぬわけですから。

そのとき、いろいろもう手紙も書けぬし用事も

多いけれども足が動かないというようなお年寄り

に、何か用事はないかと聞くわけです。聞いて

帰つてお年寄りの要望を自治体に伝えてやる。こ

れは余分な仕事になるわけです。はがきを持つて

いいまでは当たり前の仕事です。これをふれあい

郵便と呼んでおるのでですが、自治体との間にいろ

いろ話し合いをして、そしてそういうのができて

きた。今三百ぐらいも、大分ふえたと思うので

す。

このときに、どうしても郵政省はこれを認めよ

うとしないんですよ。なぜかといつたら、これは

本業務と違うんじゃないとかなんとか。確かに

それは本業務は郵便物を持っていくのが本来

業務でしょう。しかし、本来業務をしたついでに

若干のサービスをするというのが郵便事業にあつ

ていいのではないかということをくる説明をし

て、一年ぐらいかかりましたかね、やつと今一応

認知をされたという形になつておるのですが、非

常に喜ばれております。

田舎の方のだれも訪ねてこないところに、しか

も自治体から郵便を出させて、それを届ける、そ

に喜ばれて、ちなみに申し上げておきますが、そ

のときに用事があれば聞いてきて自治体に知らせ

てやるという、このふれあい郵便というのは非常

に喜ばれて、ちゃんと申し上げておきますが、そ

ういう制度がいろいろあるために、貯金は郵便局

に協力すべきだろとか、保険は郵便局に入ろう

というようなことを申し合わせてくれておるとこ

ろもあるぐらい、他の事業にもいい影響を与えて

おる。

したがつて、なぜそれを郵政省が認めなかつた

かということを、端的に言いますと、労働組合が

考へ出したのです。全通が考へ出したんだですよ。

全通が考へ出したことを郵政省がやるのはどうも

かといふべき悪いというので、これは僕は率直に役人

の発想だと思ってすけれども、なかなか認知を

しなかつた。今やつと日の日を見たようですか

考へ出したのです。全通が考へ出したんだですよ。

大臣からひとつ答弁を聞いて終わりにしたいと思

います。

○上野(寿)政府委員 先生今までの経緯等を詳細

にお述べになつたわけでございますけれども、郵

便配達時におきまして高齢者の方々への励ましあ

いはいたわりの声かけ運動という点につきまし

ては、郵政省として確かに、認知をしたというお

言葉でございましたけれども、平成三年九月に基

本的な実施方法を全国に通達をいたしまして、現

在は五百五十五の市町村、郵便局の数にいたしま

すと八百七十七の郵便局で実施中でございます。

対象者といたしましては、七十歳以上のひとり暮

りの過疎地域というようなところを対象地域に

いたしております。

今後でございますけれども、国の長寿社会対策

というふうな政策を推進する立場からもこの拡大に取り組んでいきたいというふうに思います。

○小泉国務大臣 整備をして進めていきたいと思

います。

○阿部(未)委員 はい、わかりました。じゃ終わ

ります。

○龜井委員長 次に、吉岡賢治君。

○吉岡委員 常日ごろ情報通信に関しまして、郵

政省におかれましては、いろいろな施策を検討し

ながら、そしてまた未来へ向けて大きく飛躍しよ

うとする情報通信に対しまして非常に見識を持ち

ながら御奮闘いただいていることに心から敬意を

表したいと思います。そこで、電気通信基盤充実

臨時措置法の一部を改正する法律案につきまし

て、若干の質問をさせていただきたいと思いま

す。

まず第一でございますが、今回、信頼性向上の

施設整備で促進措置を盛り込むということを提出

していただいているわけでございますが、私高く

評価をしたいと思っております。そこで、信頼性

向上施設整備事業に対する支援措置としての無利

子融資、こういうこともうたわれておりますが、

その対象が第三セクターといふことに限定されて

いるというよう思つていています。その理由はなぜ

でしょうか。また、無利子融資の対象となる第三

セクターといふのはどれくらいあるのかというこ

とについて、まずお聞きしておきたいと思いま

す。

○白井政府委員 ただいま吉岡先生おつしやいま

したいわゆる無利子融資と申しますのは、俗に社

会資本整備法といふ呼び名で言われております

法律に基づいて行われている社会資本整備の

ための国の支援策の一つでございます。それ

第三セクターといふのは、先生も御案内のこと

でありますけれども、地方公共団体などが出資な

どをしてでき上がつておられる会社であります、地

方公共団体だけではありませんけれども、少なくとも地方公共団体が出资者として加わつておるといふようなものを第三セクターといふ呼び方をしています。そうしたところが社会資本としていろいろな施設を整備するときに、その資金の一部について無利子融資を行うという制度になつております。

なぜ第三セクターに限ることにしたのかということがあります。

ことであります。これは私も正確なことを申し上げられるかどうか自信がございませんが、社会

資本という以上、純粹に全くの民間企業というこ

とではなくて、国でありますとかあるいは地方公

共団体というようなところが、本当に国民なり住

うなものを使つていくのだというような考え方

があつたのではないかと推測をいたしております。

す。いずれにしても、無利子融資が受けられるの

はそのような意味での第三セクターに限るようになつているということは御指摘のとおりでござい

ます。

○吉岡委員 信頼性向上施設整備事業に対する支

援措置として税制優遇措置についてがあると思う

のです。電気通信事業者の関係でございますが、

優遇措置といふのは当面二年間、言うなれば平成

七年三月三十一日まで、このように限定されてお

るわけです。これらを考えてみますと、信頼性向

上施設といふのは今後も建設され得る、そういうう

ことです。これらを考えてみますと、信頼性向

上施設といふのは今後も建設され得る、そういうう

ことを考えてみますと、継続すべき性格ではない

ことです。

○吉岡委員 信頼性向上施設整備事業に対する支

援措置として税制優遇措置についてがあると思う

のです。電気通信事業者の関係でございますが、

優遇措置といふのは当面二年間、言うなれば平成

七年三月三十一日まで、このように限定されてお

るわけです。これらを考えてみますと、信頼性向

上施設といふのは今後も建設され得る、そういうう

ことを考えてみますと、継続すべき性格ではない

ことです。

○白井政府委員 ただいま先生おつしやいました

ように、今回の法律案で御提案を申し上げており

ます。支援措置の一つとしての税制支援につきまし

ては、とりあえず当面二年間ということで政府と

して支援措置を決めておるということでありま

す。

それで、税制の問題といふものにつきまして

は、毎年年末、普通は年末になるわけでございますが、政府として政府の予算案を決めますときに、それと密接不可分のものとして翌年度の税制の取り扱いにつきまして政府の中で実はいろいろな議論をするわけでございます。そして、そのような議論の中でも、いろいろなものにつきまして税制上の特例措置というのを詰めてまいるわけでありますが、そのときに詰めてまいります内容といふのが、未来永劫このような措置をとるという結果が出ることはまだございませんで、このような措置については、ではとりあえず二年間ということでやつてみようとか、物によっては三年間といふことで、このような特例措置を講じてみようということでやつてきております。しながらましては、ほとんど毎年のように、いろいろな施設につきましてさらに一年延長するとか、さらに三年延長するということを関係のところと話し合いをして決めております。

したがいまして、今回御提案申し上げている内容についての税制優遇措置がとりあえずは二年ということにはなっておりませんが、私どもは、二年と二年までの間に、いろいろな施設について、ほんとうに、いろいろな施設につきましてさらに一年延長するとか、さらに三年延長するということを関係のところと話し合いをして決めております。

○吉岡委員 昭和六十年、情報通信の関係が、いわゆる電電公社の民営化、N T Tに変わっていくことと同時に自由化されました。その当時、極端に言いますと、情報通信産業に対する支援措置といふのがなかつたのではないかと思つていています。そういう状況の中で、いわゆる格差是正法であるとか基盤法であるとかということを提起され、充実させていこう、そういう御努力を高く評価したいと思ひますし、それだけに、充実した運用を続けてお尋ねしたいと思いますが、小泉郵政大臣が電気通信審議会に諮問された「二十一世紀に向けた新たな情報通信基盤の整備の在り方につい

て」、こういうことで出されたわけでございます。それを読んでおりますと、平成二年諒問第四十号に対する答申を受けて、平成三年度以降情報通信のインフラの整備に公共投資予算を計上する、このいう対策を講じてきただというような記述があるわけであります。ちょっときちつとしてこられたのだと思いますので、どんな対策を講じてこられたのか、そして、それがどれくらいの額であったのか、ということを聞かせていただきたいなと思います。

○松野政府委員 先生今御指摘の平成二年諒問第四十号に対する電気通信審議会の答申を平成三年五月にいただきました。これが一つのきっかけになりましたが、ちょうどタイミングが合いまして、平成三年度予算編成に当たりまして生活関連重点化枠が新設されました。その中で、電気通信格差是正事業といいたしまして十億三百万円の公共投資予算が認められました。以降その後充に努めてまいりましたところでございます。ちなみに二百四十円が認められてきております。

その具体的な内容でありますけれども、大半が平成三年度からの継続事業でありますが、例えますと、移動通信用鉄塔施設整備等がありますとか、民放テレビ放送の難視聴解消、それから沖縄県の先島地区の民放テレビの放送難視聴解消等であります。なお、平成五年度から新規に都市受信障害中波ラジオのラジオ放送の受信障害解消等であります。それから民放の解消事業もこの対象として入つております。これらの内容の事業に取り組んでおるという状況でござります。

○吉岡委員 同じく諒問されました「二十一世紀に向けた新たな情報通信基盤の整備の在り方について」の中で、「情報通信インフラの整備について」では、長期の期間や膨大な資金が必要である、このように述べてあります。仄聞すれば、郵政省が試算した予定額というふうは三十三兆円、完成は二〇一五年とかというふう

に新聞等で見るわけであります。この点について、どのような二十一世紀に向けた新しいメディアの開発であるとか、あるいはどのような情報通信の前進であるのかということを、二十一世紀に思いますが、これまでちょっととびんときませんので、少しイメージがわくよくなことをお伝えいただきながら、三十三兆円をどのように使っていこうとされます。それを担当には、有線系の場合にはやはり光ファイバーが適しているということも言われておられます。また、国際的に見ますと、広帯域のISDNにつきまして基本的な国際標準が固められまして、今具体的なアプリケーションにつきまして各国が競いまして標準の具體化を検討しておる最中であります。国際戦略的な位置づけをしておる国が大変多いという感じを持つております。そこで御指摘の点でございますが、私どもは、内部の調査研究会でありますと、平成二年十月から平成四年三月末までかかりまして、広帯域ISDNに関する調査研究会というのを開催いたしました。その中で御指摘の点でございました内容が、広帯域のISDNの利用イメージでありますとか、需要予測でありますとか、それから必要な投資額、社会経済面の波及効果等であります。なお、この背景としまして、平成二年であつたと思いますが、NTTにおきまして、俗にVIPと言われております新高度情報通信サービスの構想を、三十三兆円程度の構想であつたかと思ひますが、御発表されておりまして、それらも含めましてこの研究会で調査したわけであります。

そこで、結論といたしまして、研究会の結果でありますと、一九九五年から整備を開始したとして、二〇一五年までの二十年間に必要となる広帯域ISDNの整備のための投資額が合計約三十三兆円ということです。この内訳は、いわゆる加入者系、一番お金のかかるのがこの部分であります。なお、この設備投資の試算に当たりましては、二〇一五年時点での普及率を約七〇%というふうに想定して計算してございます。

したがつて、これはまだ確定的なものではございませんが、現在私どもが持つておるおおよそのイメージがわくよくなことをお伝えいただきながら、三十三兆円をどのように使っていこうとされています。それを担当には、有線系の場合にはやはり光ファイバーが適しているということも言われておられます。それを担当には、有線系の場合にはやはり光ファイバーが適しているということも言われておられます。また、国際的に見ますと、広帯域のISDNにつきまして基本的な国際標準が固められまして、今具体的なアプリケーションにつきまして各国が競いまして標準の具体化を検討しておる最中であります。国際戦略的な位置づけをしておる国が大変多いという感じを持つております。そこで御指摘の点でございました内容が、広帯域のISDNの利用イメージでありますとか、需要予測でありますとか、それから必要な投資額、社会経済面の波及効果等であります。なお、この背景としまして、平成二年であつたと思いますが、NTTにおきまして、俗にVIPと言われております新高度情報通信サービスの構想を、三十三兆円程度の構想であつたかと思ひますが、御発表されておりまして、それらも含めましてこの研究会で調査したわけであります。

そこで、結論といたしまして、研究会の結果でありますと、一九九五年から整備を開始したとして、二〇一五年までの二十年間に必要となる広帯域ISDNの整備のための投資額が合計約三十三兆円ということです。この内訳は、いわゆる加入者系、一番お金のかかるのがこの部分であります。なお、この設備投資の試算に当たりましては、二〇一五年時点での普及率を約七〇%というふうに想定して計算してございます。

そこで、結論といたしまして、研究会の結果でありますと、一九九五年から整備を開始したとして、二〇一五年までの二十年間に必要となる広帯域ISDNの整備のための投資額が合計約三十三兆円ということです。この内訳は、いわゆる加入者系、一番お金のかかるのがこの部分であります。なお、この設備投資の試算に当たりましては、二〇一五年時点での普及率を約七〇%というふうに想定して計算してございます。

そこで、結論といたしまして、研究会の結果でありますと、一九九五年から整備を開始したとして、二〇一五年までの二十年間に必要となる広帯域ISDNの整備のための投資額が合計約三十三兆円ということです。この内訳は、いわゆる加入者系、一番お金のかかるのがこの部分であります。なお、この設備投資の試算に当たりましては、二〇一五年時点での普及率を約七〇%というふうに想定して計算してございます。

ましても国民生活にとりましても重要であります
が、同時に、このアメリカの考え方等を見てまいり
ますと、これに関連する技術開発といいますか、
この技術開発の面でどうも国際的な何か戦略的な
位置づけを考えながらこういう政策に取り組んで
おられるなということをひしひしと感じております。
日本もひとつそれに負けないよう、通信基
盤の整備につきまして円滑に進めてまいりたいと
いう考え方でございます。

○吉岡委員 アメリカのインターネットというの
は、今お話をございましたように、いわば軍事面
におけるネットワーク、教育面におけるネット
ワーク、それぞれが発達をしていった。そして、
それを今度はネットワーク同士をつないでいく
ということで大きいネットワークにどんどん広
がっていくたとていう経過があるわけでございます。

私が申し上げたいのは、実はここに一月二十一
日の日経新聞がございますけれども、この中にいわ
ば郵政省の関係の方で、この通信インフラの整
備というものは国家プロジェクトとして二十一世紀
に向かって取り組んでいく必要があるという記述
があるわけであります。これは、ある意味でこう
いう気概を持っていかなきやならないのは当然だ
といふように思つてゐるわけです。そのことを考
えた場合に、国家プロジェクトといふことになる
と一体どういうことになるのかな? これが私
にはすつきりしませんので、今インターネットを
例に出しましたけれども、需要に基づいて広がつ
ていて、ということからスタートしているわけで
あります。したがいまして、言うなれば、国家ブ
ロジェクトといふと日本全国にはちつと光ファイ
バーを張りめぐらす、これは大体三兆円でいける
、しかしそれに附属する装置が七兆円ぐらい要
るんだ、あるいはソフトウエアだと、さらにそ
れに対する研究を重ねていくということに随分お
金がかかるんだ? といふことが通説になつていま
す。そういう状況を考えてみたときに、国家的なブ

ロジェクトといふうに私たちが考えていく、あ
るいは郵政省がお考えになるということですれど
も、ハード優先ということになりますと大変なお
金が一挙に要る、こういうことにもなつてまいり
ます。使う方の発想ということを優先するとい
う方向で物事を進めていくことが、これから
この種二十一世紀の未知の部分もあるネットワー
クを、いわゆる通信基盤をつくつていこうとする
ではないか? というふうに私はふと思つたりします
ので、その点について見解があればお聞かせいた
だきたいと思います。

〔委員長退席、佐田委員長代理着席〕
○松野政府委員 このインフラ等を整備いたしま
す場合に、需要予測の観点、ニーズがどうである
かという観点は当然大事な要素でござりますけれ
ども、ただ、今日取り組もうとしております新世
代通信網でございますが、この領域になります
と、実はなかなか簡単にはニーズは見えてこない
のかもしれない。今までの通信や放送の延長線の
問題もありますが、新しい利用の仕方、例えば遠
隔診療でありますとか、その他もろの新しい
利用の仕方もあるかもしれません。やはりある程度
先行的な整備というものを考えながらこれを検討
する必要があるのではないか? というふうな感じも
しておるわけであります。

それからなお、国家プロジェクトの問題につき
ましては、この座談会の中で見出しとして取り上
げられてはいるようですが、まさに整備主体
おりましては、これも再三御答弁の中で申し上げて
おりますが、多額の資金と長期の期間を要し、し
かも需要の不確定さという面もしばらく続くとい
うたぐいのものでありますので、私どもとしまし
ても、民間企業におきまして、いつ、どこまで整
備できるのか? ということを十分見定めながら、
國、あるいは国だけでなく地方自治体も今日的
には視野に入れる必要があろうか? と思いますが、
それと民間企業が適切に役割を分担する、あるい
は連携する。ねらいはやはり、着実にどうやつた
ら一番円滑に整備できるのか? というふうなことを

おりません。

○吉岡委員 私があえてそう申し上げております
のは、平成三年末におけるところの日本の電話機
数は五千六百万台と言われております。NTTは
ISDN網をつくり上げて、こうということであ
やつてきて、平成四年十一月、この時点で十六万
四千なんですよ。これはある意味では非常に少な
いのではないか? こういうことになるわけがあり
ます。したがつて、需要という問題を我々は十分
視野に入れておかないと、どうしようかな? 気持ちを
持つておるだけに、そういうふうに申し上げたと
ころでございます。

続けて発言をさせていただきたいと思います。
同じくこの諸問の中に「官民の適切な役割分
担」という記述があるので、「官民の適切な役
割分担」というのはどういう意味なのかわかりま
せんので、諸問された郵政省の方で、今審議会の
方にかかっておるのだ? などといふことでござります
が、諸問の意思がそういうふうになつておること
を考えまして、ぜひひとつお聞かせいただいてお
きたい、こう思います。

○松野政府委員 この情報通信基盤の整備とい
う課題につきましては、先ほどもお答え申し上げま
したが、電気通信格差は正事業の推進を公共投資
で行つてきております。それから、税制特例措置
や財政投融資措置等の支援措置も講じてまいり
ておるところであります。

そこで、この新しい情報通信基盤の整備に当た
りましては、これも再三御答弁の中で申し上げて
おりますが、多額の資金と長期の期間を要し、し
かも需要の不確定さという面もしばらく続くとい
うたぐいのものでありますので、私どもとしまし
ても、民間企業におきまして、いつ、どこまで整
備できるのか? ということを十分見定めながら、
國、あるいは国だけでなく地方自治体も今日的
には視野に入れる必要があろうか? と思いますが、
それと民間企業が適切に役割を分担する、あるい
は連携する。ねらいはやはり、着実にどうやつた
ら一番円滑に整備できるのか? というふうなことを

問の背景説明の中でこの言葉に触れておるとい
ふうに認識いたしております。

○吉岡委員 私の読み方というか理解が悪いのか
もわかりませんが、「官民の適切な役割分担」と
いうことを言われますと、情報通信関係について
は、極端に言いますと、昭和六十年の四月にNT
Tの民営化と電気通信事業の自由化ということが
行なわれた。そのときに官民問題といふのは決着
済みだ。このように私は思つてたのであります。

それがここに出てきておりますのであえて聞か
せていただきたいけれども、例えば郵政省
が、今回の新社会資本という立場でも、バイロッ
ト事業的に関西の学研都市に二十億の資金を投
じ、民間の十億と合わせ三十億ぐらいで事業をや
ろうとしておられる、いわゆる光ファイバーを
使ってやろうとしておられる事業、そういうもの
を指して、いわば民間事業者の先鋭的なといふ
ことがパヨット的な事業ということでやろうとし
ておられるということなのか、あるいは、いわば
情報通信の事業者に取りかわつてやろうというよ
うなことをお考えになつておられるのか。国家プロ
ジェクトと言われるだけに大変な部分を含んでお
ると思いますので、あえてお聞きしておきたいと
思います。

○松野政府委員 官民の役割分担という考え方、
先ほどちょっと触れたとおりですが、今回の例え
ばバイロット事業でありますけれども、これは、
私どもも短期的な課題と長期的な課題は十分区別
して認識して取り組んでおるつもりでありまし
て、これはむしろ光ファイバーを使って流れる情
報が、先ほど画像通信の領域がこれから発展する
と申し上げました。しかし、見てみると、郵政省とい
ましても、通信型それから放送型があわせて有
線で流れれるということも十分予想されるわけでござ
います。

したがつて、これは私どもひとつ乗り出し
て、公的な資金も、補助金という形であります

が、今まだ補正予算で御審議中でございますが、いただいて、そこでバイロットモデル事業をやろう、そこに民間事業者の方々も、これは放送事業者関係の方も含めまして、ひとつ一緒になって協力していただきて、新しい情報通信は一体どんなものが各家庭に流れるのかというふうなこともやはり取り組んでみたい。そこから制度的な問題、コスト的な問題、あるいは技術的な問題についていろいろなデータをちょうだいしたいというふうな取り組みでございます。

したがいまして、何か国営事業として通信事業の分野に新しく乗り出すというふうな考えでございませんで、あくまでもできるだけ早い段階で、大変コストもかかり期間もかかる新しい通信網の整備ではあります、ぜひひとつ國の方も力を入れて、一緒になって早く整備してまいりたい、できるだけ早く整備する方途を見出したいというふうなことでいろいろ検討しておるところでございます。

○吉岡委員 私もかつて質問の際に、日本のいわゆるISDN化、デジタル化がどんどんおくれをとり出しているということを指摘したことなどがございます。とりわけ全国の中で、過疎地等を含めてなかなかペイしないということがある中で、いわゆる事業者の方はなかなかやりにくい、そういうことに対する支援というのを考えていただけねだらうかなどいうことも申し上げてきたことがあるわけでございます。

そういう状況を考えながら見詰めておりまして、国益を考えなければならぬとか、あるいは国家プロジェクトだと言われたり、また情報通信基盤整備の公團化などと新聞に載りますと、一体どうなるのか不安に思っております。私どもは、申し上げておきたいと思います。

その次に、「二十一世紀に向けた」という中で、

同じものでございますが、「技術革新に対応した制度の確保」というようになつて記述されているわざでございます。これはマルチメディアについて整備されていくということになるのでしょうか、法整備のことなんでしょうか。具体的にちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○松野政府委員 技術動向との関連でありますけれども、やはり情報通信インフラの整備は技術動向に沿つたものであることが必要であるということは申すまでもないことかと存じます。

現在の技術動向であります、これは先生の方があるいは私よりもはるかにお詳しい部分であろうと思いますが、飛躍的に大容量化、高速化が進みつつある、それから移動通信化も進みつつある、それからデジタル化も進みつつあるというふうなことでございます。

それから、それとの絡みもございますが、インフラというものが、通信基盤というものが各メニアごとに各個ばらばらではなくて、これから信衛星、CSの例も一つの例として挙げられるわけです。あるいは統合化されてくるというふうな現象が進んでまいるのはいか。今度は端末の方でも、統合端末のマルチメディア化していくと共用化されてくる。光ファイバーの例あるいは通信の種の端末の統一あるいは共用というふうなもののが進んでまいりたいと思います。

○吉岡委員 いうふうなことが言われておるわけでありまして、このソフトの統一あるいは共用、それからこの種の端末の統一あるいは共用といふうなものが進んでまいりたいことは、インフラ整備に当たって十分念頭に置かなくてはいけないというふうな意味を込めまして「技術革新に対応した制度の確保」ということも言つてございます。

ただ、もう少し触れさせていただきますと、先ほどのインフラを共用するということから、今私ども通信・放送、いろいろな制度を持っておりました考え方であつて、しかもバイロット的なことはやつていただきたいこととどめておくべきではないのかという意見を持っておりますので、申し上げておきたいと思います。

あるいは通信が、放送がということで混在していくというような方向になるのは明らかであるだけにくといふうな制度をつくっていくということになります。

一つお願ひしておきたいのは、規制ではなくて、高度化の際の公的なサポートをする、そういう法制度で考えいただきたいという気持ちがあるわけであります。その点についてどうなのか、お聞きしておきたいと思います。

○松野政府委員 規制緩和等の議論をする際に、逆に規制することによって物事が円滑に進む、あるいは利用者にとっても利用しやすいというふうな面もあるわけではありますけれども、一般的に申し上げまして、先生御指摘のように規制のための規制というふうなことは毛頭考えないようにお聞きしたいと存じます。

○吉岡委員 大臣にお尋ねしたいと思いますが、NTTの次世代通信網構想というのが出されました。新聞発表で四十五兆円だというふうに言われています。これについて、細部にわたつて質問することはしませんので、大臣の御見解があれば、どのように受けとめておられるのか、お尋ねをしておきたいと思います。

○小泉国務大臣 次世代通信網の整備にNTTが大変力を入れている、また意欲的に取り組んでいるというふうに私は理解しておりますが、これは膨大な投資を必要とする。おかげで、今までの松野通信政策局長の答弁にあるように、これからアメリカ政権も光ファイバー通信網には大変力を入れている。世界の動向を見きわめながら、日本もこの情報社会においてはいかぬといふうな意見もあります。国がやらなくてはならないことは自分たちの領分だという意見もあります。しかし同時に、これは民間ではできない部分もあるのではないかという点も考えなければならないといふうな意見もあります。国がやらなくてはならないものは自分たちの領分だといふうな意見もあります。

この結果を見ながら幅広くやっていきますが、基本的にには、今民間の投資意欲とか、あるいは研究に向けての人才培养とか、すぐれたものがありますから、こういう点も見きわめながら、民間の意欲がさらに高まるような環境整備に国が取り組んでいきたい。その面で国としてできるような支援があれば積極的に取り組んでいく。いわゆる官と民の役割はどういうものか、また民間が旺盛な活力を發揮するために国がどういうふうに取り組んでいくか、そういう点も強く念頭に置きながら、官民相連携しながら、来るべき二十一世紀に向けて世界の動向におくれをとらないような高度情報社会の建設に取り組んでいきたい、そういうふうに考えております。

○吉岡委員 おっしゃるとおり意味はわかるのですが、先ほど申し上げましたように昭和六十年に民營化されてきた、そして今まで八年間、こういう状況を考えでみると、NTTにしても受益者が合意を得ながらみずから手で行っていくといふ姿勢に立つのは当然だ、このように私は思つております。それで、そういう意味で、このNTTにしては代通信網構想について一定の評価をすべきではないか、このように感じておられるのですが、一言お伺いしたいと思います。

○小泉国務大臣 国としてまさにNTT独自の意欲をそぐようなことはしてはいかぬ、むしろそういう民間の旺盛な活力を導き出すような環境を整えるのが国の役割だと私は考えております。

○吉岡委員 次に進みたいと思います。

総合景気対策の中での、第一種電気通信事業者の設備投資について「経営体質の強化を図りつつ」というように民間設備投資の項目に記入されておりまして、そのことが私は気になりました。そこでお尋ねするのですが、この点についてどの

ような理解をされておられるのか、ちょっと聞いておきたいと思います。

○白井政府委員 去る四月十三日に経済対策閣僚会議におきまして「総合的な経済対策の推進について」という方策が決められたわけございまして。その中に、ただいまいろいろお話を出ておりましたことにも関連すると思われますが、設備投資のことについての項目も入っておりまして、

そこの記述では、「NTT、KDDをはじめとする第一種電気通信事業者の設備投資については、その経営体質の強化を図りつつ、ネットワークのデジタル化投資の繰上げ、光ファイバー網開連投資の追加等、」云々というような記述になつております。

○吉岡委員 その後に、平成五年に二千五百億程度促進するよう要請するということで設備投資を促しているわけであります。そこで、先ほどもお話をしておりましたバイロットモデル事業等を含めて出てきたと、いうように思つてあります。が、やはりこの二千五百億という資金を捻出していくということになると大変でございます。

したがいまして、ここでお聞きしておきたいのは、KDDやNTTという表現が使われているわけですが、経営の体質強化を図るということについては料金問題等についても考えざるを得ないということになるとかどうか、その辺のこ

ようにお願いをしたいということを郵政省から、ここにもありますよなNTT、KDDを始めとする第一種電気通信事業者の方にお願いをしたわけございます。

したがいまして、ここでお話しになつておりますのは直接料金とか収入とかいうことについて触れておきますと、いわば資金計画の中で設備投資計画

○吉岡委員 直接触れてないという、最後微妙なお言葉でございますけれども、御案内のとおり、NTTは経常利益がどんどん下がつてしまつて、来年、再来年あたりには赤字になるのではないかと言われているわけでございます。ちなみに申上げておきますと、平成四年では一千六百二十五億の利益、平成五年予測というのは一千億を切る、こういうふうにこの間の決算書を見させてい

ただいているわけで、非常に危ないところに来ておられますけれども、御案内とおり、NTTは経常利益がどんどん下がつてしまつて、来年、再来年あたりには赤字になるのではないかと言われているわけでございます。ちなみに申上げておきますと、平成四年では一千六百二十五億の利益、平成五年予測というのは一千億を切る、こういうふうにこの間の決算書を見させてい

ます。

一説に、そういうことをして料金を上げるようなことをすれば、景気対策として運行するではないかという意見もあるうかと思ひます。しかし、そうは私は思つていません。そのことによつて設備投資が行われるということになれば、NTTのいわば下請さんもある、あるいはいろいろな通信機器メーカーもある、コンピューターメーカーもある、そういうところの活況が出てくるということ等を考えれば、大きいプラスになつていくというよう思つておるわけでござい

ます。

ただいているわけで、非常に危ないところに来ておられますけれども、御案内とおり、NTTは経常利益がどんどん下がつてしまつて、来年、再来年あたりには赤字になるのではないかと言われているわけでございます。ちなみに申上げておきますと、平成四年では一千六百二十五億の利益、平成五年予測というのは一千億を切る、こういうふうにこの間の決算書を見させてい

解をしておいていただきたいと思いますので、一言お伺いしておきたいと思います。

○白井政府委員 これはもう先生の方がむしろよく御存じのことでございますけれども、NTTにつきまして、設備投資というのに必要な資金がどういう形でやりくりされているかということを見

てみますと、いわば資金計画の中で設備投資計画

というのがつくられるわけであります。

設置負担金でありますとか減価償却費あるいは固定資産除却費等を主な財源にいたしまして、それに若干の借入金などを加えて実は設備投資計画を立てたというようなことになつておりますので、設備投資のために必要なお金が直ちにそのまま損益計算書の中に出でくるとかというような形にはなつてないわけでございます。

ところで、NTTの財務についてのお話を今ございましたが、私どもとしても、電気通信事業という極めて公共性の高い公益事業を営んでいたNTTの財務が非常に極端に悪化をするということがあつてはならないということはもちろん考えておりまして、昨年あたりからだんだんと財務の状況が悪化してきているといふことも事実でございまして、この点についてどのように対処していくかということについては、十分注意を払つてしまつたいたいと思っております。

○吉岡委員 昭和六十年三月に、電気通信審議会答申で、いわゆる「高度情報社会にふさわしい電気通信料金の在り方」というのが出ております。

適正報酬の算定方式については、積み上げ方式と

レートベース方式のうち後者が適切、このよう

に思つておるわけであります。今日まで八年たつて

いるわけでございますが、このレートベース方式

ということを採用してきたのではないいかとい

うのを参考にしながら料金を決めていく

ところ、あるいは個々の電気通信サービスの料金につ

いては、それぞのサービスごとにできるだけコ

ストというのを参考にしながら料金を決めていく

ところ、あるいは個々の電気通信サービスの料金につ

いては、それぞのサービスごとにできるだけコ

ストというのを参考にしながら料金を決めていく

ところ、あるいは個々の電気通信サービスの料金につ

いては、それぞのサービスごとにできるだけコ

ります。八年まで持つてきたというのはそれなりに経営努力もあったというように私は見ているわけでございます。いろいろな言い方はされておりますけれども、料金問題等について、ここでやはり企業インセンティブが働くような方向での料金

体系の見直しというようなことも考えていい時期に来ていると思うのですが、一言お聞きをしておきたいと思います。

○白井政府委員 電話料金などのいわゆる料金の問題については、改定をしたいという御意向をNTTの方で持つておられるということは承知をいたしておりますが、私どもの立場では、まだもちろん認可申請が出てくるというような具体的なことになつておるわけじゃないません。もちろん公衆電話は実はまた別でございますが、一般的な電話料金などについて改定案の認可申請があつたと

NTTの方で持つておられるということは承知をいたしておりますが、私どもの立場では、まだも

ろん認可申請が出てくるというような具体的なことになつておるわけじゃないません。もちろん

NTTが株式会社になりました昭和六十年ころのいろいろなお話を若干お述べになりましたので、

NTTがぜひお許しをいただきたいと思いますが、

これはぜひお許しをいただきたいと思いますが、

NTTが株式会社になりました昭和六十年ころの

いろいろなお話を若干お述べになりましたので、

NTTがぜひお許しをいただきたいと思いますが、

けれども、国、言うなれば郵政省という役割は、大臣も言われたのですが、民間が仕事をしやすいようにする、そして煩雑な規制というものを可能な限り緩和する、そういうことではなろうかと思ひますので、先ほど申し上げました料金規制の問題についても同様にお考えいただきたい、企業インセンティブが働くような方向でというように私は申し上げておきたいと思います。

それと同時に、ずっと質問をさせていただいたのですが、今我々が一番重視しなければならぬといふのは、情報インフラの関係でございますが、情報時代という中で、ある意味で国の競争優位の重要な決定要素だというくらいの気持ちを持ちながら私どももこの問題を見詰めていきたい、このように思つておりますので、皆さん方のさらなる検討を心からお願いを申し上げておきたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきたいと思います。

○佐田委員長代理 田中昭一君。

○田中昭一君 大変お疲れだと思いますが、きょういろいろスケジュールがございまして、皆さんの質問をお聞きいたしておりませんので、ダブル点も多々ありますけれども、割り当てられた時間、御質問を申し上げたいと思います。

まず、今回の電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法案につきまして、おおむね理解ができる立場でありますけれども、五点につきまして考え方をもう少し具体的にお聞きをいたしました。

その第一は、今回基盤法の中に信頼性向上施設整備事業を追加する理由について、「電気通信サービスに障害が生じた場合の影響が著しく増大している」という状況に「かんがみ」となっているわけですが、この点もう少し具体的にお聞きをしたいと思います。

その第二は、今回基盤法の中に信頼性向上施設整備事業を追加する理由について、「電気通信サービスに障害が生じた場合の影響が著しく増大している」という状況に「かんがみ」となっているわけですが、この点もう少し具体的にお聞きをしたいというのが第一であります。

それから第二であります、信頼性向上施設の整備を行う対象業者、これは一体どういう業者になるのか、範囲などについてもう少しお聞きをして、こういうふうに思います。それから三つ目であります、想定される具体的な支援対象施設とは何かという問題であります。が、別途の説明では、回線切り替え装置、それから電気通信網の統合監理設備、非常用発電設備等々ということになつていてるわけですが、これは制限例示的なものなのか、具体的にこの問題についてはどこでどういう形で決められていくのかという点について、もう少しお聞きをしたいと思います。

それから四つ目であります、新たに信頼性向上施設に関して策定する基本的指針というのは、一体どういう具体的な内容になるのか、こことのところをもう少しお聞きをいただきたいと思いま

す。それから五点目としては、実施計画がつくられるようになつているわけですが、実施計画の認定に当たつての考え方を少しお聞きをいただきたいと思います。

法案については、以上五点につきまして、もう少し理解を深めたいと思いますからお答えをいただきたいと思います。

○白井政府委員 まず第一点のお尋ねでございま

すが、信頼性向上施設を追加する理由と基盤法の事業として追加した理由は何かというお尋ねでございます。

電気通信というのがいろいろな社会活動の中で利用される度合いが急激に進んでまいりつつあることは御案内のとおりでございます。例えば銀行などの金融機関を例にとってみましても、電気通信の利用というのがなくてはもう金融サービスそのものがもむしろ成り立たないというくらいの状態になつておることは御案内のとおりでござります。何かの事故がありましてオンラインシステムがストップしてしまいますと、本当にお金を払い出したい方が払い出せないと、あるいは決済をしよ

うというにも決済ができないとかいうことで、もう昔のそろばんを使つた仕事にはとても戻れないような状態になつているということを銀行の方などからお聞きするわけでありまして、これは一つの例でありますけれども、そのように電気通信に頼つた社会ということになつてきていると思うわけであります。

しかし、そのような電気通信というのも、絶対に中断したり故障したりすることはないのかといふと、残念ながらそういうことではございませんで、特に災害でありますとか、あるいは人為的なミスでこの機械を壊してしまつというようなことがありますと大変でございますので、そういうものについては、できるだけそのような危険性から電気通信の施設を遠ざけるということが必要ありますので、このようななことにできるだけ早く取りかかっていただく必要がある。しかし、そのような施設の整備というのは大変お金もかかりますし、また利益にもすぐ結びつくというようなこともできないということでもありますので、ここは国としてもぜひそういう施設の整備を進んで図つていただきたい、図つていただく場合には何がしかの国としての支援措置も講じさせていただきますというようなことをしたいと、いうのが今回の法律案の内容でございます。

この基盤法の追加ということで、そういうやり方でなぜ行ったのかというお尋ねもございましたが、この点につきましては、平成三年でございました電気通信基盤充実臨時措置法という法律が、もともと電気通信による情報の流通の円滑化のための基盤の充実を図るということがねらいででき上がった法律でございます。その法律の二本の柱のうちの一本の柱としては、施設整備事業として、極めて高度化した電気通信施設を整備するということについて国としての支援措置を講ずるということが一本の柱になつております。今回この信託をするととか、というような支援措置の内容になつておりますので、郵政省だけでも、私どもだけで決めるということともできない性質のものでもありますか、低利融資をいたしますとか、あるいは債務保証をするとか、という内容が、税制上の支援でありますとか、実際には支援をする内容が、

これが私どもとしては例示ということで、あくまで決められるのは法律案の中身に書いてありますとおりのことでありまして、法律案の中身に合うような施設であれば何もこの四つの施設に必ずしも限るというものはございません。ただ、実際に支援をする内容が、税制上の支援でありますとか、低利融資をいたしますとか、あるいは債務保証をするとか、というような支援措置の内容になつておりますので、関係の省庁とも話し合いをしながら対象施設をきちんと決めていくことでございま

すが、先ほど挙げられました四つの施設については有力な候補でありますし、そのうちの一つは特に税制上の措置については本年度特別措置を講ずる

るということで既に政府として意思を決定しておられます。

それから四番目に、この基本方針についてどういうことを決めるのかというお尋ねでございました。

これは一口に申し上げますと、この信頼性向上施設について国が支援措置を講ずることにしたという趣旨が事業者の方によくわかるよう的基本方針をつくるということで御理解をいただきたいと思うわけであります。そういたしますと、そのような基本方針をとらんいただけば、それでは事業者としてこういうような施設を自分でも設置するよう努めよう、あるいは設置するということになると、それは国の支援が受けられるということはつきり思っております。

それから、具体的な認定はどのようなものにしたいと行うのかというお尋ねでございましたが、これも、ただいま申し上げました基本方針に基づいて事業者の方がこの信頼性向上施設の整備を行おうという事業計画を立てられましたときには、その計画がただいま申し上げましたような法律の趣旨に合っているかどうかを郵政省の方で見させていただいて、認定をするということになるわけございます。

○田中(昭)委員 わかりました。

それでは二番目。今回の提案は、いわゆる信頼性向上という問題に着目をした提案でございますが、これとの関連で少しお聞きをしたいと思います。それは、中央安全センターの設立、それから電気通信システムの安全・信頼性に関する研究会の中間報告、この二つについて、現状を少しお聞きをしたいと思います。

電気通信の安全それから信頼性を確保することの重要性から、非常災害時の通信のふくそく、それから途絶などを最小限にする、そしてまた公共機関の優先利用を確保する、通信の安定的確保を図る、そのため電気通信事業者によって中央安

全センターを設立をするということがNTT法附

則第二条に基づき講するべき措置の政府措置の中で決められておるわけですが、これは一体どういふ状況になつておるのか。この設立の状況と機能などについて、今日的な状況を少しお聞きをしたいと思います。

それからもう一つは、電気通信局長の研究会ですかね、これは性格としては、ネットワークの高度化などに対応して安全・信頼性確保などを検討してきたと言われる電気通信システムの安全・信頼性に関する研究会の中間報告を取りまとめられておると思いますが、その内容について簡単に概要をお聞かせください。

今申し上げました二つの信頼性確保に関する一定の取り組みについて、今回の法案との関連性もあると思いますからお聞きをいたしたいと思います。簡単に結構です。

○白井政府委員

最初に、私の発言の訂正をさせていただきたいと思います。

先ほど対象事業者約八十社と申し上げましたが、これは電気通信事業法に言ういわゆる第一種の電気通信事業者でありまして、基本的に施設を自分で設置をして電気通信サービスを提供するという事業者の方であります。この方は当然対象事業者になるわけありますが、そのほかに、税制の支援を除きますと、そのほかのいわゆる第二種の事業者の方も理論的にはこの法律の対象になりますが、これ得るということでございました。ただ、国税、地方税の税制支援の方は第一種電気通信事業者に限るということで整理がなされておりますので、おわびして訂正をさせていただきます。

次に、中央安全センターのことについてのお尋ねでありますが、先生のお話のように、平成二年三月に決めましたいわゆるNTT法附則一条に基づく政府措置の中に「中央安全センターの設立について、具体策を検討する」というような記述がございます。

そこで郵政省としては、これもただいま先生か

らお話をありましたようないわゆる研究会というようなものを私どもの局の中につくりまして、部

外の大手の先生方、その他事業者の関係の方なんかも参考をしていただきましていろいろ勉強をしてまいりました。その結果、つい先日、報告書を出させていただきました。その報告書の中身を一言で申し上げますと、ネットワークの相互通連の進展に伴う安全・信頼性の確保方策でありますとか、通信システムのソフトウェア障害対策、あるいは個人情報の保護の問題等々につい

て、今後の対策のあり方などについて幾つかの研究成果をまとめたいたいたいことでござります。これは、昭和六十年を境にいたしまして非常に多くの電気通信事業者が電気通信サービスを提供することになったということで、いろいろ異なった電気通信システムがネットワークとして結ばれるようになつたということからこうした提言になつたものと理解をいたしております。

そしてさらに、この中央安全センターの関係につきましては、ただいま申し上げましたような研究会の中でのいろいろな議論も踏まえまして、この報告の出る前であります。昨年の五月に、事業者間の連携のあり方でありますとか、あるいはソフツウェアの障害対策について中間報告が出たものですから、それらを参考にいたしまして、昨年九月に社団法人であります電気通信事業者協会、これは電気通信事業者の方々のお集まりの協会であります。その中に安全・信頼性協議会といふのがつくれました。私どもの理解では、これがいわば政府措置の中の中央安全センターの役割を果たしてくれる機関だというふうに理解をしておりまして、この協議会の中でこれから電気通信網の安全性、信頼性の確保のためのいろいろな方策、なかなか事業者間のネットワークを相互に接続をするというような難しい問題についての安全確保というようなことについて、いろいろな御議論とか具体策が練られることを期待して

以下、少し私見も交えてきょうは郵政省の御見解をお聞きをする、こういう立場で幾つかお尋ねをしたいと思います。

その第一ですけれども、アメリカにおける通信政策の変化の問題。特にインフラ整備構築について、前に一度一般質問で、角度は違つたのですが、大臣に質問したことがございます。簡単な答弁を聞いておるのですが、きょうは違つた角度で

リントン政権が誕生いたしまして、アメリカではクライアントン政権が誕生いたしまして、アメリカの通信政策が大きく変わるのじゃないかということが多い報道をしてござります。上院議員時代から情報通信分野について大変詳しい、学術研究用ネットワークのための法案なども上院議員時代に成立をさせているのがゴア副大統領ですが、ゴア副大統領は、情報通信インフラ構築を、国が支援する社会基盤だ、そして国際競争力の源だ、源泉

だ、こう主張をいたしておりまして、市場原理を重視して整備をするという従来の考え方方が変わつて、いるんじゃないか、こういう報道がございまして、二〇一五年までに全米の家庭、企業、それ

です。また、クリントン大統領も選挙の際の公約として、二〇一五年までに全米の家庭、企業、それから教育機関などを結ぶ高速ネットワークを整備する、こういうことを公約として主張をしてきました。

〔佐田委員長代理退席、委員長着席〕

こういうことの背景でしかれども、アメリカ産業界の技術開発が大変おくれておる、それはなぜかという要因が、いわゆる情報通信インフラ整備が非常に簡単申し上げますと理解をしているわけですが、非常におくれたためだ、こういうふうに認識を

するという立場から、国が支援をして、市場原理などをある程度乗り越えて情報通信インフラ基盤整備を行おう、こういう方針だろう、こういう

ですが、その理由は、いわゆるAT&Tの分割後における七つの主要電話局が十分なインフラ整備を行わなかつた、こういうところに理由があるだ

らう、こういうふうに思つてゐるわけですが、米国におけるこの問題は、国際政策の面でも一定の影響があるという視点がございます。

これは前回、一般質問の際に大臣から御意見もいただいたわけですが、きょうはアメリカにおけるインフラ整備にかかる政策転換とも言える変更、考え方について、郵政省としてはどういう分析をされておるのかといふ点について、少し郵政省のお考え方をお聞きしたい、こう思います。

○松野政府委員 一言で申し上げますと、クリントン新政権になりまして広く情報通信の基盤整備に関して積極的な取り組みを示す方向に転換したなどというふうに感じております。

先生あるいは御存じのことであるかと思いますが、数点ピックアップして申し上げますと、高速大容量の全米研究教育ネットワーク、いわゆるNRENと称しておりますが、これの構築に五カ年

計画で、当初段階で総額約二十億ドルの政府拠出を行う計画を現在実行に移しているという点が一つ挙げられます。

それから、ことしの二月に新政権が発表した米国経済成長のための技術政策という中で、情報通信インフラ・タスクフォースという場を設けまして、高速大容量のいわゆる情報スーパー・ハイウェーの構築の重要性を説いているといふ点があります。

それから三つ目には、先生もちょっとお触れになりましたが、昨年の六月でありますか、クリントン・ゴア公約集の中でも、一〇一五年までにファイバー・ツリー・ザ・ホームの構想を進めるというふうな公約も、まだ法律は成立してはいなないようありますが、進めておるといふうな話もあるわけであります。

これについてどういうふうに見るかということではありますか、高度情報化の進展に伴いまして情報通信基盤といふものの整備が、経済社会あるいは国民生活にとつてますます役割が増していくといふことに改めて思いをいたしたといふことも

一つあるのであろうといふこともあります。

それからもう一つといたしましては、特に高度情報通信基盤整備という問題と、例えば標準化で

ありますとか、これも大変国際競争が激しいわけですが、あるいは例えば高速交換機でありますとか、あるいはマルチメディア端末の開発でありますとか、こういう関連技術開発が密接不可分であるということを念頭に置かれて、この分野で改めることを、こういうことを念頭に置いてお聞きをします。

郵政省いたしましても、まずはアメリカが実感込みがうかがえるといふうな点もあるわけであります。

実際にこの政策をどういうふうに展開するのか詳しく述べることが大事であるということに思いをいたしました、ことしの四月でありますか、日米首脳会談の場でこの点について若干触れられました。

それから、政務次官がやはり訪米をされておりましたが、その際、日米両国の政策当局それから学会あるいは産業界の方々によるこの種の情報インフラ基盤の取り組み等の諸課題についての政策対話を

関連いたしまして、新社会資本としての情報通信基盤について今回、我が国における総合経済対策の中でいろいろ議論がございました。いわゆる公共投資などの拡大、新社会資本として、郵政省関係でも、光ファイバーネットワークや次世代通信網パイロットモデル事業とか通信総合研究所の施設整備、郵政省におけるLANの構築などが最終的に決定をされたと、こういうふうに理解をいたしております。

この議論の中で、今後における次世代通信網、いわゆる光ファイバーネットワークなど情報通信基盤整備についていろいろな議論が今日、展開されております。新聞にもいろいろな記事が載せられているわけですが、この考え方などについて政府内部でも意見がある。ひとついろいろな手立てを講じまして、実際にアメリカがどういうふうな政策を情報通信問題に關してやろうとしているのか、ここは十分やはり見定めていきたいといふうに思つております。

そこで、情報通信基盤の整備でありますか、いざれにしても、生活大国の実現でありますとか国土の均衡ある发展を図る上でこれは大変重要な課題であるといふうに基的に認識いたしております。

しかも、これから技術革新でありますとか高度情報化の進展に伴いまして、インフラ面でもできるだけ早い段階で高度化を図っていく必要があるといふことであります。なかなか簡単に結論が出ない問題でありますので、ことし三月、電気通信審議会に「二十一世紀に向けた新たな情報通信基盤の整備の在り方について」ということで具体的に諮問いたしまして、できるだけ総合的かつ具体的なガイドラインをお示しいただきたくということで幅広い御意見をちょうだいしてまいりました。

したがって、社会資本としての情報通信基盤の整備のあり方にについて、今日、断定的な結論はなしね。アメリカのそういうAT&T分割後の分割も、AT&TのそういうAT&T分割後の分割も、まだこれからあります。ひとつの手立てを講じまして、実際は産省の考え方といふのは基本的にやはりそれがものじやないかな、意見がかなり違うのじやないかな、こういうふうに思われる節がございました。

そこで、情報を立った場合に、このアメリカの通信政策の変更と言われるような問題と、我が国における今後のインフラ整備についての考え方といふものにつきましてはまだ若干議論が継続していくかと、そういう問題は今後の大きな政策課題だろう、私はこう思つておるわけで、そういう立場からいま少しクリントンの通信政策についてお聞きをしました。

○田中(昭)委員 電電公社がNTT、AT&Tの分割、それからイギリスのBTの民営化など、大

きな問題を立てるにあたってお触れになります。たたかうに、新社会資本といふものをめぐるさまざまの議論が出てまいりました。新社会資本の定義そのものにつきましてはまだ若干議論が継続してある面もあるようではありますけれども、この物の考え方といいますか、もし新しい方向づけ、公共投資のあり方といふことについての踏み込みといふことがありますと、私ども、当然これは強い関心を持つて見ておつたわけでございます。

政府内部の不一致等についてお触れになりますたけれども、これはむしろ議論の中でさまざまに異なるいろいろな考え方方が報道等でいろいろ伝えられます。たれども、これはむしろ議論の中でさまざまに異なるいろいろな考え方方が報道等でいろいろ伝えられます。たれども、これはむしろ議論の中でさまざまに異なるいろいろな考え方方が報道等でいろいろ伝えられます。たれども、これはむしろ議論の中でさまざまに異なるいろいろな考え方方が報道等でいろいろ伝えられます。

この考え方などについて政府内部でも意見がある。ひとつの手立てを講じまして、実際は産省の考え方といふのは基本的にやはりそれがものじやないかな、意見がかなり違うのじやないかな、こういうふうに思われる節がございました。

そこで、情報を立つた場合に、このアメリカの通信政策の変更と言われるような問題と、我が国における今後のインフラ整備についての考え方といふものにつきましてはまだ若干議論が継続していくかと、そういう問題は今後の大きな政策課題だろう、私はこう思つておるわけで、そういう立場からいま少しクリントンの通信政策についてお聞きをしました。

○田中(昭)委員 ある雑誌に、NTTとかNCCとか民間に任せていたら光ファイバーネットワークによる

したがつて国と地方自治体が公共事業として建設をする、情報インフラ整備公団を設立する、公団方式ですね、財政投融資を財源に建設をするといふ通信政策局の考え方を実は採用したわけです。これは官の論理でやるわけです。公共性が優先するわけですから、需要のないところにも投資をする、効率が悪いという問題があるという指摘が一方ではある。それから一方では、通信自由化の趣旨からも民間活力を最大限生かすことが基本ではないか、こういう意見がある。いろいろござります。これは今局長が言われたように、今後議論をしていくべき問題だと思うのです。

私は先ほどアメリカの問題を申し上げたのです
が、AT&Tが分割して以降のアメリカにおける
電話局の対応と、我が国におけるNTTなりNCC
の対応というのは随分違うのではないか、こ
ういうふうに思っているわけですね。そこで、N
TTの次世代通信網整備構想についてどういうお
考え方をお持ちなのか、若干お聞きをしたいわけ
です。

NTTが光ファイバーを中心とする次世代通信網整備を二〇一五年度までの二十二年間で四十五兆円の設備投資で構築するということを既に発表しているわけです。その内訳を見てみると、加入者光回線が十兆円、交換機のデジタル化、広域化が十兆円、新サービスのソフト開発が八兆円、研究開発が五兆円、これに既存サービスなどの維持更張で十二兆円で、四十五兆円の設備投資でこれが構築できるんだ、こういうことになつておるわけです。それで、私たちが知り得ている情報によりますと、NTTの近年の設備投資はおおむね年間一兆八千億前後、年間あと二千億円が調達できて上積みできればNTT 자체として自力で家庭までの光化は実現可能だ、こういうふうに発表されていると思つています。

大口ユーラーへの光化を今進めており、こういう状況にあると思います。既に北海道から鹿児島まで日本列島の縦貫ルートは完成をしておりまして、その後地方都市部にもだんだん広がっておりまして、今まで延びておるというのが実情だと思っております。電話局交換機の光化も平成七年までには完了するという実績で既に進められておる、こういうふうに聞いておるわけです。

ここで私は、さつき申し上げましたけれども、拙速的に意見を申し上げるつもりは全くありません、私も勉強不足ですから。しかし、今後この問題はかなり重要な問題だ、こういう認識もございまます。今のNTTの発表した内容やら他の意見なども聞いてみますと、情報通信インフラの建設は、従来どおりNTTに任せておいた方がいいのではないかという意見が政府の中にもある。それから、経済原則、通信自由化という立場で民間活力主導でやるべきである、こういう意見も非常に強いと思うのです。

そこで、そういうNTTの発表に郵政省としては絶対反対だということは今のところ聞いていませんけれども、しかし今日いろいろな情報の中で、今後の情報通信インフラ整備をめぐって官と民との主導権争いがあるのではないかという雰囲気の情報が非常に多いわけですね。よくわからぬ点もございますが、今申し上げましたNTTが発表した構想なり今までのNTTの実績を踏まえて、このNTTの構想というものについて郵政省としては今どういう見方をされておるのか、考え方をお持ちなのか、この点をきょうはお聞きをしておきたいと思います。

○白井政府委員 NTTが次世代の通信網整備構想として、発表をしたと申し上げていいのか、あるいは、そうしたものについて若干外部の方に御説明をしたと申し上げていいのか、ちょっと正確な申し上げ方がわかりませんが、確かに四十五兆円という一つの構想といいますか考え方を示され

たということは承知しております。ただ、率直に申し上げまして、これはまたものという性質のものではございません。でもも実は、積み上げた計算の基礎等につくられた長期計画とか長期構想という形でまとめておるわけではございません。十分承知をいたしておりますわけではございません。それからまた、そうした考え方で平成五年度TTTの事業計画はつくられたというようあります。しかしいまして、率直に申しますと、この金額などをとりまして、この金額が果たして数字として妥当なのかどうかということについてはかなり突っ込んだ検証ではないかと思つております。

ただ、少なくとも、こうした次の世代のバー・ツー・ザ・ホームという、各家庭ファイバーを敷くという構想については、うな額のお金が必要だということはどなたが言つてこられた構想、考え方であつたと思うわけであります、こうしたものには、いろいろなアイデアとか、大きな前提は、いろいろなアイデアとか、大きな前提

て例えは三十三兆円と、今後幾年かで、先ほどお話しをいたしましたが、それでありますけれども、先生のお話をいろいろお聞きしておりますと、我が国としてもこうしたことをきちっと構想しなければならぬ時代に来ていると思います。この際は、本当に具体的な計画あるいは見通しをもつて、構想ということできちつと詰めた議論をしていくのかどうかなどを、むしろ本当に実際のものとして詰め込む構想をどうやって実現をしていくのかどうかなどを、まずは急がれるのではないかというふうに思っております。

基本的な考え方をアピールするチャンスをお聞きをしなければいけですが、きょうはこれでやめておきますが、三月十一日に電気通信審議会に対して、「二十一方針」に向けた新たな情報通信基盤の整備の在り方に

○松野政府委員　基本的な考え方でござりますけ
ついて」という諸問をするに当たつて郵政省としてどういう基本的な考え方を持って諸問を行つたのかということを、今どういうスタンスに立つておられるかということとの関連でお聞かせをいただきたいなと実は思つてゐるわけです。
で、「詰問の背景」というのがございまして、その第一項でいろいろ詰問の内容を書いているわけですが、このなお書きといいますかまた書きといいますか、ここで、先ほど申し上げました米国のクリントン政権の政策を例に挙げておられるわけですね。私は、ここになぜアメリカのクリントン政策が出てくるのかというのがよくわからないわけですね。かなり意図的な面があるような気がして私はならないわけです。それから「詰問の背景」の第三項では、市場原理の原則を否定しているかのごとき文章が実はあるわけで、この点についても若干、郵政省がこの詰問をするに当たつて意図的なものがあるんではないかなという気がするわけです。そうでなければいいんですけれども、私の読み方が悪ければそう言われてもいいんですが、そういうふうに聞き取れるわけです。
で、この情報通信基盤の整備については、九一年五月にも審議会から、情報通信基盤の整備は経済原則にのつとり、民間活力によつて進めるのが通例だが、緊急かつ重要なものの民間が手をつけられないものについては公共投資による先行的、計画的な整備が必要である。こういう答申が既にされておるわけです。それから九二年の六月には、官民が適正に役割を分担する等々の結論が既に出されているわけで、これが基本的なスタンスとしてきちんと踏まえられるならば、今回のこの詰問というのは、これ以上何を詰問し、結論をいただこうと郵政省が思つておるかという点についてよくわからない点がございます。
きょうは討論しようと思いませんけれども、この点について最後に簡単にお聞かせいただきたいと思います。

ついで、「詰問の背景」というのがございまして、その第一項でいろいろ詰問の内容を書いているわけですが、このなお書きといいますかまた書きといいますか、ここで、先ほど申し上げました米国のクリントン政権の政策を例に挙げておられるわけですね。私は、ここになぜアメリカのクリントン政策が出てくるのかというのがよくわからないわけですね。かなり意図的な面があるような気がして私はならないわけです。それから「詰問の背景」の第三項では、市場原理の原則を否定しているかのごとき文章が実はあるわけで、この点についても若干、郵政省がこの詰問をするに当たって意図的なものがあるんじゃないかなという気がするわけです。そうでなければいいんですけども、私の読み方が悪ければそう言われてもいいんですが、そういうふうに聞き取れるわけです。

で、この情報通信基盤の整備については、九年五月にも審議会から、情報通信基盤の整備は経済原則にのっとり、民間活力によって進めるのが通例だが、緊急かつ重要なものを民間が手をつけられないものについては公共投資による先行的、計画的な整備が必要である、こういう答申が既にされておるわけです。それから九二年の六月には、官民が適正に役割を分担する等々の結論が既に出されているわけで、これが基本的なスタンスとしてきちんと踏まえられるならば、今回のこの詰問というのは、これ以上何を詰問し、結論をいたただこうと郵政省が思っているかという点についてよくわからない点がござります。

れども、やはり昨今の技術革新や高度情報化の進展に伴いまして先進諸外国におくれをとらないよう、また、全国的に均衡のとれた形で情報通信インフラの抜本的な向上を図つてまいりたい、これが、再三申し上げておりますが、一つの基本の考え方であります。

ところで、先ほど先生もお触れになりましたけれども、電話網を考えました場合に、百年かかりますて、NTT、前身の公社時代を含めまして完成いたしました。これはもう一〇〇%と言つても過言ではないと思いますが、民間事業者の御努力で完成したわけであります。

さて、これから光ファイバーネットというものをどうやってやるかという際に、もちろんそれとのかかわりというものを見直してはできるわけではありませんが、ただ、一体民間事業者におきましていつ、どこまで、どの程度の進行状況でこれらを整備をしていけるのであるかということが大変な関心事であります。したがつて、今度の電気通信審議会に諮問しましたが、十分お考えを事業者の方からもお聞きした上で、今後どういうふうにこれに対処していくべきかというふなことにつきまして、ひとつ幅広い御意見を伺いながら御答申をいただきたいということでお願い申し上げてある点であります。

なかなか多岐にわたる議論が出てまいりと思想します。単に光ファイバーネットの整備だけではなくて、通信インフラと申しますとほかに衛星問題もござります。これらのインフラの競合問題ということもありますので、その辺も含めまして幅広い御議論をいただいて、いい結論を得たいと思いまして、これまでいろいろな研究会、いろいろな審議会でいろいろな御提言、御答申もいただいておりますが、ビジョン的な意味での分析は相当程度出されております。しかし具体的にどうやって整備するかという点につきまして、私どもの政策に

おきましてもはつきりしてない面があるということも念頭にありまして今回の諮問に至つた次第でございます。

○田中(昭)委員 今後このインフラ整備の問題はいろいろと議論が展開されてくるだろうと思いますし、私たちもこういう問題に关心を持ちながら思ひます。さようはある程度郵政省としてのお考え方をお聞きをいたしましたので、改めましてまことにござります。

いろいろ御意見などもお聞きをいたしたい、こうしたいろいろと教えていただきたいと思います。

○亀井委員長 次に、菅野悦子君。

○菅野委員 まず基盤充実法からお伺いしたいと思うのです。まずこの法案による支援措置で新たに税の減免が行われるということになつております。されども、この電気通信事業者全体会でどの程度の減税が行われるというふうに見込まれるか。この点を国税、地方税それぞれについて、また今年度の見込み及び来年度、こういう形でぜひお伺いしておきたいと思います。

○白井政府委員 今回の法律を通じていただきましておられたならば、信頼性向上施設整備事業について税制上等の支援措置を講じさせていただくわけですが、とりあえずは、この税制の支援措置の対象としては洞道と回線切りかえ装置というのを考えた場合には六年、これに対してアメリカは十七・五年、ドイツは十年、イギリスも十年、こうなつております。光ファイバーの方ですけれども、日本が十年ということに対し、アメリカは二十七・二年、ドイツは二十年、イギリスも二十三・七年ということです。こういう比較で見てみますと耐用年数が日本の場合は非常に短いわけなんですね。特に我が国が壊れやすい通信機を使っているといふことでもないでしょ、また、NTT初め我が国の電気通信事業者が特別乱暴な器具の扱いをやつているということではないと思うんですけれども、この辺なぜこう差があるのかなと思うのですが、その辺何か御認識持つていらっしゃいます。

○菅野委員 いわゆる耐用年数の問題という

いるか。そして比べていただく相手としては、例えばアメリカ、ドイツ、イギリスなどと比べてどちらも多くのかというようなことをもとに決めるか。もしおわかりになれば御答弁いただきたいと思うのです。

○白井政府委員 日本におきます光ファイバーの法定耐用年数は十年ということになつております。また、デジタル交換機の場合は六年という取り扱いがなされています。

なお、外国のことについてお尋ねがございました。実は昨日先生からもそうした御質問の通告をいただきましたので、担当のところで外国に電話したり、それから知っていると思われるところに尋ねたりしたようでございませんけれども、外国の税制のことなものですから、申しわけございませんが、ちょっと教えてもらうということまでできておりませんので、お許しをいただきたいと思います。

○菅野委員 そうなんですね。やはり税制上でそ

れだけ優遇されているということがこういう形ではつきりしているわけでありまして、これを同じように見てみますと、我が国が設定している通信機器の法定耐用年数というのは、実はアメリカとかイギリスだけでなく、シンガポールや台湾などNIES諸国よりもまだ短いという状況なんですね。この点を見ても、今も御答弁ありましたけれども、格段の税制優遇措置が既にとられているな

E T I レポート、これに出てるんですね。デジタル交換機の法定耐用年数、つまり減価償却の償却期間ですけれども、今御答弁のありました日本の場合には六年、これに対してアメリカは十七・五年、ドイツは十年、イギリスも十年、こうなつております。光ファイバーの方ですけれども、日本が十年ということに対し、アメリカは二十七・二年、ドイツは二十年、イギリスも二十三・七年ということです。こういう比較で見てみますと耐用年数が日本の場合は非常に短いわけなんですね。

特に我が国が壊れやすい通信機を使っているといふことでもないでしょ、また、NTT初め我が国の電気通信事業者が特別乱暴な器具の扱いをやつしているということではないと思うんですけれども、この辺なぜこう差があるのかなと思うのですが、その辺何か御認識持つていらっしゃいます。

○白井政府委員 いわゆる耐用年数の問題とい

のは税制上での処遇というのは諸外国に比べてみるとおりまして、今予定されております投資規模から考えて減税効果は、国税の分野の法人税につきまして、来年度もほぼ同額ではないかと見ております。

○菅野委員 既に我が国の大企業者といふ

十五億円、それから、地方税であります固定資産の減税効果というのを約一億円と見込んでおりまして、来年度もほぼ同額ではないかと見ております。

○白井政府委員 いわゆる耐用年数の問題といふことでもないでしょ、また、NTT初め我が国の大企業者が特別乱暴な器具の扱いをやつしているといふことではないと思うんですけれども、この辺なぜこう差があるのかなと思うのですが、その辺何か御認識持つていらっしゃいます。

○菅野委員 それから郵便の方の関係ですけれども、郵便料金の値上げについて、とりわけ一月実施などといふことも報道されておりまして、先ほど来若干や

けれども、この郵便料金値上げ問題に対する郵政省の基本的な姿勢、特に国会との関係についてお聞きをしておきたいと思うわけです。

郵便料金は郵便法で定められておりまして、その改定には、郵便法の改正、つまり国会での審議、本来これが必要になります。しかし、前回申し上げのときに特例引き上げという制度が持ち込まれました。ですから今二通りあるわけですね。郵便法改正案ということで料金値上げを国会に出して正々堂々と値上げについて審議をするという方法と、それから、国会の審議を経ずに省令で、つまり特別引き上げにするという方法もできることになってしまっているわけです。そのどちらを選択するかということなんですが、どちらを立てる方から見ても、郵便法改正による値上げ、やはりこれが本筋ではないか、特例値上げで、省令でぱっと上げてしまうというふうな、あくまで緊急避難的な手法というのはいかがなものかというふうに私は思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○上野(寿)政府委員 郵便法に規定されております事項は、いずれも確かに郵便に関する基本的な事項でございまして、料金も法定されております。しかしながら、一方、一定の条件のもとで料金を省令で改正することができるというふうにされております。

それで、これは郵便事業が健全な経営を維持していくために、各種サービスの改善、それから効率化、営業努力に努めていくのは当然でございます。されども、大幅な累積欠損金が生ずる前に、一定額の累積欠損金が生じた段階で機動的に料金が改定できるようにされたものでございまして、これが先生御指摘のいわゆる特例による改定、これは郵便法二十七条の四の規定でございます。

これにつきましてどういった考え方で郵政省は対応するのかということでおさいますけれども、本年の七月の決算の模様、それから平成五年度の推移、こういったものがまだ現在の段階でははつきり出ておりませんので、いずれの方向によるかと

含めまして、その辺は検討
かと思います。

どうするかという決着を見るべきだというふうに思うのですけれども、大臣はいかがでしよう

ます。

○菅野委員 郵便事業に関する法改正の問題ですけれども、これは毎年のようにあるわけでありますから、今審議されている切手を外国で販売するというふうなものも国会で審議をして決めていくこと、前回の値上げ以来の郵便制度に関する法改正、どんなものが行われたかということでお一覧表を出していただきました。そこには、速達郵便物の還付の際の速達の取り扱いの実施、こういう問題から、料金受取人払い制度の改善とか、それから料金後納に係る担保を免除する者の拡大とか、あるいは代金引きかえ制度の改善とか、どちらかと云うと相当細部のものまでこういうきちっとした論議のもとで、ここで論議をし法改正をしていくということがあるわけでありまして、事業の根幹であり国民生活に大きな影響を与える料金の値上げというふうな問題が、国会の審議をしなくてこういう特例的な省令で引き上げということは、私はとても筋が通りませんよということをぜひ言つておきたいというふうに思うんであります。

それで、決算をしてからとか、ことしの状況を見てからというふうに言つていらっしゃいますけれども、これはずっと毎年毎年の推移でそこそこ見通しというのはわかつているはずですから、全然見通しなしに急にそんな大きな赤字がぽんと出てしまつたなどということになりますと、これは経営者としての能力どうなのかなというふうなことにもなるわけでありまして、ですから、私はこの点ではぜひ大臣の見解も伺つておきたいと思うのですけれども、この郵便料金の値上げ、これが既に話題になつております。郵政省内でも検討されてゐる段階に來てゐるわけですが、やはりこの基本問題はぜひはつきりさせていただきたいというふうに思います。ですから、そういう形では本当に国民の生活に直結した大きな影響を与える問題の取り扱いになるわけですから、やはりきっと本来の、この国会で正々堂々と審議の上に

どうするかという決着を見るべきだというふうに思うのですけれども、大臣はいかがでしようか。

○小泉国務大臣 収支の状況等、いろいろ厳しい状況ではございますが、國民もいろいろ関心を持つておられますし、また國民生活にも大影響のある料金の問題ですから、それはきつちりと收支状況を見、そしてこれからの方針を踏まえて、法律改正になるのか、あるいは政令改正になるのか、どちらにしても、國民の皆さん、そして国会、委員会の皆さん納得できるような形で対処したいというふうに思っています。

○菅野委員 それでは、続きまして、三月二十一日から実施しております郵便時短についてお伺いをしたいというふうに思っています。

まず率直にお聞きしたいんですねけれども、この三月二十一日から新しい勤務、二ユートル勤と言わされている勤務形態なんですねけれども、これがやられている勤務形態なんですかね。これがやられております。この現場の評判といいますか、もう三月二十一日からですからそこそこ時間もたつてあるようなんですねけれども、どういうふうな状況にあるか、皆さんの声をつかんでいらっしゃるか、ぜひその辺をお伺いしたいと思うんです。

○上野(寿)政府委員 先生今御指摘になりましたように、郵便関係職員に対します完全週休二日制を三月の二十一日から実施をしたところでござります。これに伴いまして、郵便システムの改善、見直し、こういったこともやりまして、現在円滑に実施に移ったというふうに思っておりますが、この段階で新しい勤務システムを導入いたしております。

その結果、職員の方から今まで非常に強い要望のございました非番日の暦日付与、今まで十六勤でやつております段階では非常に勤務が複雑でございまして、必ずしも非番日が丸々暦日付与できなかつたという状況がございましたが、今回のシステムの改善によりましてこれが実現できたと、いうようなことは、非常に高く評価をされており

それから、深夜の夜間帯におきます勤務回数でござりますけれども、夜間の業務量の平準化を実施をいたしましたことに伴いまして、四週間につきまして今まで平均七回でございましたけれども、それが五回以内というふうに深夜帯の勤務回数も減少したというふうな状況も実現されております。そういう点については非常に高い評価になります。

一方しかし、一部の職員からは、従来の十六勤に比較いたしまして夜間労働が厳しくなったのではないかとというふうな声もあつたと思いますけれども、労働条件全体の先ほど言いましたような点を考慮いたしますと、全体では、労使間で合意を見た内容でもござりますし、現在では特段問題はないというふうに聞いております。

○菅野委員 私の聞いたところとは全然逆の御評価になつておられるなということを率直に指摘せざるを得ないわけであります。

私は、実は先月の二十一日に大阪中央郵便局の夜間労働者の状況、まさにニュー夜勤の実態を夜中に見てまいりました。そこでは、管理者を含めて大変評判が悪いです、はつきり言つて。そして、そのとき応対いただいた方も、夜間の作業は本当に以前よりきつくなつたということを認めておられまして、見直しということにやはり期待をされている。そういう声もよく聞いているというふうなことをおっしゃつていたわけであります。

ここに、郵産労がニュー夜勤後にアンケートを職場の組合の幹を越えて労働者に実施しているわけなんですねけれども、「健康状況について」というのは、「疲れがひどい」「身体がだるい」、これが合わせて三百四十人。これはそれぞれ全部で一〇〇%というとり方ではないのですけれども、本当に物すごく高い率、やはり六〇%、六六%といふ人たちがそういうふうなことを訴えている。「将来の健康」については、「不安だ」というのが二百三十四で八五・一%、「なんともいえない

といふのは三十九人、「自信がある」とかいうのはもうゼロであります。

そしてまた、中断時間ですけれども、今までだつたら十六勤、十六時間ずっとやつていて、中には三時間の特例休息がありましたね。今はそうではなくて、四時間、十時間、八時間、六時間という形で、その間に二時間の勤務中断がある。これが全然勤務時間に入らなくなつたということでお、十六時間が十四時間になつた、時短だ、こういうふうにおっしゃつておられるわけですねけれども、その二時間の勤務中断、これは結局、勤務が夜十一時位に終わりました、次の勤務は夜中の一時からです、二時間あいていますと、この二時間、結局勤務中断ですか、寝ても起こしてくれないということがありまして、それでも「寝室で寝る」という方は百十五人、ところが「休憩室で寝る」というのが八十九人、「起きている」というのが六十三人という形で、実際私が行つたときにも女性が寝ていましたけれども、二時間ではよく寝れて一時間、こう言つていまし、ですから、今までの三時間とは全然やはり体のしんどさが違うという事であります。

そして、家庭生活が変わつたというのを圧倒的です。その人たちが何を言つておられるか。結局もう、新夜勤が終わつた後は寝不足で体がだるくて、結局後は寝てしまつておられる。翌日何もできな、い。勤務明けの日は体を休めることだけで終わつてしまふ。そういうふうな状況で、疲れがとりにくくて、週休二日になつたけれども有効に使えないと、新夜勤の次の日が休みの日でも疲れでどこにでも行く気がしない、一日じゅう家でごろごろ寝て、家族との会話が少なくなつたというふうな形で、みんな結局こういう声が圧倒的に集中されておられるというのが状況なんです。

本来、時短というのは、国際的にも批判の強

かった日本の働き過ぎ、これを是正して、ゆとりと豊かなさを目指して進めているといふうに私は理解しているんですけれども、しかし郵政時短の

場合どうもそうではない。導入するときからス

ムーズにはいかずに戦場から大変な反発があつた。労働組合の本部段階では合意できても下部が

納得しないという事態も起きて、なかなかごたご

たした中でようやく三月二十一日から実施に踏み切つたということで、結局六ヶ月後に見直しす

るからという形のスタートだったというわけであります。

実際に、時短によって仕事、特に深夜の労働がきつくなつて夜間労働時間は逆に長くなつていい。簡単に言えば、四週八休体制、いわゆる週休二日に名目上するために、今まであつた仮眠時間をとつてしまつた。これまで特例休息時間とし、労働時間の中にカウントしておられたものを削減して、結局見かけだけ労働時間を短縮するということで、まあ悪く言えば詐欺みたいな手法ではないかと言わざるを得ないわけであります。

その上で、中郵へ私は行つていろいろ聞きまして、結局見かけだけ労働時間を短縮するということがとで、まあ悪く言えば詐欺みたいな手法ではないかと言わざるを得ないわけであります。

たけれども、仮眠時間なしのニューナイ勤が実施され、その実施された職場から百十九人定員削減がやられているわけであります。率で一割以上の削減。先ほどからちょっといろいろお話をありましたけれども、この間仕事量はどんどんふえているんですね。仕事がふえている、ところが人数はふえていない。そしてこういうふうなときにせ時短を導入してその職場からさらに人を減らす、これが状況であります。

ですから私は、ぜひこういうふうな全国で交代勤のように見かけだけの時短ができる、外へ出

勤のよう見かけだけの職場には、人を回すための仕事をする集配などの職場には、人を回すため

に一定の増員なども考えておられるということのようありますけれども、交代制で二十四時間勤務して、新夜勤で帰つた日など一日で疲れがとれず

いる、こういうふうな声が圧倒的であります。そ

う調べていただきたいというふうにお願いしていただ

ればならない公共性の高い部分でも、いかにして夜間の労働を減らすか、減らせるかといふことが今問題になつております。

例えば、人の命を預かるという最も公共性の高い病院の看護婦さんの場合、ここでも夜勤を減らすといふことが大きな課題になつております。

これはもう国民的にも大きな運動になつてきておりますけれども、これは依然としてわかりません

でしょうか。そのための時短かということを言いたいわけであります。最初に言いましたように、現場での評判

すけれども、全国では定員 자체は八百八十九人の減員になつております。ただし、非番日の後補充要員というのはこれは増員になつておりますので、事業財政がこれは非常に大きく影響するた

めに非常勤職員を増員するという形をとつたわけ

でございますけれども、八時間の労働時間に換算をいたしますと、約三千人の増配置ということになりますので、先ほどの定員の減員八百八十九人、約九百人との非常勤によります増員とい

うものを相殺いたしますと、トータルといたしまし

ては一千百人の増員になつて、こういつた実

態でございます。

○菅野委員 本当に現場へ行つてみればどうなつ

ているかということをやはりぜひ念頭に置いて、

そこで、新しい勤務シフトを導入するのに際してはどの程度の影響が起きているのかといふことを、実態をつかみながら対策をぜひ立てていただきたいというふうに思つておるんです。

閉庁で週休二日ができるところはいいですけれども、郵便のように閉庁できないところ、そういうところでも人もふやさずに休みをふやす、若干非常勤で対応していますといふうな話があります

が、現場はなかなか、具体的にその一つ一つの職場を見てみると、本当に実態は大変だといふのが私の実感であります。本来、こういうふうなこ

とをやっておりましたら、算術的には不可能なん

ですよ。

例えば、仕事の時間が限られていて、ニューナイ勤のように見かけだけの時短ができる、外へ出

勤のよう見かけだけの職場には、人を回すため

に一定の増員なども考えておられるということのようありますけれども、交代制で二十四時間勤務して、新夜勤で帰つた日など一日で疲れがとれず

いる、こういうふうな声が圧倒的であります。そ

の郵政の職場の問題が話題になつたようになります。

時短は帳じり合わせではないかぬので、実際

臣にも物を言いたいとうふうなことのようでござりますけれども、労働大臣に何か言われる前に

なりますので、先ほどの定員の減員八百八十九

人、約九百人との非常勤によります増員とい

うものを相殺いたしますと、トータルといたしまし

ては一千百人の増員になつて、こういつた実

態でございます。

○上野(寿)政府委員 現在、いわゆるニューナイ勤、新夜勤の実施局における業務運行状況、それから職員の勤務状況等につきまして、その実態を把握をしている段階でございます。その結果を踏まえまして、必要な場合におきましては、先生が今お話しになりましたように、見直しを実施してまいりたいというふうに思つております。

○菅野委員 最後に、大事な問題ですので、大臣にも夜間労働についてお考えをぜひ聞いておきたく思つておるんですけれども、どうしても夜勤がなければならぬ公共性の高い部分でも、いかにして夜間労働を減らせるかといふことが今問題になつております。

○上野(寿)政府委員 これはもう国民的にも大きな運動になつてきておりますけれども、これは依然としてわかりません

けれども、全国では定員 자체は八百八十九人の減員になつております。ただし、非番日の後補充要員というのはこれは増員になつておりますので、事業財政がこれは非常に大きくなつたわけ

でございますけれども、八時間の労働時間に換算をいたしますと、約三千人の増配置ということになりますので、先ほどの定員の減員八百八十九人、約九百人との非常勤によります増員とい

うものを相殺いたしますと、トータルといたしまし

ては一千百人の増員になつて、こういつた実

態でございます。

○菅野委員 本当に現場へ行つてみればどうなつ

ているかということをやはりぜひ念頭に置いて、

そこで、新しい勤務シフトを導入するのに際してはどの程度の影響が起きているのかといふことを、実態をつかみながら対策をぜひ立てていただきたいというふうに思つておるんです。

閉庁で週休二日ができるところはいいですけれども、郵便のように閉庁できないところ、そういう

ところでも人もふやさずに休みをふやす、若干非常勤で対応していますといふうな話があります

が、現場はなかなか、具体的にその一つ一つの職場を見てみると、本当に実態は大変だといふのが私の実感であります。本来、こういうふうなこ

とをやっておりましたら、算術的には不可能なん

ですよ。

例えば、仕事の時間が限られていて、ニューナイ勤のように見かけだけの時短ができる、外へ出

勤のよう見かけだけの職場には、人を回すため

に一定の増員なども考えておられるということのようありますけれども、これは依然としてわかりません

でしょうか。

この郵政の職場の問題が話題になつたようになります。

時短は帳じり合わせではないかぬので、実際

臣にも物を言いたいとうふうなことのようでござりますけれども、労働大臣に何か言われる前に

なりますので、先ほどの定員の減員八百八十九

人、約九百人との非常勤によります増員とい

うものを相殺いたしますと、トータルといたしまし

ては一千百人の増員になつて、こういつた実

態でございます。

て、夜間の労働強化に余り大した反省もなしにどんどん進めていらっしゃるのではないかということを率直に感じざるを得ないわけであります。

て、夜間の労働強化に余り大した反省もなしにどんどん進めていらっしゃるのではないかということを率直に感じざるを得ないわけであります。特に、二ヶ月勤務を含む勤務については、女性期に来ているのではないかというふうに私は思うんですけども、その辺、大臣のお考えはどうかということをぜひお聞きしておきたいと思います。

かけよう。経費的にはそう違はないのじゃないか。そういう意味では、遠距離を下げて近距離を上げて両者の価格をいうものを縮めていくといふことは、当然のことじゃないかなという気はいたします。

まして、もちろんコストというのもよく見て料金のあり方などというのは常に考えていかなければならぬというふうに思つております。

動が週に三回あります。月に十二回あるわけなんですね。週休二日ですから、一週間のうち昼間勤くのが二日、夜働くのが三日ということになります。看護婦さんの場合、皆さんもう耳なれています。看護婦さんの中でもう耳なれていらっしゃるやう二・八、複数勤務で月八日ということですで、これの人事院の裁定というのは三十年前ですね。ところが、看護婦さんの三十年前の二・八、これは随分今改善されてきているようですが、それでも、それに比べて郵政省の職場では、実はそ

郵政省だろうが労働省だろうが、あるいは病院だろうが、早起きは三文の徳という言葉がありましたが、それとも、早寝しないと早起きできない。人間の健康を考えても、何千年の昔から夜は休むもの、それを働くというのは、どこかで必ず何らかのマイナスが起こってくる。そういう点も十分分配慮しまして、夜勤体制というのは、いろいろな職場があると思いますけれども、配慮しなければならない問題だと私は考えております。

す。家庭はもつと大変だと思うんです。
こんな夜勤では、女性が子供を産み育てるとい
うことは絶対不可能だ。今出生率の低下の問題が
大問題になつておりますけれども、これはもう本

○鈴井委員長 中井治君。
○中井委員 二つの法案に関連して幾つかの問題をお尋ねをいたします。
N T Tは、既に公衆電話料金の変更申請を出され、その結果はまだお聞かせにならぬが、この問題は、今後、どうなさるつもりですか。

れに女性が採用されるようになつてまだ日がたつていないので、現在は若い人しかこの勤務にはついていないというのものが今の状況ですけれども、私もこの前新夜勤を見てまいりましたときにも、若

れであります。そして、先ほどから貴殿があらうとしたように、郵便につきましても、御努力はいたしましたが、大変厳しい経理内容、決算状況が出てくるのじやないか、五%以上の赤字が出て、省令で値上げに踏み切るのじやないか、こういふ見則記事が出来て、いるつであります。

い女性の方でした。その仮眠室をちゃんとそのままで置いていたんですね。それで、やはり眠れないと言つていきました。そういう状況です。ですから、やはり、今は若い人だ、しかしこのままでは、結婚とか出産ということでは絶対勤められません。

これはこれで、それぞれの時期にまた私どもも機会があれば議論をしたいと思いますが、一つ、こういう発想というのはあるのかないのか、前々から考へておられたことだと思いますので郵政側のお考えをお聞きしたいと思います。

結局、結婚出産、そういう事態になつたら事実上退職ということを強要するということにもなりかねないというのが今の職場実態だというふうに思うわけです。

ですから、ぜひ大臣も郵便における夜間労働について考え方を直していただきたい。政府自身が国に影響してゆとりと豊かさ、生活大国というのを提唱しているときに、夜間労働とそれが与える職員への影響、さらに家族への影響、これをぜひ考える時

なことは事実でございますが、その辺につきましては、全体としての決算というのは過日一応NTTの方から発表になつたわけですが、いわゆる事業別の収支と言われているものについて、これがどのようになつてあるかという点は平成四年度から初めて実施をしたわけでございますけれども、そちらの方の結果というものが今月じゅうには太体わかるのではないかと存りますので、まずはそういうようなものについても出た結果をよく吟味してみる必要があるのでないかなというふうに思っております。

えになつたことがおありなんだろうか、そんなことを含めてお尋ねします。

○中井委員 ちょっと意味が違うと思うのですね。僕は、料金改定の、それはやるのかやらぬのかわかりませんけれども、発想的に、N T Tといふのは距離によつてそつ値段を変えるべきじゃない、いけるものじゃないか、逆に郵便の方が距離

とを前提にいたしまして料金をもめていくところが法律の建前からする基本的な考え方になつておると思います。

したがいまして、電話についてのいろいろな料金を考えますときには、やはりそれぞれのサービスにつけてのコストと、いうものをまず考慮に入れ

によって値段を変える必要があるのじゃないか、経費的にいえば、そういう発想というのではないんですか、こうお尋ねしているのであります。○白井政府委員 ここ何年かの間の電気通信技術の発達というのは大変目覚ましいものがあります

ることが必要だというのは先生のおっしゃるところだと思います。それからさらに、極めて公共性の高い事業であるということもありますので、社会的、政策的な配慮というのも当然加えられるということがあり得るわけでありまして、その辺をどうお考えにならぬか、お尋ねいたいのです。

す。こうした技術の開発の成果として長距離のコストがだんだん下がってきているということは間違いない事実であると思います。

○上野(夷)政府委員 NTTの料金と郵便の料金が引き合いに出されましたので、郵便の料金の考え方についてお尋ねします。

あわせ考えて、具体的に料金を決めていくということになるわけでございます。

確かに、NTTの方としては、長距離の料金を下げて、それから市内の料金を上げたといったふうなこと

え方にについて申し上げさせていただきたいと思いつます。

うなおっしゃり方で料金改定の考え方というのをお話しになつたということも聞いておりますけれども、私どもとしては、電話料金というのが極めて公共性の高い料金であるということを頭に入れ

は、現在均一料金で、北海道から沖縄まで含めまして、郵便につきましても、郵便料金はございません。この手紙はがき、均一料金でございます。これをお送りする背景には、できるだけ安い料金

金で公平なサービスを提供するという考え方があります。といいますのは、全国にポストを設置いたしまして、それでポスト投函という非常に簡単なシステムを維持しておるわけでございますけれども、こういったものをやろうといたしますと、やはり料金は均一料金制というものが前提になるわけでございます。そういったことから、信書につきましては世界各国とも均一料金制、こういったものになっておりますが、小包につきましては、非常にまちまちなものをお運ぶ、コストが非常に千差万別、地域によって非常に大きいというようないいことから、これは地域別の料金になつております。

○中井委員 私は、料金改定のときに、今までと同じ形でまた一律に上げるということじやなしに、いろいろな方法を考えたらいいじやないかと申し上げておるので、信書だって重さによって値段が違うのです。NTTと一緒に、距離によつて変わることも一つあるじやないか。北海道まで行くのに一日で届いてしまう、その間にかかる経費というのは大変なことがあります。市内でお出で市内へ配達してもらうのと経費が全然違う、それを一緒に値段でいつまで維持できるのだろう、人手を使うものがそんなに一律の料金でいくんだつたら、逆にNTTだけで全国一律でいくらじやないか、そこらをもう少し柔軟な発想をしたらどうですかと聞いておるだけですから、もうちょっととちゃんと答えてください。

それではほかのことを聞きます。
料金改定はともかくとして、来年の採用を三千人減らすんだ、こういう発表がなされました。これは間違いないんだと思いますが、これは来年だけ三千名減らすのですか、それともずっとこれは採用計画を減らしていくって、できる限り合理化をして、そしてできる限り値上げ幅を縮小しよう、あるいは値上げをしなくて済むようにしよう、こいういふ発想なんですか。どっちですか。
○上野(寿)政府委員 職員採用につきましては、平成六年度三千人減らすということでございまし

て、そこから先は現在考えておりません。

○中井委員 その年だけ三千人減らすということは、非常にまちまちなものを運ぶ、コストが非常

にわたりまして私どもまだはつきりつかんでおりませんので、とりあえずはやはり平成六年度を対象にして実施するということにいたしたところでござります。

○中井委員 郵便物数の動向でございますと、せんので、とりあえずはやはり平成六年度を対象にして実施するということにいたしたところでござります。

○中井委員 お役所の合理化と民間の合理化は違うとは僕は到底思わないんですね。だから、合理化をおやりになつて、本当に減らしておやりになります。

○中井委員 お答えいたします。

○上野(寿)政府委員 このたび平成六年度の採用計画の発表と、それからさらに、あわせまして今後効率化の実施というふうなことも発表いたしております。しかし現実には、たくさんの方が切手を買われる、はがきを買われるけれども、実は郵便サービスというものを受けてない。机の中へ置いてある。この分を消費税で払うというのは逆におかしくなつちゃうんじゃないですか。そのところの経理はどうなつてありますか。

○新井政府委員 お答えいたします。

まず、郵便事業における消費税額の算定方法について、ちょっと御説明申し上げたいと思うのですが、私は、各地に置かれている、さつきお

話に出たポストですね、ポストの郵便物を集めています。

義務者とされております郵政事業特別会計、ここで算定されまして、その中に含まれているものでござります。

それで、郵政事業全体の消費税の算定でござりますけれども、これは多少複雑になりますので、表げせずに頑張つてこられたことは心から敬意を表しますが、しかしながら努力の仕方によっては簡素化あるいは合理化の方法がある。そういう意味で、私どもも知恵を出しますが、郵政省側も、できる限り値上げを遅くするんだという意味で、あるいはまた安い料金でサービスをしていくんだという意味で頑張つていただきますように、重ねて要請をいたしております。

それからもう一つ、切手の関係で、先ほど同僚の石田議員から消費税の質疑がございました。私自身は消費税が通過しましたときに落選しておりますので、消費税の問題、時々議論がわからなりところがあるのですが、結局こういうことです。六十二円の切手の六十二円という値段には、切手の価格としての六十二円だ、これには消費税がつかない、そして、この六十二円の価格の切手を張つて郵便サービスを受けるときに消費税をそなう。——うなづいているからいいですよ。それじやそういうことで。

そうしますと、一つお尋ねをしたいのは、郵政省の毎年の総収入の中で切手の売り上げというの

が入つてくる。トータルの売り上げの中で消費税を払いになつて、しかし現実には、たくさんの方が切手を買われる、はがきを買われるけれども、実は郵便サービスというものを受けてない。机の中へ置いてある。この分を消費税で払うというのは逆におかしくなつちゃうんじゃないですか。そのところの経理はどうなつてありますか。

切手、はがきが郵便として利用されない段階で消費税を納付するという場合も当然生ずるわけでござりますけれども、事務の単純かつ簡便さと申しますか、あるいは売上額の把握の正確さ、こういった点からいつて、今のシステムが最もベターではないか、こういうふうに思つておるところでございます。

○中井委員 私は、おかしいでしょと聞いたんだから、おかしいですと答えてくれたらいいだけのことを、長々と答えるといつてください、時間がなくてかなわんのです。

あなたは、簡便だから勝手にやつてますと言つても、さつきの理屈からいうと、本当は消費税を全額お払いになるのはおかしいんですよ。それだけ申し上げておきます。

それからもう一つ、ついでにお尋ねします。NTTの電話カードがあります。これ、どうなつておるんですか。これも同じ発想になつてゐるんでしよう。この場合には、買われて、そから、そうすると、電話カードの場合には、四年後の、使われていない部分の売り上げを計上したときに消費税を払う、こういうことですか。そういうことですね。違うんですか。

○新井政府委員 お答えいたします。

電話カードによります電話料金の徴収につきましては、先生御指摘のように、利用のたびごとに消費税を徴収するというふうに私ども承知いたしております。

○中井委員 それは答えじゃないな。今のお答えだつたら、利用のたびというのは、要するに電話カードを買って払ったお金が、消費税をそのままNTTがお払いになるということですか。違うでしよう。電話カードを買って、売り上げには出てくるけれども、実際には公衆電話で使われた分だけが電話カードの中から料金として払われて、その分の消費税を払う。そして電話カードのものが、四年後にはその使われてない

部分が計上されて、今年は八百億ぐらいあるのでござります。

○中井委員 私は、おかしいでしょと聞いたんだから、おかしいですと答えてくれたらいいだけのことを、長々と答えるといつてください、時間がなくてかなわんのです。

あなたは、簡便だから勝手にやつてますと言つても、さつきの理屈からいうと、本当は消費税を全額お払いになるのはおかしいんですよ。それだけ申し上げておきます。

それからもう一つ、ついでにお尋ねします。NTTの電話カードがあります。これ、どうなつておるんですか。これも同じ発想になつてゐるんでしよう。この場合には、買われて、そから、そうすると、電話カードの場合には、四年後の、使われていない部分の売り上げを計上したときに消費税を払う、こういうことですか。そういうことですね。違うんですか。

○新井政府委員 お答えいたします。

電話カードによります電話料金の徴収につきましては、先生御指摘のように、利用のたびごとに消費税を徴収するというふうに私ども承知いたしております。

○中井委員 いすれにしても、切手と電話カードとで消費税のやり方が違うということは事実であろうかと思う。

別にどうということはありませんが、本当に先ほど樂しい質問の中でも、私もこのことをふと聞いてみようと思つたのですから。だけども、切手なんかかなりありますよ、埋蔵されているといふことがあります。

○中井委員 いすれにしても、切手と電話カードとで消費税のやり方が違うということは事実であろうかと思う。

別にどうということはありませんが、本当に先ほど樂しい質問の中でも、私もこのことをふと聞いてみようと思つたのですから。だけども、切手なんかかなりありますよ、埋蔵されているといふことがあります。

○白井政府委員 テレホンカードの大半、九十数%は公衆電話に使われるわけですが、公衆電話の料金というものは、それぞの距離ごとに実は消費税を加味しまして決められておりますので、実は消費税制度が実施される前に比べますと、その分、秒数がちょっと短くなっているということになつておりますので、実際に電話をかけられたときに消費税が払われるというような仕事になつております。

○中井委員 そうすると、残されたお金の決算、このときの売り上げは消費税を払うんですか、払わないんですか。払つているんでしよう。

○白井政府委員 申しわけありません。その点については勉強しておりませんが、今までの仕組みから、恐らく消費税を払うということにはならないと思いますが、もし間違つておりますから、また後ほど御報告に……（中井委員）

「払つてない」ということですか、残りの金額には」と呼ぶつまり、消費税を払うのは、電話を使つましたときに、家庭で使つたら、加入電話の請求書の中に消費税分というのがきちっと項目を立てられるまして料金に加算されておりましまし、公衆電話の場合は、その分、話す時間が短くなつているということでござります。

○中井委員 いすれにしても、切手と電話カードとで消費税のやり方が違うということは事実であろうかと思う。

別にどうということはありませんが、本当に先ほど樂しい質問の中でも、私もこのことをふと聞いてみようと思つたのですから。だけども、切手なんかかなりありますよ、埋蔵されているといふことがあります。

○白井政府委員 まあこれは例えとして適切かどうか、お許しをいただきたいと思いますが、例え

うか、お許しをいただきたいと思いますが、例え大きな設備でありますとか大きな施設でありますか、お許しをいただきたいと思いますが、例え

ターミナルなどの設置をされておりまして、そして施設の全体の安全だとかいうようなことを監視をいたしておりますが、いわば意味合いでしてはあります。したがいまして、この受け持ちの

やつちやう。電話カードの方はちゃんとやつてあるというのは、同じ郵政省の中として、消費税として少しおかしいんじやないかと思います。私ども一遍研究しますが、郵政省側も一度そういう会計処理でいいのかどうか、大蔵当局との話し合いで詰めいただきますよう要請をいたしております。

そういうことで、ほかのことに行つてしまいましてので、あと一つ二つ、お尋ねをいたします。

この基盤整備の一部を改正する法律案であります、その中で支援対象施設、四つが挙げられております。一番目の電気通信網統合監理設備、これはどのくらいの期間でどのくらいのお金をかけます。二番目の電気通信網統合監理設備、これが日本じゅうの県単位の監視施設をつくり上げてあります。

○白井政府委員 電気通信網統合監理設備でございますが、これはNTT関係の数字ということでは御理解をいただきたいと思います。目標としては五百五十の設備を設置したいという目標を立てておりますが、現状は、まだ五十の設備しか設置されておりません。したがいまして、あと残り百五十五の設備を設置したいという目標となつております。したがいまして、あと残り百五十五の設備を設置したいという目標となつております。

○白井政府委員 これは私もちょっと勉強させていたいたで、中途半端なんですが、これをつくつて本当に何か信頼向上とか安全向上とか、あるいはNTTの合理化になるとか、そういうものに寄与するものなんでしょうね。別につくらなくてもいいような感じがあるのですが、そんなことはないですか。

○白井政府委員 まあこれは例えとして適切かどうか、理由をお聞かせください。

○白井政府委員 電線類の地中化の方法としては、だいたいま先生もおっしゃいました共同溝と言われば大きい設備でありますとか大きな施設でありますか、お許しをいただきたいと思いますが、例え

ところには必ずと言つていいほど監視施設のセンターミルなどの設置をされておりまして、そして施設の全体の安全だとかいうようなことを監視をいたしておりますが、いわば意味合いでしてはあります。したがいまして、この受け持ちの

地域における電気通信の施設全体について、故障が起きていないかとか、あるいは事故が起きてないかというのを常時監視しておりますが、もしそのような事故が起きたときにはすぐに適切な措置をとつて、事実上の支障が生じないようになります。

○白井政府委員 県単位で、大きな県は幾つか、こ

う、わかるんですが、県単位で監視あるいは故障のないようにチェックをする、これはこれで結構ですが、本当にそのセンターだけでチェックができる、小さな局々にはそういう監視施設やらそんなどはないというのなら、これは合理化にもなるし、つながると思うんですけども、小さい局ではどのくらいの期間でどのくらいのお金をかけます。二番目の電気通信網統合監理設備、これが日本じゅうの県単位の監視施設をつくり上げてあります。

○白井政府委員 電気通信網統合監理設備でございますが、これはNTT関係の数字ということでは御理解をいただきたいと思います。目標としては五百五十の設備を設置したいという目標を立てておりますが、現状は、まだ五十の設備しか設置されておりません。したがいまして、あと残り百五十五の設備を設置したいという目標となつております。したがいまして、あと残り百五十五の設備を設置したいという目標となつております。

○白井政府委員 これは私もちょっと勉強させていたいたで、中途半端なんですが、これをつくつて本当に何か信頼向上とか安全向上とか、あるいはNTTの合理化になるとか、そういうものに寄与するものなんでしょうね。別につくらなくてもいいような感じがあるのですが、そんなことはないですか。

○白井政府委員 まあこれは例えとして適切かどうか、理由をお聞かせください。

○白井政府委員 電線類の地中化の方法としては、だいたいま先生もおっしゃいました共同溝と言われば大きい設備でありますとか大きな施設でありますか、お許しをいただきたいと思いますが、例え

ところには必ずと言つていいほど監視施設のセンターミルなどの設置をされておりまして、そして施設の全体の安全だとかいうようなことを監視をいたしておりますが、いわば意味合いでしてはあります。したがいまして、この受け持ちの

力、ガス、下水道、そういうものは必ず入るようになります。私どもの電話でありますとか、水道、電力、ガス、下水道、そういうものは必ず入るようになります。

イプなども入ることがあるというふうにお聞きをしております。

これは実は設置をするのは道路管理者であります。当然国道の部分でありますと建設省が一定程度お金を負担して設置をするということになります。おるものですから、例えば一キロメートル当たりの費用ということで考えてみると、全体では一キロで四十億円ぐらいかかるようであります。が、電気通信事業者、つまりNTTが負担するのを一つに四億円で実は済むわけござります。ところが洞道といふものにつきましては、これはトンネル式のかなりしっかりした洞道でありますけれども、この場合は一キロで十五億円がかかるといふことがあります。それで、共同溝等につきましても、関係のところで、省庁で毎年集まりまして、いろいろとできるだけ計画的に進めていこうということでやつてきておりまして、今のところは実は最大限の規模でやれるところはやつているということです。

問題は、共同溝といふのは、先ほど申し上げました少なくとも五つの関係者の方がここに管轄線を引こうということで話がまとまったときにその部分に共同溝を掘るということになるわけでございまして、洞道といふのは、実はもうNTTしかここにはトンネルを掘る必要がないといふところだけを考えております。したがいまして、大きな電話局のすぐ近くの部分でありますとか、要するに電話線が、かなりの電話線がそこに集中をすることによるようないわば電話局の近間のところでのような洞道といふよつたトンネルを掘りまして電話線を格納するということをしておるわけでございます。

○中井委員 人材研修等をお聞きしたかったのであります。時間がなくなつたので終わりりますが、この人材研修等も、私どもこの国会で質疑をして法案として成立をさせたわけであります。が、なかなか所期の目的どおり有効に使われていない面があるということを漏れ聞いております。こういう形で基盤整備をしていくことは私ども大

賛成であります。が、仮つくつて魂入れずといふとのないように、有効利用がされますように御努力をいただきますことを要請して、終わります。

○亀井委員長 これにて両案に対する質疑は終りました。

承願います。

○亀井委員長 電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案について、日本共産党から討論の申し出がありました。が、先刻の理事会で協議の結果、御遠慮願うことになりましたので、御了承願います。

郵便切手類販売所等に関する法律の一部を改正する法律案については討論の申し出がありませんので、これより両案について直ちに採決に入ります。

まず、電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○亀井委員長 起立多数。よって、本案は原案の本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○亀井委員長 起立多数。よって、本案は原案にとおり可決すべきものと決しました。

○亀井委員長 起立多数。よって、本案は原案に対する附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を説明いたします。

○亀井委員長 起立多数。よって、本案は原案に対する附帯決議案につきまして、提出者より趣旨の説明を聴取いたしました。坂井

隆憲君。

○坂井(隆)委員 ただいま議題となりました電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

○亀井委員長 正する法律案に対する附帯決議案を改めます。案文を朗読いたします。

○亀井委員長 本法施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

- 一 電気通信があらゆる社会経済活動の中核機能を担っている実情にかんがみ、ネットワー

クの高度化に対応した安全・信頼性の向上を図るために、関係機関の十分な連携が行われるよう努めるとともに、高度情報社会に向けた情報通信基盤の将来像についても積極的に対応すること。

一 電気通信事業者に対する各種支援措置の一層の拡充に努めるとともに、そのため必要な資金の確保等に努めること。

一 各施設整備事業に関する実施計画の認定等に当たっては、電気通信事業者の健全な運営と活力を損なうこととなるよう十分に配意すること。

一 情報通信基盤の整備に当たっては、地域の実情等を踏まえ、地域間格差のない均衡のとれた地域の情報化を推進し、活力ある地域社会の構築を図ること。

以上のことおりであります。

この附帯決議案は、自由民主党、日本社会党・護憲民主連合、公明党・国民会議及び民社党の四派共同提案に係るものであります。案文は、当委員会における質疑等を勘案して作成したものでありますから、各項目についての説明を省かせていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○亀井委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

○亀井委員長 本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○亀井委員長 〔賛成者起立〕

○亀井委員長 起立多数。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

採決いたします。

○亀井委員長 本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○亀井委員長 〔賛成者起立〕

○亀井委員長 次に、郵便切手類販売所等に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたしました。

一 健全な郵便事業の運営を維持するため、積極的な営業活動による増収を図るとともに、情報機械化等の効率化を推進するなど、中長期的な視野に立つて郵便事業財政基盤を確立すること。

以上のとおりであります。

○亀井委員長 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○亀井委員長 起立総員。よって、本案は原案の

とおり可決すべきものと決しました。

○亀井委員長 ただいま議決いたしました本案に對し、坂井隆憲君外四名から、附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を聴取いたします。大木正吾君。

○大木委員 ただいま議題となりました郵便切手類販売所等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を説明いたします。

郵便切手類販売所等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議案(案)を改正する法律案に対する附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を説明いたします。

○大木委員 ただいま議題となりました郵便切手類販売所等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議案(案)を改正する法律案に対する附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を説明いたします。

郵便事業は、今後とも、全国あまねく公平にサービスを提供する国営事業として、国民生活の向上及び社会経済の発展に一層貢献するよう努めるとともに、必要な要員、施設を確保し、国民に信頼される安定した業務運行の維持を図ること。

郵便事業は、今後とも、全国あまねく公平にサービスを提供する国営事業として、国民生活の向上及び社会経済の発展に一層貢献するよう努めるとともに、必要な要員、施設を確保し、国民に信頼される安定した業務運行の維持を図ること。

郵便切手が多くの人々によつて使用、鑑賞、収集され、我が国の自然、文化、産業等を広く内外に伝える役割を有していることにかんがみ、今後とも、魅力ある郵便切手の発行に努めるとともに、郵便切手等の委託による海外販売の実施地域の拡大等を図ること。

手紙のもつ文化的意義及び教育的側面に着目し、今後とも文通活動の促進等手紙文化の普及、振興に努めること。

健全な郵便事業の運営を維持するため、積極的な営業活動による増収を図るとともに、情報機械化等の効率化を推進するなど、中長期的な視野に立つて郵便事業財政基盤を確立すること。

以上のとおりであります。

○亀井委員長 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○亀井委員長 起立総員。よって、本案は原案の

護憲民主連合、公明党・国民会議、日本共産党及び民社党の五派共同提案に係るものでありますて、案文は、当委員会における質疑等を勘案して作成したものでありますから、各項目についての説明は省かせていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。
以上。

○龜井委員長　これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○龜井委員長　起立総員。よつて、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。(拍手)
この際、小泉郵政大臣から発言を求められておりますので、これを許します。小泉郵政大臣。

○小泉國務大臣　ただいま電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案及び郵便切手類販売所等に関する法律の一部を改正する法律案を御可決いただき、厚く御礼申し上げます。

本委員会の御審議を通じて承りました貴重な御意見並びにただいまの附帯決議につきましては、今後の郵政行政を進めるに当たり、御趣旨を十分に尊重してまいりたいと思ひます。どうもありがとうございました。(拍手)

○龜井委員長　お諮りいたします。
ただいま議決いたしました両案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○龜井委員長　御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○龜井委員長　次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時五十四分散会

平成五年六月十五日印刷

平成五年六月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D